

### 肥後國五卷 太宰管内志第四稿

#### ○託麻郡

〔延喜式〕に肥後國託麻郡あり〔和名鈔〕に肥後國託麻、多久万とあり、名義いまだ考へず、さて〔太平記三十三卷〕延文三年筑後大原合戦、件に河尻肥後入道、詫間三郎鹿子木三郎、〔舊記〕に文永十一年十一月廿日挑戰山田、次郎重基宅磨、別當太郎頼秀以二百三十騎、突入蒙古軍、大戰死之松浦、少貳原田敗績、〔菊池系圖〕に了俊大友、少貳大内兄弟數千騎寄來肥後國之間於託麻原云云、又〔九州軍記〕に託間三郎云云〔同書〕に天正の比城、越前守親賢、合志伊勢守親爲も城がたにて甲斐宗運と託麻原にて合戦する事みえたり、さて郡の大様は〔和名鈔〕に託麻郡、桑原・上島・津守・酒井・波良・漆島・下井・三宅〔巴上八〕〔寛知集〕に託麻郡二十九村、〔清正記〕に託麻郡二万八千四百八十三石九舛四合五勺などあり、次に方位等の事は東方阿蘇、益城二郡となり南方は凡て益城郡となり西方は飽田郡となり北方は合志、飽田二郡に、土地の狭きこと飽田郡にならべり〔地圖〕に依て按ずるに託麻郡と此郡との界となる又郡中に官道あり熊本より日向國臼杵にいたる道すぢなり、

#### ○桑原

託麻原ノ  
○大津  
石高  
方村  
位高

詫問姓

宅磨姓

詫磨原

託麻原ノ

○大津

石高

方村

位高

〔名義〕

〔和名鈔〕に託麻郡桑原郷あり、桑原は久波々良と訓ふべし大隅國桑原へ久波々良な名義は古に桑を多く植生したる地などにて負せたるべし桑原姓の住めりし處にて負せたるほきにはあらじかし、その郷地今はつまびらかならずなほよく

#### ○上島

〔和名鈔〕に託麻郡上島郷あり、上島は宇徹志麻とよむべし、名義は一區なる處などにて負せたるべし、〔地圖〕を按ずるに益城郡の内北方託麻郡に近き處に上島村あり是なるべし、此二郡の界を流る、川の南にあり、

#### ○津守

〔和名鈔〕に託麻郡津守郷あり、津守は都毛利と訓ふべし越前國敦賀郡津守、守姓人の住りし地なるべし古に津守を置れたる處にもやと思ひたりしかど此郡より〔上田氏云〕佐々軍記附録に阿蘇記云欽明天皇二年九月廿九日夜、丑、中刻、益城郡津森庄に神武天皇の靈出現し給ふ是を津守大明神と號すとあり此津守をいふかと云へり今はさだかならず、

#### ○酒井

〔和名鈔〕に託麻郡酒井郷あり、酒井は佐加爲とよむべし安房長狹郡酒井へ佐加井、越り前國今立郡酒井へ佐加井など名義は酒泉などの有し處にて負せたるか然る例諸國に多し〔肥前風土記〕〔肥前郡志〕

#### 肥後之五(託麻郡)

〔名義〕

〔所在地〕

〔名義〕

津森庄  
津森明神

〔名義〕



〔所在地〕

月始變白色味酸氣臭不能與飲孟春正月變而清令人始飲喫因  
益城郡北に赤井村有て此郡に近し是にはあらぬか  
此郷地今につまびらかならず

○波良

〔名義〕

〔倭名鈔〕に託麻郡波良郷あり波良は破羅とよむべし  
阿蘇郡にも波良郷あり、名義いまだ考へ

〔所在地〕

すもし原姓一人住めりし處などにて買せたるにはあらぬか原造(ミヤツコ)は「姓氏録」に見えたりま  
れれど土地阿蘇川の南にありて託麻郡にちかし、此郷地も今はつまびらかならず  
重て按ずるに「菊池系圖」に託麻原  
ありて託麻郡にちかし、此郷地も今はつまびらかならず  
と云事見えたりしそのあたりに  
考ふべし

○漆島

〔訓義〕

〔倭名鈔〕に託麻郡漆島郷あり、漆島は宇流志之方と訓ふべし  
印本にメリシマと假字を  
部(メリシ)など云事もあればなほメリシマならむかともおもへど今もウルシツ  
マと唱へ又此國に漆川といふ處も有るよしなればまづしかよみつるになん  
に「拾芥抄」戸録一部に無三戸姓漆島或朝臣と云事あれば此地名も其姓によれる事  
にはあらぬか又思ふに漆木の多き處などにて買せたるにも有むか猶考ふべし、さて「文書」に  
於今度日州高城表一都甲長門入道宗甫戰死忠儀無比類一候仍田染庄系永名之  
内新開太郎九居屋敷分合三町六段并肥後國託麻郡之内漆島拾貳町分之事、當時後  
家以存知、孫萬壽奉公連續肝要候恐々謹言二月廿二日都甲長門入道後家、義統  
花押とあり、此文書は筑前國鞍手郡にあり、「長瀬氏云」託麻郡漆島と云は今本庄村代繼神社の邊に名  
のみ残り、鞍手郡にあり

文書所載

所在地

〔和名鈔〕に託麻郡下井郷あり下井は志毛章とよむべし  
シツ井などよむべきかとも思へ  
る例多ければこなるもまづ志毛とよみつ考べし、名義は水に由有て負せたるべし、此郷地も今は詳ならずし  
もふに益城北に井寺村ありて此郡に近し又此郡東に井手村あり是は阿蘇郡の内にもあらむ常足がみた  
井は上に出たる酒井をふたつに分けたる其内の一つにて下酒  
井といふ意にはあらぬかさらば酒井郷の地と同所にあるべし、

○下井

〔訓義〕

〔名義〕

〔所在地〕

〔和名鈔〕に託麻郡三宅郷あり、三宅は美也氣とよむべし  
大和國城下郡三宅、美也介  
名義は古に官家を置れたる處なるべし、さて「安閑天皇紀」に二年五月、甲寅  
置筑紫穂波屯倉鎌屯倉豊國膝崎屯倉桑原屯倉肝等屯倉  
我鹿此、火國春日部屯倉云とある春日部屯倉にして其わけ下、  
云阿柯、火國春日部屯倉云とある春日部屯倉にして其わけ下、  
其筑紫肥豊三國屯倉散在縣隔運輸遙阻、儻如須要難以備率亦宜諸郡分  
移聚那津之口備非常永爲民命早下郡縣令知朕心とある内の一なるべ  
し、此事委くは「筑前志口」(ハ)卷、「地圖」を以考ふるに飽田郡春日村あり此郡との間  
に白川をはさみたれど其間近ければ是なるべし、「安閑紀」なる春日部屯倉は託麻郡三宅なる  
さて此春日部といふ地名は其前後に春日部のすめりし處なるべし、後、名を初にまはして書る事古書に  
例多し「體天皇紀」なる糟屋屯倉なども屯倉と成れるは後なれど初に巡らして書給へるなるべし、

〔名義〕

〔所在地〕

春日部屯倉

〔所在地〕

〔春日部の地名〕

○國分寺



創立  
佛具を頒  
ち下す

舍利尼

沿革

寺領  
所在地

佐忍和尚

實道玄理

創立

得度の制

〔續紀十三卷〕に天平十三年二月云云 毎國僧寺 施封五十戸 水田十町必令有二十  
僧 其寺名金剛明四天王護國之寺とあり、又〔同書十九卷〕に天平勝寶八年十二  
月己亥云云 筑後・肥前・肥後・豊後・日向等二十六國國別頒下灌頂幡一具道場幡四十  
九首緋網二條以充周忌御齋莊飭用了收置金剛明寺永爲寺物隨事出用之  
〔元亨釋書十八卷〕舍利に肥前州佐賀氏設安居會請大安寺戒明講華嚴云  
云 肥後州國分寺沙門并豐州宇佐神宮寺僧二人誹謗舍利時空中垂長臂不見  
身抓裂二比丘頭面二人不幾俱死云など見えたり、さて〔肥後小鏡〕に託麻郡  
一宮國分寺領一石六斗とあり、〔八敬云〕國分寺醫王山は託麻郡神倉庄今村にあり  
禪宗にして川尻大慈寺の末寺なり今寺領三石あり應仁文明の比兵火にかかりて廢  
跡となれりしを享祿年中大慈寺の住僧第五十世天佐忍和尚わづかに一宇の禪刹を  
營みて其跡を殘せりそれ大慈寺の末寺となる其後又荒廢せしを貞享年中に大慈寺  
の門下實道玄理と云僧國中を勸化して今の佛殿を再興せりと云

○尼寺

〔續紀十三卷〕に天平十三年二月云云 毎國尼寺水田十町一十二尼其寺名爲法華  
滅罪之寺 〔今本類聚三代格〕天平二年八月十八日官符に一國分尼寺先度之尼十人後度之尼十人合  
官符報符行但復後十尼 〔法〕准先十尼之内一人死 即依先勅早滿彼數仍國司國師共簡定申  
者不豫 此例云云 とあり、此國ニ寺跡今はさだかならずされども必國分僧寺

〔所在地〕

所在地

益城連姓

大伴君熊  
疑

と同處にある例なればまづ此處に擧て後考をまつになむ〔地圖〕に託麻郡國府村の西につ  
きて九品寺村ありしこのわたりにはあらぬにやなほよく考ふべし尼寺はさらにもいはず僧寺の方も王制  
すたれて後にはなくなりたるが多ければ此國なるも尼寺は早くよりすたれて其跡しられざるにてもあるべし  
國府村のわたりに九品寺村ありもし古く由縁ある寺などは聞えぬにやめつらしき  
地名なり又十善寺と云村もあり是も古く故ありげなる名なりかし 〔なほ村名に寺號  
郡にも是彼ありその事は此卷の終にもいさゝかいふべし 〔なほ村名に寺號  
を付たるは他〕

○本山城

〔肥後小鏡〕に託麻郡本山古城從熊本二十九丁とあり〔地圖〕を考ふるに本山村  
は白川を渡り南にあり何人の住めりし所なりや〔軍記〕などにも見えぬやうにお  
ぼゆなほ考ふべし、

○益城郡

〔延喜式〕に肥後國益城郡あり〔和名鈔〕に肥後國益城萬志岐とあり、名義いま  
だ考へず、さて〔續紀四卷〕に和銅二年六月己巳筑前國御笠郡大領正七位下宗形部堅牛賜益城連姓と  
云事も見えたりと云はるは、この郡名をもとにして預けたる姓ときゆれば益城連姓と  
〔萬葉集五卷〕に 爲天伴熊疑述志歌二首大典麻田連陽春國遠伎路乃長手遠意保々斯久計 〔イ前コ〕  
須疑南已等騰比母奈久、朝露乃既夜須伎我身比等國爾須疑加氏奴可母意夜能目遠保利  
和爲熊疑述志歌一首并短歌序筑前國山上憶良、大伴君熊疑者肥後國益城郡

肥後之五(益城郡)



人也年十八歲以天平三年六月十七日爲相撲使某國司官位姓名從參向京都爲  
 天不幸在路獲疾、即於安藝國佐伯郡高庭驛家身故也臨終之時長歎息曰傳聞  
 假合之身易滅泡沫之難駐以所千聖已去百賢不留况乎凡愚微者何能逃避、但我老  
 親並在奄室待我過日自有傷心之恨、望我違時必致喪明之泣、哀哉我父痛  
 哉我母不患一身向死途唯悲三親存生之苦、今日長別何世得觀乃作歌六首  
 而死  
 其歌に宇知比佐受宮幣能保留等多難知斯夜波何手波奈禮斯長奴國乃意久迦百重山(交り)出  
 而由俊斯日乎可俗閉郡都家布等阿哀麻多周長武知波波長波母一世爾波二遍美延良知波波哀  
 意伎豆夜奈何久(續紀卅一卷)に寶龜元年云云 此事は重て八月十七日同國益城郡人山稻  
 阿我加加禮南  
 主献白龜 同月丁酉賜獲白龜者山稻主云云 傳入十六級絹十匹綿廿屯布四十段  
 正稅一千束などあり、又郡大様の事は「倭名鈔」に益城郡當麻子按加西坂  
 本・益城・麻部・富神・宅部已上八「寛知集」に益城郡二百八十六村、「清正記」に益  
 城郡十八萬五千石七斗九升二合八勺五才村名帳に益城郡二百八十二村「肥後國小鏡」に益城郡  
 隈庄古城云云後に引出御舟古城云云是も後に引花山古城城主□遇脇刑部、堅古城  
 城主北左衛門、岩尾古城城主岩尾某甲斐親房、受東寺古城城主云云後に引出て  
 崎原寺古城城主砥用丹後田城古城□木原古城鎮西八郎爲朝所築也、豊  
 福古城城主村上伯耆守顯孝、本郷内藏武邦、東播磨守豊内古城城主伊津山城

山稻主白  
 龜を献ず  
 ○大様  
 鄉村  
 石高  
 古城

山岳  
 河川  
 方位

阿蘇宮縁  
 起所載  
 大宮司  
 四箇社  
 一四箇社  
 甲佐岳  
 上宮  
 福城寺  
 肥後高

守、木山古城城主木山備後守惟昌・同右馬頭惟貞・木山左近太夫・下陳古城城  
 主光永中務、阿高古城三谷川別「同書」山名に益城郡甲佐嶽芝山・鉾山・冠山・  
 飯田山・廣岳・大矢山・國見山、「同書」部に益城郡追江川・三丁川・大鳥川・堅志  
 田川・線川・御舟川・眞島川・住吉川・木山川・屋形川、などあり、「地圖」に依て考ふる  
 に東方は阿蘇郡にとなり西南は宇土・球麻・八代の三郡にとなりて東西十三四里南  
 北八九里或所は十里餘あり郡中に官道あり熊本より八代に至る道あり又又水流數派あ  
 り皆西に流れて線川に入て飽田・宇其水流長き物は十五六里もあるべし其水源政麻郡より出  
 り出る土二郡の界を經て西の海に入る郡中水田多く又人家殊さらに多くして國中第一の大郡なり、  
 物あり

○甲佐宮

「阿蘇宮縁起」に云云第五彦御子明神社速瓶玉命第一之御子惟人也今大宮司之遠  
 祖也住甲佐宮給、甲佐社者阿蘇四箇社之一也云云天正年中大宮司惟種之時尙阿  
 蘇郡・益城郡四箇社領、其外隣國諸處之郡庄等領之とあり、又「縁起」注に阿蘇  
 宮四箇社領と云は阿蘇甲佐健宮郷・浦是なり天正年中までは阿蘇郡益城郡健  
 宮郷・浦等社領其外隣國郡庄等は尙神領たりしなり、「國人云」益城郡甲佐岳は  
 木倉と云處より西南の隅に當りて甚高き山なり社は山上にあり久敏云甲佐岳は甲  
 佐郷甲佐平村にありて甚高く雲に登りて秀出す上宮あり福城寺も此山にあり(曾神洞云)熊本より釋迦院にゆく人甲佐のふも  
 とを通る事なり道はいとくわろき所なり肥後國の高山と云は阿蘇嶺甲佐釋迦院の四山なり



○飯田山寺

〔元亨釋書十三卷〕釋後に九歳州之味木縣、東源憑見、其幼敏無父、養而爲子名曰自然、一日延飯田山寺僧讀大般若經、憑以苾芻聰慧、雖稚而加僧員云、十四從飯田之眞俊學顯密之教とあり、飯田は伊比太と訓べし飯田は山名なり、〔肥後國小鏡〕に飯田山上常樂寺領銀十枚、此外壹石七斗六升とあり、〔久敬云〕飯田山常樂寺は益城郡木山郷小池村にありて飯田山大聖院とよぶ天台宗にして延曆寺の末寺なり〔或人云〕飯田山は甲佐岳よりひきくして山上廣し山上に池あり木倉よりは東北に當り

○正法寺

〔元亨釋書〕に初仍倦遊歸本邦、棲遲筒嶽、伐松艾、荆創一伽藍、號正法寺、當夷基趾、往往有礎石、苜以古基偶合爲勝地、宴居於此、或授密灌、或宣戒法、往來緇徒常百餘云、初建久六年在筒嶽正法寺とあり、此寺事〔伽藍開基記〕にも見えたれど地理の事は定かならぬかきさまなり此寺事は重んじて委く考ふべし

○三寶寺

〔肥後小鏡〕に益城郡三寶寺領六石五斗七升三合四勺九才とあり、此寺は下益城郡下鍋田村にあり、此寺宗旨本尊等事なほ重ねて考ふべし、序に云「地圖」を考ふるに矢部、南に興正寺村あり

釋後傍

常樂寺  
所在地  
大聖院

釋後傍  
創立

寺領  
所在地  
興正寺

打援、頭

〔訓義〕  
〔所在地〕

國府

國府趾  
郡界變遷  
國府  
在隱屋敷

〔訓義〕  
〔名義〕

當麻物部

○朝來名峯

〔風土記〕に昔崇神天皇之世益城郡朝來名峯有土蜘蛛名曰打援、頭猿二人率徒衆百八十餘人、蔭於峯頂、常逆皇命、不肯降服、天皇勅肥君等祖健緒組遣誅、彼賊衆とあり全文は初件に引ケリ、朝來名は阿佐支那と訓べし、名義はいまだ考へず、またおもふに來名莫來クナの意にて久那と唱ふべきかともおもへ、〔長瀬氏云〕益城郡朝來名峯はさだかならず地圖を按ずるに郡西に木原山とてある其邊に塚原など云村もありしこの塚原にあらば朝來名峯はこの木原山をいふなるべし、は國人などに尋て委く記しおかまほしきわざなり、

○國府

〔和名鈔〕に益城郡國府あり、〔地圖〕を按ずるに託麻郡中央に國府村あり、是古の國府趾と聞えたりされば延喜比までは此國府村邊までも益城郡内なりしなるべし〔久敬云〕古の國府は託麻郡田崎村の邊にありしと云傳ふ其時の在隱屋敷の跡とて今にあり

○當麻

〔和名鈔〕に益城郡當麻郷あり、當麻は多藝麻とよむべし大和國葛下郡當麻郷多末とことなり〔古事記〕に多岐麻とも多藝麻ともあるを正しき、さてタギの假名に當字を用ひたるはタギの音のウをギに轉用ひたるなり、くはしくは字音轉用例をひらき見て知ルべし、名義は當麻姓人の住りし處なるべしその當麻姓は大和國なる本にて負へりと聞ゆ、此郷地今はさだかならず〔舊事〕に當麻物部、〔兵部式〕に日向國當麻郡ありし、日向國當麻郡の當麻に當の字を替るわけは〔日向志〕下卷に委くわきまへたり、よく考ふべし、日向國當麻に當の字を替るわけは〔日向志〕下卷に委くわきまへたり、

肥後之五(益城郡)



〔訓義〕  
〔所在地〕

○子按  
〔和名鈔〕に益城郡子按郷あり、常足按するに按は按誤にて古久良と訓ふべきか、  
〔地圖〕を考ふるに益城郡の西北、南木倉、北木倉とて二村あり、此木倉はキクラと唱ふるか、  
ククラにても妨々あらじきて豊前國に小倉(コクラ)城もありきてコクラの名義はいかにとも知難し、上田氏は子は千、誤、按は按誤ならむと云  
へりしかど千按と云地名はおぼつかなし、もし古き「村名帳」などにチクラといふあらば其チク  
ラを今の世にキクラとあやまれるなるべし是は今すこ  
し考へてあらまほしきことなり又  
矢部城邊に小倉と云も見ゆ、

○加西

〔和名鈔〕に益城郡加西郷あり、加西は可世とよむべし、鹿脊など世に多、名義地理と  
もにいまだ詳ならず、〔地圖〕を按するに郡西に登瀬と云地名あり是れ鎧ノ字はカとよむもじをうつ  
と云所ありよしある事にはあらぬにや國人にとひてあきらむべし又おもふに郡西に鹿島  
内なれど此郡に近し又郡北に片瀬村もあり

○坂本

〔和名鈔〕に益城郡坂本郷あり、〔地圖〕を按するに坂本村あり是なるべし委くは  
上坂本、驛ノ件にいへり、此坂本には當郡野方より通ふとみえたり野方は宇土より矢部に通ふ筋な  
里許もあるべきか、されど此方には通ふ道もありやなしやしらすも古道の跡などかつ、あらば坂本驛に  
うたがひなかるべし下坂は八代郡川上邊より五箇(山)にかよふ道すぢなりもし坂本より下坂筋に出で海  
邊に出なばひぢの如くにな  
れてものどほかるべし、

○益城

〔所在地〕  
驛路

郡家

味木縣

〔訓義〕

〔名義〕

所在地

〔所在地〕

家部姓  
所在地

阿蘇大宮  
司

〔和名鈔〕に益城郡益城郷あり、是は益城郡郡家を置れたる處なるべし、此郷地  
今は詳ならず、〔元亨釋書〕に味木縣とある處にて今の甘木村などにてあらむか、  
ともおもへりしかどなほたしかならじ國人にとひてあきらむべし、

○麻部

〔和名鈔〕に益城郡麻部郷あり、麻部は表部とよむべし、印本にアサベと假名をつけたれ  
どいかがなり〔和名鈔〕中に麻  
を改とよませたるは多けれど阿佐とよ  
ませたる地名はなき見えずなん、  
しやうに、名義は古に麻部の住りし處なるべし、麻部ノ事は〔書  
紀〕に見えたり  
おほゆ、〔長瀬氏云〕益城郡麻部郷は今郡東に麻生村とてある是なるべしといはれ  
き此説さもあるべし麻部の居處に必麻生もあるべき理なり、豊前國下毛郡にも麻生ノ郷  
ありさて古にチベと唱へた  
るを後にアサフと誤たるにはあらずして  
チベと云郷名はやく亡びたるなるべし、

○富神郷

〔和名抄〕に益城郡富神郷あり、いまだ詳ならず、〔上田氏云〕富神は保加美とよむにや美濃  
國多藝郡富上といふもありといへりき  
〔地圖〕を按するに宇土郡浦上と云村あり此浦ノ字もホとも唱ふるならは是にてあらむかさらば宇土郡ノ  
郷名みだれてこゝに入れるなるべし益城郡松橋に近きところなれど土地のさま此郡の内とはきこえず、

○宅部郷

〔和名抄〕に益城郡宅部郷あり、宅部は也加倍とよむべきか、又イヘとも、  
よむべきにや、  
名義も又  
詳ならず、  
見たり由ある事にはあらぬにや、〔長瀬氏云〕益城郡宅部郷は今の矢部なる  
べしと云へり、〔地圖〕を按するに郡東に矢部城ありて其邊すべて矢部といふ熊本より此城まで十一里あ  
り矢部より日向ノ堺まで五里あり、序にいふ〔肥後國古今城主考〕に益城郡岩尾の古城は  
は阿蘇其後小國・南郷・矢部に居住す文龜の末永正の初より菊池家襲嗣して國中次第に敗亂に及べり此節大宮



司は四箇(箇)の神領の外益城一郡其外處々手に入ると見えて霧下の土處々城主たるもの多し天正十五年六月秀吉公矢野の内にて三百町寄附あり其餘は没收せらる云云と見えたり

○坂本驛

「延喜式」に肥後國坂本驛あり、坂本は佐加毛等と訓べし上野國碓氷郡坂本ハ佐加毛止など其外「和名」に多く、名義は坂道のある處にて負せたるべし、坂本驛を此郡と定めたるは「倭名鈔」に依れり「地圖」を按ずるに郡西八代郡堺に坂本村あり是にてもあらむか古官の事はいまだ考へず

○筒嶽

「元亨釋書十三卷」釋後に初務倦遊歸本邦棲遲筒嶽云云筒嶽之蒞師者百生修道之人也とあり、筒嶽と云は「隱德太平記七十四卷」に天正十五年云云肥後國筒之岳と山を取繕ひ軍士を安置毛利廣郷も暫く在陣し給へば云云大友義統より清正へ加勢として小求仁と云處に城を作りて軍兵多く籠置れけりともあり、「玉かつに拾遺物」名のつみのみたけはつみのみたけなり「肥後國古戦記」と云物にかの國にうのたけと云山ありそれなるべしといへり見えたりと此説は委しからず古昔に只山川のなるにぞありけるとよめるを考ふれば正しく龍の野にてたけと「彦山」人立辨云云「肥後國筒嶽」と云は則益城郡甲佐岳のことなり

○竹崎

「聖光上人傳」に云云爲或禪尼肥後國授四頓戒宛如平生也「決管授手印疑

釋後荷

筒之岳

ついのみ

たけ

甲佐岳

竹崎尼

竹崎姓

〔所在地〕

問鈔下卷に延應元年閏二月九日未時御往生御行儀様先廿六日爲肥後竹崎尼公授戒云、また「竹崎五郎兵衛季長蒙古襲來合戰畫卷物詞書」に云關東に參らむとするに云六月三日卯時竹崎を立て登るとあり、「地圖」を考ふるに益城郡の海邊に竹崎村あり是なるべし阿蘇郡南郷内にも竹崎と云名は見ゆれどそれはあらじかし、

○松橋

「島陰集上卷」に孤雲欲往出扇求詩相告曰此行也將東過松橋而且遊秋月之官府書趣略與言相似、仍賦是詩送行

春花秋月思悠悠、人作紫陽名府遊、一抹青山雙白鷺、松江暮喚渡頭舟、とあり、松橋は万都婆世と訓べし是は國人の押並て訓める例なり古はマツバシと訓し、「僧神洞云」松橋は益城郡内の村なれど宇土郡方にいりこみたる地にて昔は宇土郡内なりしと云海邊にして風景いとよき所なり、此處より龍燈と云物を見るに殊も見えたり是は此卷の三十三丁のうち肥伊郷に引出たるを見べし、

○隈庄城

「肥後國小鏡」古城に益城郡隈庄古城從熊本三里、城主隈庄上總介敦昌、同甲斐守親昌、同次郎鎮昌、小西主殿助、一説云甲斐和泉守盛昌とあり、

城主

龍燈

郡界變更

所在地

詩

松橋

竹崎姓

〔所在地〕



城主  
矢部城

○受東寺城  
〔肥後國小鏡〕に益城郡受東寺古城、初阿蘇大宮司在城、其後結城彌平次爲城題、至加藤清正代、長尾豊後・加藤万兵衛正直勤之、とあり、是則矢部城なり、矢部郷内に受東寺村あり、矢部城事は、宅部郷件の細注に委く云るを考ふべし、此卷三十三丁のうらに

○御舟城

〔肥後小鏡〕に益城郡御舟城云、〔軍記略〕に益城郡御舟城主甲斐宗運其祖號甲斐守武本、則菊池氏の族也、武本之兄隆盛早世、依之與其子時隆爭論家督不得、志而遂至關東、留于甲州、至四代重村、依將軍尊氏命、改菊池、號甲斐、而爲肥後守、下向、雖然再爲菊池武重、被追出、至日向國、屬土持榮綱、而送年月、永承之比阿蘇大宮惟豊没、落于日向、邂逅于甲斐大和守親宣及其子宗運、依甲斐父子之計略、再歸住于阿蘇、而領南郷、於是大友氏元來依爲阿蘇、緣者今度賞甲斐父子之勳勞、且將爲肥後一國之押、以益城郡御舟城四百五十町爲加恩、其後親宣卒而嫡子民部太輔親直繼家入道、號宗運、此人智勇兼備爲當時之名將、依之宗運在世之中薩摩勢不得入于豊後、云とあり、地理の事いまだ考へず、重て考ふるに御舟は熊本より、矢部にゆくみならずなり、

城主  
甲斐宗運

甲斐重村

甲斐氏

○宇土郡

〔延喜式〕に肥後國宇土とあり、宇土は有登と訓とへし、名義詳ならず、〔和名抄〕有度、宇土などさて〔圖書編〕日本國序圖肥後、また〔日本國圖〕肥後に昏陀とあり、も見えたり〔島隱集中卷〕に學雪藏公留錫於茅庵、數日雅談之、次出華軸、見示披而見之、霜臺宇土殿下壯公、西行之佳篇也、氣格高絕、風騷可玩、予稔厥芳聲、有年茲矣、公今企再遊於臺下、仍需贈言、以韻作二章、蓋千里之外賀其治化者也、

昏陀  
詩

宇土城主

秀吉の九州征伐

木山紹宅

邊郡今聞聲、大戎、非賢誰獻太平功、夜來霜白鳥臺柏、人識威名艸木同、終夜風簾宮燭前、論詩期子動賓筵、臺中若問海西老、六十殘僧初學禪、〔軍記略〕に宇土城主伯耆左兵衛尉顯孝天文十七年八月爲豊後大友家の軍勢被圍不日而降參云、〔九州軍記〕〔隱德太平記七十四卷〕に天正十五年四月廿一日秀吉公著于宇土給、仰石田三成・安國寺惠瓊等被定國中之掟、爲之建高札、其詞曰國中之士等於降參者與一處懸命之領地、可爲譜代之列、之條如件云、依之諸士來于宇土陣、降參、就中當國住人木山左近入道紹宅爲一揆、大將、狼籍尤甚、依之可被處斬罪之處、或人言上、於木山紹宅者、先年上洛之砌、伺候于北野社、連歌之席、有名譽之事、初什有心苦支月乎見哉之句、紹宅聯之曰、人不知肌、閉爾結不縷、此時之花下里、村紹巴法眼甚感賞之、自是稱岩田帶、紹宅即此

肥後之五(宇土郡)



深見宗甫

○大塚

郷村

石高

方位

三角

地勢  
三角瀬戸  
トハセ

社前の河  
水藍色す

事達上聞之間御威之餘被助紹宅之一命畢、此時連歌、宗匠紹巴供奉秀吉公、紹宅所望發句一則紹巴、花見與登相木爾殘須櫻哉、以之爲發句、有百韻興行、又同國任人深見宗甫於連歌、有達人之間、之旨近習、士言上秀吉公、則被召出御前、被命發句、伺候于落椽一案、發句之間或人獻上筭、依之有詠曰、若竹毛實直支世乃初哉、秀吉公有御威、而賜御衣云云、など見えたり、さて郡の大塚は「和名抄九卷」に宇土郡諫染、櫻井・林原・大宅巴上四郷なり、「清正記」に宇土郡三万四千九十六石九斗九舛八合二勺、「寛知集」に宇土郡四十八村なとあり、又「地圖」に因て按ずるに宇土郡南、方は海を限とし、西、方は海を隔て天草郡にとなり、北、方半は海を限とし、半は飽田郡にとなり、東、方は益城郡にとなりて東西四五里南北二三里あり、郡東に宇土城あり、官道の筋なり、又此郡西、極に三角と云處あり、是より天草郡大矢野島に渡る、其間をみすみのせといふ三角より南に、一、小島ありトハセとあり宇土内なり、「國人云」宇土郡の地西、海にさし出たれど郡中に山多く平地すくなし、又海濱多しといへどもよろしきみなどなく、又魚鹽の利もすくなしと語られき、

○蒲知比咩神社

「三代實錄卅四卷」に元慶二年九月七日、肥後國云宇土郡正六位上蒲知比咩神社、前、河水變、赤如、血縁邊山野草木凋枯宛如、嚴冬とあり、蒲知は加万志と訓へべき

〔訓義〕

〔名義〕

〔所在地〕

〔名義〕  
所在地

〔訓義〕  
古會部  
能因  
墓

知(シリ)を志(シ)といふは日並知をヒナメシといふが如し、又カマシリとよみてシリは尻の意かともおもへど尻に知とはかくべくもあらねばなり又ホチとよむべきかともおもひたりしかどホチヒメなどいふ詞づかひ古も今もきつかぬこゝちす道考蒲知は、名義は蒲の多く生たる處なるべし、知の義はいふ加毛智とよみて松浦の鴨打も是より出たるか、またおもひず、「長瀬氏云」宇土郡蒲知比咩神社今は詳ならずといへり、強ていはゞ「地圖」に宇土、城西に神原・神山・石橋、など一處にあり此邊にて尋ねべきか、神原は昔蒲原といか蒲原をカンハラと唱ふるは中古よりある事なり、「和名抄」に駿河國原郡蒲原、加無波良とあり、

○大宅牧

「三代實錄九卷」に貞觀六年十一月四日、勅肥後國大宅牧「和名抄」に宇土郡大宅郷と見えたり、大宅は於保也介とよむべし、「和名抄」に播磨國保郡大宅、於保也介など、このほかも見えたり、名義は官家を置れたる處なるべし、又大宅姓のすめ、さて「佐々軍記附録」に大宅、牧は宇土郡大宅郷網津邊にありと見えたりなほ委くは下、大宅郷、件にいふべし、宇土、馬牧、事は此卷、卅四丁、下、宇土と云へり考合すべし、

○諫染郷

「和名抄」に宇土郡諫染郷あり、此郷の事すべて詳ならず、「長瀬氏云」諫は古(コ)の假字、郡古會部村あり、又元はカソメなりしを後に轉して古會部と云か、又「拾芥抄」に能因法師へ肥後守爲僧、俗名永澄、出家號ニ古會部入道、按ずるに「歌仙傳作者部類」等に遠江守忠望子兒肥後守元澄、澄子永澄、澄子元澄、澄子進士とあり、さて能因、落は宇土郡古會部村にあり、又「津」國にもありといふづれか實ならむといへり、此の説すこし聞たりされども諫を古又加の假名に用ふべくもあらざり、古會部入道となのれりしと云事と聞えたりされども諫を古又加の假名に用ふべくもあらざり、今にはかにおもひいてず、



○櫻井郷

〔和名抄〕に宇土郡櫻井郷あり、櫻井は佐久良爲とよむべし河内越後石見伊豫など、名義は櫻井姓人の住りし處と聞えたり其元は大和國十市郡櫻井より出たるべし、姓氏録櫻井朝也と見えて櫻井姓は武内宿禰の子孫なりこの子孫筑前又日向又此國にもすめり、地理の事はいまだ詳ならず百木がいはる〔姓氏分賦〕に飽田郡櫻井は是なり、どにはあらぬか木は非、誤にて有るべし、

○林原郷

〔和名抄〕に宇土郡林原郷あり、林原は波也之波良と訓べし上野國綠野郡林原ハ名也之波良などもあり、名義は林木の茂く立る處なるべし、地理いまだ詳ならずしひていはゞ〔地圖〕に益城郡西に木原村木原あり宇土郡にさかへり是か又合志郡の西北に林原村ありされば合志郡の郷名をこゝに混入したるかなほよく考ふべし又宇土郡東に松原又枯原など云地名もあり、

○大宅郷

〔和名抄〕に宇土郡大宅郷〔三代實錄〕に肥後國大宅收あり、名義は上に云り薩摩國出水郡に〔佐々軍記附録〕に大宅收は宇土郡大宅郷網津の邊にありと見えたり、〔地圖〕を按ずるに網津は郡北長濱の邊にあり此邊山もありと聞ゆれば牧などおくるしかるべし網津の西に長濱なり、

○長濱

和歌

〔年中行事哥合〕腹赤御贄二位中將

腹赤御贄

初春の千代の例の長濱に釣れるはらかも吾君の爲

〔名義〕

所在地

和歌

景行天皇の御時肥後國宇土郡長濱にて此魚をつりて奉けるを年ごとの節會に供ずへき由定め置れたるなり又〔公事根元〕に景行天皇の御時筑紫國宇土郡長濱にて海人は是を釣りに奉る云云〔塵添盛巻鈔七卷〕に腹赤魚とて筑紫より奉なり昔は節會なんとに懸て供しけるにや腹赤の食様とて食したるを皆取渡して食給ひけるとなんなどあり、長濱は文字の如くいと廣き洲濱のあるに因ていへり〔和名抄七卷〕に能登國能登郡長濱奈加波萬とあり又〔名處方角抄〕に宇土長濱は〔年中行事〕に筑後と見えたり名處には當國なり腹赤御調此處より備ふるなりともあり腹赤の贄を此長濱より献れりと云は初口三、卷五にわさまへたるが如く處たがひたれど此長濱古くより世にするき處なれば長濱と一に心得てうたにもよめりしなり、〔地圖〕を按ずるに宇土郡北に長濱あり網津の西にあり則海邊なり漁人など多かるべし、

○戲島

〔後撰和哥集〕にたはれじまを見てよみびとしらず

名にし負へば皆にぞおもふ戲島浪の濡衣幾世さぬらん  
と見えたり又〔同集〕に女のあだなりといひければ大江朝綱まめなれどあだ名はたちぬたはれしまる白波をぬれきぬにきて 又〔伊勢物語〕に昔男筑



裸島

紫までいさたりけるは是は色このむといふ軟者ヌキヤとすだれの内なる人のいひけるを  
聞て染川を渡らむ人のいかてかは色に出てふ事染川は筑前太宰府に有りのなからん女かへし  
名にし負はばあだにぞあるべきたはれ島なみのぬれぎぬさるといふなり「夫木小宰相たはれ島波のぬれぎぬさる人の思ひを見せるとふ盛かな、「松葉集」に「よみ人しらす、たはれ島たつてふ波のぬれぎぬをわす袖にかけてみるかな」「新葉集」に「よみ人しらす、戀といへばあだなる涙のたはれ島たはれ島にふれにきてまてにかけつ、「小名寄」に「たはれ島、枕冊子」に「島はたはれ島、「八雲御抄」に「たはれ島、肥後名處方角抄」に

肥後國宇土の内なる裸島きたれる浪や衣なるらむ

所在地

タバコ島

などもあり「仙葉稿」に玄蘇西堂題「裸島」詩見たりこい、「伊勢物語抄」に「たはれ島をよそよりみれば波のよせかへるが白ぎぬのやうに見ゆれども近くよりて見れば誠のきぬにはあらず波のぬれぎぬをきたるなり、「扶桑紀勝卷五」肥後國たはれ島は宇土・飽田二郡の堺にして宇土方の海中にあり、「井澤氏云」たはれ島は宇土郡にあり裸島とも云、「長瀬氏云」たはれ島は俗にタバコ島といふ煙草の自生る故なり「常足云」此たはれ島は「地圖」などにも見えねばいとちひさくて人家などもなき島と聞えたりさるを「泉白集」に長瀬子が、すむ人はいて心せよたはれ島ありてふものを波のぬれぎぬの南にトハセといふ島あり宇土郡のうちなりトハセとタバコと相近ければ是にはあらぬか井澤氏・長瀬氏などへのたがひありまてトハセの圖のさまは見えざれども「扶桑紀勝」の脱に「是の時トハセ島とはうらうなどつくられぬほどの小島とはきこえず、

所在地  
トハセ島

和歌

○宇土小島

「藻鹽草」又「哥枕名寄」等に肥後國宇土小島法性寺關白

長じれば思残せる事ぞなき宇土小島の秋の夜の月

「續松葉集」によみ人しらす

なぐさまぬ宇土小島の秋の空都も同じ月を見にも

などあり又「泉白集」に長瀬子、大かたは宇土小島の名「藻鹽草名寄」等に宇土小島肥後とあるに因て此處にあげつ、「長瀬氏云」宇土小島今はさだかならず「常足云」しひて島は裸島の事にてあらむ法性寺關白の哥もそれによしありけにきこゆ、さて此關白はいかなる山にて此國には下り給ひむこれらの事もいさし心得ぬわざになむ

○宇土城

「武鑑」に朝散大夫細川豊前守興周三萬石居城肥後宇土從江戶一海陸二百九十二里云云從寛永九年細川越中守忠利・中務少輔立孝・丹後守行孝・和泉守有孝・山城守興壽・大和守興里・豊前守興周とあり、「地圖」を考ふる此城は熊本より八代に至る道筋にして昔宇土城にはあらず昔ノ宇土城と今の城との間に石橋村あり今城は慶長十七年に造給へりと云古城は是より南にあたり

○宇土古城

「肥後國小鏡」に宇土郡宇土古城從熊本四里在神山村城主伯耆左兵衛顯孝

所在地  
裸島

細川氏

所在地

新城、古

所在地



城主  
小四行長

伯耆顯孝  
源顯忠  
國內分領  
清正城  
清正領國  
矢崎城

小西攝津守行長とあり是、今、城とは別なり「武鑑」のかきまよひ、かまきらは  
古今の差別 して「和漢三才圖會八十卷」に小西行長宇土城主泉州堺人也。  
利口 子清九郎行長也。武功甚多秀吉愛遇渥祿從二百石増二萬石、任從五位下内匠頭、  
尋至二十萬石、任攝津守、以宗對馬守義智女、妻之。三年、又加十萬石、進四品、  
為宇土城主。共合二十萬石、朝鮮之役、元祿、以行長、清正為兩先鋒、行取釜山浦、而徑入、  
王都、國王出奔、追而抵平壤、於是大明、援兵李如松率百萬兵、平合戰、行長遂敗走、  
適遇日本諸軍之救、而得免死、其後及秀吉薨、我兵將歸日本、此時行長據順天、  
壘大明數萬兵、圍之、行長將歸日本、力戰出、圍歸焉、慶長之役、與石田三成之逆謀、  
濃州關原、合戰、敗走入伊吹山、東之寺内、曰我崇耶蘇宗、天帝法、故忌自害、可、搦  
出、於是、有林藏主僧、訴之、為囚而死、初、におけたる「軍記」の說に、伯耆左兵衛顯孝、宇土  
よれば、顯孝は八代の守たるべく思はる「縁起」に、伯耆守源顯忠は肥後國八代の守たり、合戰に、  
とてのほりけるに、長門の沖にて、船をくつがへし、相傳の舊記も、海に沈め、漸くの、かき登りて、  
顯忠は顯孝の祖なるべく思はる「縁起」に、伯耆守源顯忠は肥後國八代の守たり、合戰に、  
國五拾四萬石の内、廿五萬石は加藤主計頭、廿四萬石は小西攝津守に賜ひ、餘る所は御預け、  
小四召抱ふべき由、仰付られ候なり、主計頭も三百人召抱ひ、餘る所は御預け、云云、又、  
なり、宇土城を、實亡すべきとの用意、木を打ち、石を積み、城の惣曲輪まで、ひたれし、  
陣を、すゑら、九月十五日、關原落去に、つきて、石田、小西、い、ど、れ、宇土城、又、八代、  
は、小四、が、領、分、肥、後、一、式、の、こ、ら、ず、加、藤、主、計、頭、に、賜、ふ、と、あり、序、に、い、ふ、此、外、に、宇、土、郡、古、城、と、云、  
は、郡、浦、矢、崎、城、從、熊、本、八、里、城、主、中、村、右、衛、門、大、夫、細、田、城、主、村、築、越、後、守、な、ど、

田城

馬敷  
廣妻

正倉院

白龜を獻  
大鳥郡介  
舍利尼

も見えたり、

○宇土馬敷

〔肥後國小鏡〕に宇土郡牧山一所馬敷八十七疋、懸於網津、長濱兩村、東西千三  
百間、南北千二百三十間、惣巡、四千六間、途高、百五十間とあり、網津、長濱は郡西  
の海邊にあり、牧はなほ他郡にもあるべけれど、いまだ物に見あたらず、  
是もかされて委  
く考がふべし大  
宅ノ牧の事は十九  
丁の表にいへり、

○八代郡

〔延喜式〕に肥後國八代郡あり、「和名鈔」に肥後國八代、夜豆志呂とあり、名義い  
まだ考へず、甲斐國八代郡八代也、さて「續紀廿九卷」に神護景雲二年七月庚寅、太宰府  
言肥後國八代郡正倉院北畔蝦蟇陳列、廣可七丈、南向而去、及于日暮、不知去、去、同  
書三十三卷、に寶龜三年冬十月戊午、肥後國葦北郡家部、島吉八代郡高分部、福那理  
各獻白龜、賜絹十匹、綿廿屯、布卅端、「三代實錄卅四卷」に元慶二年九月七日、有  
大鳥集、肥後國八代郡倉上、「元亨釋書十八卷」に舍利尼者、肥之後州八代郡人也、  
勝寶三年十一月十五日、其母生一肉團、猶如明月、夫妻懼盛、箱捨山谷、七日後往  
見之、若卵破、中有女子、父母大悅、收育里、聞之、歎未曾有、一、八月、身俄壯大、長



三尺五寸顔貌端正而無女根。纒尿道在焉。具自然智。言詞巧妙。七歲誦法華嚴二經。出家成比丘尼。勤行精進。晝夜誦經。其音清雅。聽者忘倦。世人皆言聖者。肥前州佐賀氏設安居會。請大安寺戒明講華嚴。舍利日日預聽。一日明呵曰。尼身何預廣衆。耶答曰。佛慈平等。廣度群生。法界一相。寧別男女。儻抱小疑。久陪大德。適承願問。欣幸無量。便誦華嚴偈。廣設問難。明蹟答釋。時講筵諸德聞之。驚歎各出深義。試問舍利。舍利一一分析。無礙道俗。尊重號舍利菩薩。肥後州國分寺沙門并豐州宇佐神宮寺僧二人。誹謗舍利。時空中垂長臂不見。身抓裂二比丘頭面。二人不幾俱死。云長瀬氏云。舍利尼。墓八城郡古麓山にあり。「東鑑十二卷」に建久三年十二月十四日一條前黃門書狀參著以亡室遺跡甘箇所讓補男女子息爲塞將來之乖違去月廿八日申下宣旨訖。右中辨棟範朝臣傳宣權中納言兼光宣奉勅云。是平家沒官領内云。肥後國八代庄云。已上甘箇所先日被奉讓黃門室家將軍家。御妹也。「菊池系圖」に武光奉成。故大王入御。最初於八代城。自令對治。一色入道道獻父子令服大友少貳等於御方云。「軍記略」に建武三年尊氏將軍云。則差遣一色太郎入道道獻。仁木四郎次郎義攻落菊池氏城。菊池不能支。一日逃入于深山。依之懸圍。同國八代城。追落内河彦三郎云。「宗像宮古文書」に肥後國八代庄并球摩郡凶徒内河彦三郎多良木孫三郎須惠入道永里園以下輩退治事。今月十七日御教書如此不日。

舍利尼墓

八代庄  
菊池一色  
八代城

八代庄兎  
徒

應永之亂

源教信  
牙子世六  
牙子世錄  
○大穰  
郷村  
石高  
方位  
地勢  
魚鹽の利  
里程  
八代苔

相催一族。屬今河藏人大夫殿御手。可被致軍忠。仍執達如件。建武十一月十八日。神源次郎殿宣隆書判。「本朝通記續編十七卷」に應永四年菊池貞頼小貳忠資等反與千葉大村星野赤星等合計據數城掠略九州二島。依國內悉從賊兵。將軍使大内義弘征之。義弘將諸軍下向西海云。義弘直亂入肥後。縱火於村里。攻菊池兵應風降。義弘義弘大振兵勢。圍所守貞頼之八代之壘。時城兵可五十騎。貞頼望見京兵之夥。以爲兵勢不可復振。竟自殺。從兵亦死。義弘徇肥後。荐入筑後。とあり此事。「本朝通鑑百五十三卷」には應永元年とあり。「海東諸國記」に教信己卯年遣使來朝書稱。肥後州八代源朝臣教信。約歲遣一船。「圖書編」日本國序。肥後に牙子世六。又日本國圖。肥後に牙子世錄などあり。次に郡大様は「和名抄」に八代郡肥伊・高田・豊福・木行・小川。已上五郷なり。「清正記」に八代郡六萬千七百七十七石八斗二升八合四勺六才。「寛知集」に八代郡六十一村などあり。かくて「地圖」を按ずるに八代郡地東方は球麻郡南方は葦北郡西方は海を隔て天草郡又薩摩國長島北方は益城郡に隣りて東西六七里南北五六里あり郡中央より初めて東南北に山多くして西邊より南半までには家居多し郡南北に川あり又西邊に官道あり又海中に小島多く海邊民魚鹽の利を得る者多し。「後漢三才圖會」に八代里。南至薩摩郡島四十里。未方至佐敷五里至薩摩水俣八里とあり水俣は薩摩にあり葦北郡内なり。「後本草」に肥後八代川苔(ノリ)色綠美長一尺餘味佳。長崎海に寄苔あり八代苔(ノリ)より。







沙門禪瑞

中興之祖

寺領

所在地

七不思議

釋迦像厨  
語傳

南大門の  
碑銘

有沙門禪瑞公。至此地觀其勝境。念名山聖跡。自興復之志。乃申官募郡縣營大恩禪寺。遠近士庶戮力。里民効子來之助。不久落成。次立大悲閣。僧舍等。遂復舊觀。瑞公者。與之瑞岩雲居。膺和尚之高弟也。即以爲中興之祖。延寶五年。冬。本州刺史綱利公爲福國祐民。捨上門。深山二村。田二元。充香積。以爲京兆妙心之派。下於山川。生色。蓋名山勝必藉人而顯之。微瑞公。奚以知斯山誠千載一遇者也。とあり、「地圖」を考ふるに。釋迦院は八代郡内に於て益城郡と球麻郡との隣れり。「僧神洞云」釋迦院は熊本城より九里南にあり。毎年四月八日に諸方饒はふ事なり。「同人云」釋迦院に七不思議と云事あり。其一は此山に白猿すめり。次に此山に三寶鳥と云物あり。其なくり次に寺内に異香。燻する事あり。次にシヤウセンの鳴(上辻カ又ハ昇仙カ)掌中に天より佛牙下れり。其牙は同國川尻の天台宗の寺にあり。是等なり。かくて釋迦像の厨子(ツシ)のかぎは細川家の預りなり。寺は人家をばなる。事一里半ばかりにして。其間急なる坂路あり。是によりて詣る人木又岩などに手をかけて登る。故に常には詣る人まれなり。此山のふもとを流る川あり。て年魚多し。又河邊の民綿を多く作る。「土人の語傳」に昔四行法師此處に來たりて。この女どもの綿をつみ居るを見て。此綿は霞(ウ)るかといへりしにかたへなる女山川の瀬にすむ魚のわたにこそうるかといへる物はありけれとよめりといふ。

○淨水寺

〔日本逸史三十六卷〕に肥後國淨水寺云、又彼寺「南大門碑銘」に南大門并碑文開、夫不人猶發、發者法々不獨弘、弘者人、然玄辨法師、早陀四忍、敏悟三空、智通無累、神測未然、超六歲、迥出掩中古以無對、悲佛法々陵遲、慨深文之訛謬、遠踐百國、萬里之山川、積雪失地、驚砂迷天、西域揚八臘、五乘三教、梵本經

所在地

寺領

論一千六百五十七部、手、爾仍葬善嶽山淨水寺治田壹拾所。益城與宇土郡間宮橋料、益城三所、宇土四所。因料內典雜書合六千四百卷。以前若親戚等。犯用者妙見井及一千七百。諸神群議知識。機命除情理無赦矣。延曆九年二月廿二日とあり。石面駁落して見分がたき物多しと云。今諸案に依て數字を補へり。そは字傍に○を記して是を分てり、吾友「岡崎勝海云」熊本方より八代にゆけば一里計前にし左に一里計入て其處の聊高所に淨水寺あり。古碑傍に又一碑をたてたり。寺はいたう衰へて廢寺とも云べきさまなりと云り。此寺の事かされ「常足按」するに碑文に益城與宇土とある所は官道橋料、事を記せりと聞ゆ。官字をものなるべし。

○宗覺寺

〔肥後小鏡〕に八代宗覺寺寺領拾四石九斗九升八合三才とあり、故ある寺なるべし。此寺の事もかさねて委く考ふべし、序に云「地圖」を按ずるに八代郡球麻川の東に大福寺村・香花村と云物見えたり。是ら古く寺院の事に由ありて負せたる物と聞ゆ。里人の語傳などあらば書記して置まほしきなり。此外菊池郡玉禪寺村。道場村。山鹿郡村。山本郡。圓臺寺村。益城郡。釋迦堂村。受藤寺村なども由ありけにきこゆ。

○白髮山







火ノ川土  
産燈

云「八代郡肥伊郷は古の火邑にて後に郷名と成るなりさてその火邑は後には肥伊郷内に入りけんを火邑も肥伊郷も今は詳ならずしひてもふに八代郡氷川ありもし是肥伊郷の川にして火邑もやがて其川のあたりなりしにや、〔和漢三才圖會〕肥後國土産一件に燒石火ノ川とあり是なるべしざるを常足がもてる〔地圖〕には氷川を書もちせり、〔本居大人云〕火邑の火の事國人の説に云肥後國の海に松ばせの沖と云所に龍燈と云て今もあり毎年七月の末より八月ごろまで見ゆる内に八月朔日の夜は殊に多し宇土のあたり山よりよくみわたさるなり其さま世に挑灯と云もの大さにもゆる火初には一ツ二ツありはれてそれやうやくわかれて数多くなりゆきてさかりなるほどは幾十萬ともしられず大かた海上堅横三四里がほどおしなへてみな火になるなり風ふけばなく雨ふる夜は見えすさてその火のゆるる時に其海をかよふ船を遠くみわたせば火ノ中をゆくともゆるるを船にてはさらし火みゆる事なくたゞ常のごとくなりとぞ

○高田郷

〔名義〕

〔和名抄〕に八代郡高田郷あり、高田は多加太とよむべし 安藝國高田ハ多加太などあり、名義は上古に住りし人の姓氏によれるか、さて「道中行程細見記」肥後に川尻

高田姓

小川四 高田云云とあり 〔地圖〕には見えすさて「太平記」に高田薩摩守高田筑前司などあるも此高田姓云云俗説云正平平正平年中に平將門討つ時射手の大將製りたりと云ふ今按するに非なり肥後國八代郡に古より天正平の板正平の板ありて今に傳はれ尤絶品なり天正平の板は中に天正十二年八月とありて不動の像及八幡二字并に梵字等ありしかれとも神號佛形ある故に商賈を忌はかりしを征西將軍實親王八代郡高田(コウタ)にましける時南朝正平年中に別板を彫しめられ商賈たやすくなりしを征西將軍實親王八代郡高田(コウタ)とすといへとも右の草に似たるものなし就中「天正平」ことにくれたり

訓義異説  
天正平  
正平草  
板

○豊向驛

〔訓義〕

〔延喜式〕に肥後國豊向驛馬又豊向傳馬あり 〔和名抄〕に八代郡豊向郷あり 〔地圖〕に益城郡の西邊に豊福村あり今

所在地

べし 又トヨムクともよむべしムとフとは親しく常に通ふ例古書に多し 〔地圖〕を按するに益城郡の西邊に豊福村あり今も官道の筋なり委くは豊福郷一件にいふべし

所在地

○豊福郷 〔和名抄〕に八代郡豊福郷あり 〔式〕に肥後國豊向驛あり 〔地圖〕に益城郡の西邊に豊福村あり總て益城郡の海邊は上代は皆八代郡の内なりしなるべし小川郷なども今は益城郡

につけり、さて「佐々軍記附録」に景行天皇紀なる豊村をも此豊福郷の事ならむといへりしはさも有べく覺ゆ かの龍燈の出る松橋(マツハセ)も益城・宇土二郡の界の海邊なこのかたなるべし委く益北郡片野郷一件又片野郷一件にいへる 〔地圖〕を按するに豊福村の北隣に久具村ありて宇土郡にちかしきか、しひておもふに益城郡内に水路木倉など云處見えたりもしこれらにてはな

○木行郷

所在地  
訓義

〔和名抄〕に八代郡木行郷あり、木行いまだ詳ならず 〔長瀬氏云〕八代郡木行は今益城郡豊福村の邊に久具村あり是にはあらぬか木行は古に許久と唱へけむを今久具

〔名義〕

とかけるともあるべしといへり 〔地圖〕を按するに豊福村の北隣に久具村ありて宇土郡にちかしきか、しひておもふに益城郡内に水路木倉など云處見えたりもしこれらにてはな

○小川郷 〔和名抄〕に八代郡小川郷あり、小川は袁加波と訓べし 肥後國鶴足郡小川ハ平加波など其外おほし 名義は川のある處にて負せたりと聞ゆ、さて「道中行程細見記」肥後に小川より川尻に



所在地

五里、宇土に四里、宮原に一里半高田に四里とあり今の驛と聞えたり又「地圖」を按ずるに郡北益城郡の堺にちひさき川あり其川の北益城に南小川・北小川とて二村あり是なるべし「長瀬氏の説」にも八代郡小川郷今小川村とてあり益城郡につけりとあり又郡八代川のかたはらにも小川と云が見えたれどそれにはあらず

○八代鏡池

〔松葉集〕に

かげ深き岩根の松の年をへて日も水草にやつしるの池

〔名寄〕に肥後國鏡池正家の歌

八代ののどけき池の水清て人の心も涼しかりけり

〔夫木集〕のうたに

みさびぬる鏡の池に住ミツカサ鴛は自影を並べてぞみる

など見えたり又津守國夏が「哥集」にさつまがた鏡の池のひとつをわしむさて「衆妙集」に肥

後國八代にとどまりける日池を見て影も見し日敷をうつす旅衣身をやつしるの池

の鏡にともあり、「長瀬氏云」八代池は八代郡鏡村にあり〔地圖〕に郡北を流る、川の鏡村あり是なるべし宮原より四方にあたりき、さて「名寄」に

のせたる正家と云人はいかなる人にて此處には來たりけんしらず

○瀬高

所在地

和歌

〔名寄〕

所在地

蛟高驛

瀬高庄

高城

種山縣

南種山城

岡城

興善寺城

〔圖書編五十卷〕日本國圖に肥後州什噠家あり、什噠家は勢多加と訓べし、名義

いまだ考へず由あるか「地圖」を按ずるに八代郡南に瀬高村あり八代川

の南にそひて葦北郡に近し八代川は球麻郡五箇(山)の邊より流れて球麻川といふ、大河なりさて「延喜式」に肥後國

蛟高驛とあるも蛟は脊などを誤るにて此瀬高ならむか蛟をせとよむ事もあるかしらず

たて、北を流る瀬なれど古は南とほりしにてもあるべし「地圖」のさまも川南をとほるとしてまたげ

なるべし又「古今著聞集五」に筑紫瀬高庄云と云事も見えたれどとは筑後の瀬高

なるべしとほゆれば「筑後」に引出たり、

○八代郡古城

〔肥後小鏡〕に八代郡古城、高城從熊本七里廿丁余、城主相家家臣東掃部、一

説東上野熊本より八代に至る官道の左に近き所なり

南種山城從熊本九里廿七丁余、城主相良家臣斐田五郎兵衛古き物に肥後の種山縣と云へるは、この事なるか

岡城從熊本八里三十丁余、城主村上伯耆守家臣佐々宮内左衛門熊本より八代に

興善寺城從熊本九里十町余城主東郷市正忠行又相良伊勢守、天正十年之比在

城〔地圖〕にあり文字消てきたかならず

麥島城從熊本二十一里余、城主加藤右馬允三政



古麓城

古麓城(從)熊本二十里十九丁、城主名和長年四代村上伯耆守泰興五六代相續一説相良義陽筑前花屋城主相良遠江守武任陶尾領守に攻落されて一族をたのみ肥後國に來たりし事(隱徳太平記)に見えたり

○八代城

城主

廣裘

所在地

八代古

城源顯忍

顯明神

〔道中行程細見記〕に肥後國八代郡八代城(一萬一千石余細川家臣長岡帶刀〔肥後小鏡〕に入代城)曲輪東西十三丁廿三間、南北七丁三十二間とあり、〔地圖〕を考ふるに八代城は郡西海邊にあり又八代古城と云も南に近く相並べり古城方は元和五年地震にて崩れたりといふ、〔太宰府天滿宮、古縁起〕に伯耆守源顯忠は肥後國八代にて船を覆し相傳の舊記も海に沈め漸く遊れのぼりて發開しけるに其比館西の主領在京なくて面を見知る人なく證文もなければ空しく下向して宰府へ天滿宮に通夜し祈ける夜に夢にきて物な思ひそは、いひの錦の衣きてかへさん此靈驗を肥後にて親しき者に語り百韻の連歌などして奉る其日浦人大なる鱈といふ魚を取下るが昔の殿に奉むとて持來たる腹を見るに件證文あり此由を奏聞して本領安堵し寛正六年三月三日下向して彼靈を埋て塚をつき社と崇め顯明神とも天滿天神とも拜み奉る彼系圖證文具に伯耆守家に傳へて今日ありとなんと見えたり縁起の歌は、ききどのと書ける方は誤なるべしさて讀はハラカとよむにや詳ならずは魚腹なり(和名抄)に保波良とよませたり、

肥後之五(託麻郡・益城郡・宇土郡・八代郡)終

肥後國六卷

○天草郡

〔名義〕

天草國造

災異

遣唐使の船漂着す

〔延喜式〕に肥後國天草郡あり〔和名抄〕に肥後國天草、安方久佐とあり、名義いまだ考へずアマハ甘(ア)マの意にてもありむか肥後又筑前、内に甘木と云處もあり〔良古云〕天草の名義草郡に甚〔國造本紀〕に天草國造志賀高元穗朝御世神祝命十三世孫健島松命定賜國造、〔續紀十五卷〕に天平十六年五月庚戌肥後國雷雨地震八代天草葦北三郡官舎并田二百九十餘町民家四百七十餘區人千五百二十餘口被水漂没、山崩二百八十餘所壓死人四十餘人並加賑恤、〔續紀二十五卷〕に寶龜九年十一月云、繼人等奏言繼人等去年六月廿四日四船同入海云、〔又卷有傳〕下三條(ト)ノ庭令趙寶英判官四人、賈國土寶貨、隨使來朝以結隣好、六月二十五日到惟楊、九月三日發自楊子江口、至蘇州、常耽縣、候風其第三船、在海陵縣、第四船、在楚州鹽縣、並未知發日、十一月五日得信風、第一第二船同發入海比、及海中、八日、初更風急波高打、破左右棚根、湖水滿、船盖板擧流人物隨漂無遺、勺撮米水、副使小野朝臣石根等三十八人唐使趙寶英等二十五人同時沒入、不得相救、但臣一人潛行著舳、角願、眊前後、生理絶、路十一日五更帆檣倒、於船底、斷爲兩段、舳艫各知、所到四十餘人累居、〔金卷〕文、文之舳、擧



渤海國の人漂着す

天草姓

天草之亂

天草四郎

阿麻國撤

富岡城

島子及び

本波の戦

寺澤領

天草之亂

○大棟

郡村數

廣袤

石高

距離

鮎欲<sup>イサ</sup>沒載<sup>モクサイ</sup>纜枕<sup>イサ</sup>絶得<sup>ツツ</sup>少浮上<sup>シウフウ</sup>脱却<sup>ダツケツ</sup>衣裳<sup>イサ</sup>裸身<sup>ヌカミ</sup>懸坐<sup>ケンサ</sup>米不入<sup>メイニハス</sup>口已徑<sup>クチニイ</sup>六日<sup>ロクニチ</sup>亥時<sup>ケイジ</sup>漂<sup>ヒラ</sup>著<sup>ツキ</sup>肥後國<sup>ヒノケノクニ</sup>天草西<sup>テノシ</sup>仲島<sup>ナカノシマ</sup>臣之再生<sup>ウヂノサマシ</sup>微造所<sup>ミヅヅクシ</sup>救不<sup>ササヘズ</sup>任<sup>マカ</sup>歡幸<sup>ウレシキ</sup>之至<sup>ノチ</sup>謹奉<sup>ツツシメ</sup>表以開<sup>ウラハシ</sup>三代實<sup>サントウノマコト</sup>錄<sup>ノキ</sup>廿四卷<sup>ニヤクシヨク</sup>に貞觀十五年七月先<sup>ニシテ</sup>是<sup>ノチ</sup>太宰府<sup>タサヰノミヤ</sup>馳<sup>カケ</sup>驛言<sup>ハヤシ</sup>渤海國<sup>ホクヘノクニ</sup>人<sup>ノ</sup>崔宗佐<sup>スヱノムネサダ</sup>門孫<sup>カドノムネ</sup>等<sup>ト</sup>漂<sup>ヒラ</sup>著<sup>ツキ</sup>肥後國<sup>ヒノケノクニ</sup>天草郡<sup>テノシノ</sup>遣<sup>ツケ</sup>大唐通事<sup>タカラノツグニシ</sup>張建思<sup>テノシノ</sup>問<sup>ト</sup>事<sup>ノ</sup>由<sup>ヨリ</sup>審實<sup>シロシメ</sup>情狀<sup>シヨウジョウ</sup>是<sup>ノチ</sup>渤海國<sup>ホクヘノクニ</sup>入唐<sup>ニシテ</sup>之<sup>ノ</sup>使<sup>ノ</sup>去<sup>リ</sup>三月<sup>ノ</sup>著<sup>ツキ</sup>薩摩國<sup>サツマノクニ</sup>退去<sup>シテ</sup>之一<sup>ノ</sup>艦<sup>ノ</sup>也<sup>ナリ</sup>、「圖書編」日本國序<sup>ニシテ</sup>肥後<sup>ノ</sup>阿麻國<sup>ノ</sup>撤<sup>ノ</sup>又<sup>シテ</sup>日本國<sup>ノ</sup>圖<sup>ニ</sup>も肥後<sup>ノ</sup>州<sup>ノ</sup>阿麻國<sup>ノ</sup>撤<sup>ノ</sup>と見えたり、「後太平記廿八卷」に天文元年云云天草彈正左衛門尉行盛<sup>ニシテ</sup>九州軍記<sup>ニ</sup>に天草伊豆守云云<sup>ニシテ</sup>伊豆守<sup>ノ</sup>が事<sup>ノ</sup>は志記<sup>ニ</sup>など見えたり、又<sup>シテ</sup>扶桑紀勝五卷<sup>ニ</sup>に肥後國<sup>ノ</sup>天草<sup>ノ</sup>は高四万石許ありて離<sup>レ</sup>矢野<sup>ノ</sup>甚<sup>ク</sup>兵衛<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>土民<sup>ノ</sup>ありも<sup>ト</sup>より耶蘇宗<sup>ノ</sup>を深く信<sup>ジ</sup>じて<sup>シテ</sup>竊<sup>ニ</sup>邪法<sup>ヲ</sup>を人に<sup>ニ</sup>す<sup>ル</sup>む<sup>ル</sup>事<sup>ヲ</sup>其<sup>ノ</sup>奇<sup>ク</sup>巧<sup>ク</sup>を得<sup>テ</sup>たり<sup>ト</sup>彼<sup>ノ</sup>父子<sup>ノ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>耶蘇宗<sup>ノ</sup>結<sup>ビ</sup>ぶ<sup>ル</sup>事<sup>ヲ</sup>天草<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>郡<sup>ノ</sup>は<sup>も</sup>肥前<sup>ノ</sup>唐津<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>城主<sup>ト</sup>寺澤<sup>ノ</sup>兵衛<sup>ノ</sup>頭<sup>ト</sup>高<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>領<sup>ノ</sup>地<sup>ト</sup>なり<sup>ト</sup>され<sup>バ</sup>兵衛<sup>ノ</sup>頭<sup>ノ</sup>一人<sup>ノ</sup>天草<sup>ノ</sup>郡<sup>ノ</sup>富岡<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>代<sup>ト</sup>三宅<sup>ノ</sup>藤兵衛<sup>ト</sup>十四<sup>ノ</sup>年<sup>ノ</sup>十一月<sup>ノ</sup>十四<sup>ノ</sup>日<sup>ノ</sup>天草<sup>ノ</sup>の内<sup>ノ</sup>島<sup>ノ</sup>子<sup>ノ</sup>本波<sup>ノ</sup>江<sup>ノ</sup>戸<sup>ノ</sup>な<sup>レ</sup>ば<sup>シ</sup>留<sup>メ</sup>居<sup>ル</sup>の<sup>ノ</sup>もの<sup>ト</sup>も<sup>シ</sup>唐津<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>討<sup>ツ</sup>む<sup>ル</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>船<sup>ヲ</sup>に<sup>テ</sup>打<sup>テ</sup>寄<sup>リ</sup>來<sup>リ</sup>たる<sup>ノ</sup>寛永<sup>ノ</sup>十九<sup>ノ</sup>年<sup>ノ</sup>九月<sup>ノ</sup>十日<sup>ノ</sup>凶徒<sup>ノ</sup>押<sup>シ</sup>よ<sup>リ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>原<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>要害<sup>ト</sup>き<sup>ク</sup>古<sup>ノ</sup>城<sup>ノ</sup>ある<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>因<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>賊<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>罪<sup>ヲ</sup>を<sup>ノ</sup>や<sup>メ</sup>て<sup>シ</sup>天草<sup>ノ</sup>四<sup>ノ</sup>郎<sup>ノ</sup>及<sup>シ</sup>郷民<sup>ノ</sup>を<sup>ノ</sup>伴<sup>ヒ</sup>て<sup>シ</sup>舟<sup>ヲ</sup>より<sup>シ</sup>島原<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>わた<sup>リ</sup>る<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>に<



山海にさしかりて  
廿丁斗もあるべし、

○仲島

〔續紀卅五卷〕に寶龜九年十一月(乙卯)入唐使等奏言、繼人等去年六月廿四日四船同  
入海云米水不入口已經六日(以十三日)亥時漂著肥後國天草郡西仲島とあり、仲島は  
奈加之末とよむべし抄に信濃國水(ミ)内郡中島へ奈加之末などあり、名義は長き島と云意  
なるべし長(ナカ)の加を清(スミ)ても唱ふる事古書に例多し筑前(那珂)津を古に長津ともいひ吉備(長  
臣の仲よりうつれるか又仲(臣の中は是(コノ)仲よりうつれ、さて此仲島は今の長島をいふと聞  
るにてもあるべし仲臣の事は惠家卿一件にいさかひふへし、

○波太郷

〔和名抄〕に天草郡波太郷あり、波太は破多とよむべし件太幡多などもかきて  
諸國に多き郷名なり、名義  
は波太姓の住りし處なるべし、地理いまだ詳ならずしひておもふに〔地圖〕に宇  
土郡波多村あり西極にして三隅脊戸を渡れば則天草郡の内大矢野なり天草郡地  
にいとく近ければ古は波多村の邊までも天草郡内にもありしかもししからず  
名後みだれて天草郡の内にかかりしにてもあるべしホンドノツタリ十町或は二十町沙のひる時はちちわ  
りす沙のたいへには十段位の舟はとほると云ウミノカ家二千あり遊里ありサツマ舟の入り所にして常に舟  
四五百もかゝる所なりサミノツはも千家斗ありトミ岡に千軒ありシキに千五百斗あり四なる島は十三里ス  
ト長き十里あり山口村ホントの内麓より空まで五丁餘りあり四染岳とて名山あり薩務に近し山の中程に古き

〔訓義〕  
〔名義〕  
〔所在地〕

長島  
廣家  
鹿島

遺唐使の  
船漂着す

本波ノ渡  
津々浦々  
四染岳

老岳觀音

〔名義〕

〔所在地〕

天草津

老嶽

老岳明神

惣象山

筑紫の不  
知火

觀音あり九間四面中には八尺斗の觀音ありいつの比よりありと云事はしられず六百年斗のかたにしたり  
と寺は禪宗なり此寺より島原の岸空庵にうつる事之東に老岳にちいさき堂ありて觀音あり僧なし岩にぼんじ  
梵字の脇に月日の形をえりつけたり、

○天草郷〔武備志〕に天草港あり

〔和名抄〕に天草郡天草郷あり、名義は天草郡の郡家を置ける處なるべし、さて〔日  
本圖〕を按ずるに天草郡西方なる大島、内東南の海邊に天草と記せる處あり是か、  
〔海東諸國記〕にも天草津と云事見えたり〔天草人云〕島原一方に寄て老嶽と云高山あり九  
ぶばかりの山なれどもさかしき山にはあらず山上に老岳大明神と申社あり九村一人是神を祭る九月廿九日祭  
る神官一家あり上津長(カウツラ)村に住す、なほ此郷事は下なる高屋驛の細注に委くあげつちふを待  
て見ルべし、

○天草山

〔登壇必究二十二卷〕日本國圖に肥后州天草山と云もの二あり〔西遊記〕に島原  
より舟にて天草にわたり天草の惣象と云へる山の峯にて筑紫のしらぬひと云物を  
見物せり惣象は東の海岸にさし出たる山あり七八丁もあるべし此邊にての高山な  
り向ひに肥後國是染たけなるべし只一望につく宇土熊本は少し左に見え日奈久は  
右に見え向に八代あり其間の海上わたり五六里より七八里に過ず南北は入海數十  
里にして其限見えす又右の方に鼠島左の方に大島又三つの島幾島などみゆ云、夜  
に入て八に近き比より遙向ふに波をはなれて赤色の火一見ゆ暫して其火左右







相看一笑髮如銀二十年前同社人霸封非舊日給園風物際芳辰琴中白雪天涯意夢裡青山海上春吾也雲羅思小築擬隨獵馬共爲鄰この詩絶海詩集に出たり

職ノ驛

序に云「延喜式」に肥後國職ノ驛とあるは職は志記とよみて此志記郷内にあらむかともちもへりしかど是は必職の上か下かに文字の落たるなどにて異處なるべし重て考ふべきしをりにしばらく驚かしつ

○惠家郷

訓義

「和名抄」に天草郡惠家郷あり、惠家は會加とよむべし、名義は會加ノ臣の住りし處などにて負せたるか又「姓氏錄」に會加臣又「姓氏錄」に島田ノ臣多朝臣同祖神八井耳命之後也五世孫武惠賀前命ノ孫仲ノ臣子上云云とある此武惠賀前命に由ある事には

武惠賀前命

あらぬか仲ノ臣と云も仲ノ島によしありげに聞ゆ、もし後ノ説の如くならば惠家郷

所在地

は長島の内にあるべししひて長島を惠家郷と定むる時は東にあらざる島は

ノフサバ

たらざるべし此せとを「地圖」にノフサバノセトと記せり此二島は今薩摩國につけるを「地圖」に島内

ノセト

の地名などないさいかも載されば考ふべきたづなきし、さて上に云る四ノ大島の南のはしに牛深と云濟あり

牛深

此處長島に近くさし向へり其間一里許もあらむと聞ゆこのところわたり口なるべし

所在地

○高屋郷

「和名抄」に天草郡高屋郷あり、高屋は多加也とよむべし安藝國賀茂郡高屋多加也名

タナソコ  
上ノ下  
岐ノ名  
柳道門  
三隅迫門

所在地

義いまだ考へず、さて上に云りしごとくしひて波太郷を今ノ宇土郡内とし惠家郷を長島とし志記・天草二郷を西の大島と定むる時は高屋郷は大島東につける島なるべしされども是は皆押あての説なればなほよく考ふべし、大島より此島にわた

○高屋驛

「延喜式」に肥後國高屋驛あり、此驛趾いまだ詳ならず天草一郡は皆海中の離島

なれば驛を置べきにあらず是は必陸ノ方にして尋ねべきかともちもへりしかど「和名抄」に天草郡高屋とあるを文字など聊も異なる事なければなほ此島内なり、さて此内にしては西大島と大矢野との間の島ならむかとも思へど此郡内にしては西大島どもとも大島なるされば驛は此大島と定むべきか是を大島内と定むる時は郷地も大島南半は高屋にして次なる島を東島は天草郷なるべしさて是はすべて押あての説なればいかにいひても皆あぢさなさわざなれど又後に考ふべきたづきにもやと幾度も思ひかへしてくだくしきまでにもものしつるになむ「地圖」に西ノ大島の四ノ極にして南北の半はより高瀬と云處みえたれど是は驛ノ地ともきこえずし實に此島に驛を置しならは南ノ極牛ふかの溪の邊なるべきか是は長島よりのわたりくちなればなり牛深より少西にまほりて鬼木崎の奥に川

高瀬



川内ノ浦  
相模ノ泊  
航程

内ノ浦又サシノ津などいひてよろしき水門ありとみゆ此邊にてもあらむか、(日本抄略之記)に榑島より鬼來崎へ十八里、爰より長崎へ三里、向ふを野本といふ風あしければ天草ノ地相撲と云泊りに入る此泊へいる時は北の山につきて瀬ありおも榑につきて入る何風にてもし相撲と云より鬼木崎へ五里、あぐねへすぐるとり榑の方に見入る地より間二町ほどあり何風にてもし牛深と云泊りへいる此泊り口あしと田へいれればあぐねへ七里此所あさりなり云云と見えたりあぐねは薩摩の内なり、

葦北郡

〔名義〕

葦北國造

景行天皇  
の巡狩

日經

〔延喜式〕に肥後國葦北郡あり、「和名抄」に肥後國葦北阿之木多とあり、名義いまだ詳ならず、葦は文字の如くなるべし北はいかにも心得がたし肥後國新方(ニヒキタ)山北野北高もふに葦北は葦木田といふ事か、草木の類何にても直くたはのぼるものを木といふなり、ス、キ、チ、ギ、ハ、ギ、ナ、ギ、ネ、ギ、ム、ギ、ヨ、モ、ギ、など事なり又葦(アサ)といふべきをアサツキと云もアサノキといふ事と聞たり、さて筑前國御笠郡に葦城と云處ありて「葦葉集」に見えたり是を葦木と云も葦木ともかけりこれも葦といふことかなほよくかむかふべし、さて「國造本紀」に葦北國造繩向日代朝御代吉備津彥命兒三井根子命定賜國造、「景行天皇紀」に十八年四月壬申自海路泊於葦北小島云云五月壬辰朔從葦北發船到火國、(一)に火るは今の如く大名(オホナ)とならざる、「敏達天皇紀」に十二年七月丁酉詔曰屬我先考天皇之世新羅滅内官家之國、(二)天國排開廣庭天皇二十三年任那爲新羅所滅故云新羅滅我内官家也、先考天皇謀復任那不果而崩、不成其志是以朕當奉助神謀復與任那今在百濟火葦北國造阿利斯登子達率日羅賢而有勇故朕欲與其人相計、(三)後の例にてかき給へるものなり、さて三井根子命の子孫なるべし、乃紀國造押勝與吉備海部直羽島喚於百濟冬十月

紀國造押勝等還自百濟復命於朝曰百濟國主奉惜日羅不肯聽上是歲復遣吉備海部羽島召日羅於百濟羽島既之百濟欲先私見日羅獨自向家門底俄而有家裏來韓婦用韓語言以汝之根入我根内即入家去、羽島便覺其意隨後而入、於是日羅迎來把手使坐於座密告之曰僕窃聞之百濟國主奉疑天朝奉遣臣後留而弗還所以奉惜不肯奉進宜宣勅時、現嚴猛色催急召焉、羽島乃依其計而召日羅於是百濟國主怖畏天朝不敢違勅奉遣以日羅恩率德爾余怒哥奴知參官桮師德摩次干德水手等若干人日羅等行到吉備兒島屯倉朝庭遣大伴糠手子連而慰勞焉復遣大夫等於難波館使訪日羅是時日羅被由乘馬到門底下乃進應前進退跪拜難恨而曰於檜隈宮御寓天皇之世我君大伴金村大連奉爲國家使於海表火葦北國造刑部鞞部阿利斯登之子臣達率日羅聞天皇召恐畏來朝乃解其甲奉於天皇乃營館於阿斗桑市使住日羅供給隨欲復遣阿部目臣物部贊子連大伴糠手子連而問國政於日羅日羅對言天皇所以治天下政要須護養黎民何遽與兵翻將失滅、故今令議者仕奉朝列臣連二造(二)遣者國遣伴也)下及百姓悉皆饒富令無所之如此三年足食足兵以悅使民不憚水火同恤國難然後多造船舶每津列置使觀客人令生恐懼爾乃以能使使於百濟召其國王若不來者召其太佐平王子等來即自然心生欽



伏後應問罪又奏言百濟人謀言、有船三百、欲請筑紫、若其實請宜陽賜予然則百濟欲新造國必先以女人小子、載船而至、國家望於此時、壹岐對馬多置伏兵、候至而殺莫翻被詐、每於要害之所、堅築壘塞、矣於此是恩學參官臨罷國時、若本以恩學爲一人、竊語、德爾等、言計、吾過、筑紫、許、汝等偷殺、日羅、者吾具白、王當、以、參官、爲、一人、也、賜高爵、身及妻子垂榮於後、德爾余奴皆聽許焉、參官等遂發途於血鹿、於是日羅自桑市村遷難波館、德爾等晝夜相計將欲殺時日羅身、光有如火焰、由是日羅等恐而不殺、遂於十二月晦候、失光殺日羅、更蘇生曰此是我驅使奴等所爲、非新羅也、言畢而死、國是時有新羅、使、故、云、爾也、天皇詔贊子大連糠手子連、令收葬於小郡西畔丘前、以其妻子水手等居於石川、於是大伴糠手子連議曰聚居一處、恐生其變、乃以妻子居於石川百濟村、水手等居於石川大伴村、收縛德爾等、置於下百濟阿田村、遣數大夫推問其事、德爾等伏罪、言信是恩學參官教使爲也、僕等爲人之下、不敢違矣、由是下獄復命於朝廷、乃遣使於葦北、悉召日羅眷屬、賜德爾等、任情決罪、是時葦北君等受而皆殺投彌賣島、彌賣島蓋、以日羅移葬於葦北、於後海畔者、言恩學之船被風沒、海參官之船漂泊津島、乃始得歸、長瀬氏云、日羅於處にあり、續紀廿九卷に神護景雲二年九月辛巳勅今年七月云、十一日得肥後國葦北郡人刑部廣瀨女日向國宮崎郡人大伴人益所、獻白龜赤眼青馬白髮尾並

靈龜神馬を獻す

白龜を獻す

白龜を獻す

少領等貧  
せらるる  
○大様  
郷村數  
石高  
方位  
廣袤

古城

付所司令勘圖牒奏備云、靈龜神馬並合大瑞、朕以菲薄、頻荷鴻恩、思順先典、式覃惠澤、宜免肥後日向兩國今年之庸、但瑞出郡者特免調庸、大伴人益刑部廣瀨女並授從八位下、賜緇各十疋、綿廿屯布卅端、正稅一千束、刑部是葦北國造の支族なるべし、同書三十一卷に寶龜元年十月己丑詔云、辭別詔今年八月五日肥後國葦北郡日奉部廣主賣獻白龜、又全月十七日同國益城郡人山稻主獻白龜、此則並合大瑞云、丁酉賜獲白龜者山稻、主日奉公廣主女爵人十六級、絕十匹、綿廿屯布四十段、正稅一千束、同書三十三卷に寶龜三年十月戊午肥後國葦北郡家部島吉八代郡高分部福那各獻白龜、賜絶人十四匹、綿廿屯布卅端、大同類聚方に火國藥、肥葦北郡姬島直等家方而云、續後紀一卷に天長十年三月丙申肥後國葦北郡少領外從八位上他田繼道叙三階、同郡白丁眞髮部福益賜出身焉、以各輸私物、濟飢民也、など見たり、さて郡の大様は、和名鈔葦北郡、葦北桑原、伴野行、巨野、川田、水俣、清正記に葦北郡一万九千三百八十三石三斗四升三合一勺五才、村名帳に葦北郡四十二村などあり、又地圖を按ずるに葦北郡東方は球麻郡となり、南方は薩摩國出水郡となり、西方は海を隔て天草郡となり、北方は八代郡となり、東西三四里或五六里、南北十二三里あり、郡中大山多く、廣平地なし、海邊多しといへどもよき水門ある事なし、郡中に官道の筋あり、肥後小鏡に古城



件に葦北郡佐敷、古城從熊本十八里廿丁城主村上伯耆守家臣上神出雲守重光、相良家臣西肥前、加藤清正家臣長尾豊前、加藤興右衛門、田浦、古城十二リヨ本村、内城主進悪兵衛眞春、加藤興右衛門一説に加藤大和城番之由、津奈木古城、東右衛門佐・東尾張・深水宗方慶長之比加藤清正家臣數人付七十六人一ヶ年代りに城番を勤一説に同加悦越前守泰行・三善丹後守・竹田半内氏安右三人村上伯耆守家臣代、城番を勤むとも云水俣古城廿三リ城主村上伯耆守家臣本郷式部大夫家久又清正家臣中村將監、日奈久古城十三リ山崎伊豆、二見古城曾田大和、湯町古城相良家臣大童丹波、薩摩家臣二階堂安房、同村古城南安藝、佐敷本村、古城求摩代之内東新左衛門、田浦、古城十六リ半田浦相模、野口古城廿リ、「同書」山名、件に葦北郡瀬戸口山、つるかけ山・國見山・山川野山・大河内山・矢筈山・野角山・大同添山・みかなわ山、「同書」川名、件に葦北郡大坪川・たゝら川・洲口川・松本川・岩崎川・乙チャ川・佐敷川・湯浦川・上野つ川・津奈木川・水俣川・内山川・袋川・鹽谷川・求摩川・小津奈木川、「同書」湊、件に葦北郡佐敷・田浦・浦袋・浦・日奈久・浦・海浦・伊奈木浦・水俣浦、八代城南薩摩國出水にいたる筋なり又葦北郡東方玖波郡(ヒトヨシ)にいたる道あり又南、方は薩摩の大口と云にいたる筋ありさて「諸國温泉記」に肥後國葦北郡離來あり「地圖」を按ずるに葦北八代郡の堺にヒナコと云處なるべし今も湯の出る處なるかしら又葦北郡の西邊中らばかりに湯・浦と云もありなほかされてもかむかふべし、

○水島

山岳  
河川  
湊泊  
離來温泉

名磯  
景行天皇  
の巡狩

寒水

和歌

所在地

「景行天皇紀」に十八年四月壬申自海路泊葦北小島而進食時召山部阿弭古之祖小左令進冷水適此時島中無水不知所爲則仰之祈于天神地祇忽寒泉從崖傍涌出乃酌以獻焉故號其島曰水島也又「風土記」に球磨縣乾七里海中有島稍可七十里名曰水島島出寒水逐潮高下とあり「風土記」に球磨縣とあり、水島は美豆志萬とよむべし後の哥に美志萬ともよみりさて「式」に越後國水島磯部とあり、「萬葉集三卷」に長田王被遣筑紫渡水島之時作哥

如聞眞貴久奇母神左備居賀許禮能水島

「名寄」また「現存六帖」によみびとしらず

海人は皆水島に行ひ葦北の野坂の浦に船も残らず

「松葉集」によみびとしらず

水島に通ふ野坂の浦千鳥なれも渡ルか安からぬ世を

「夫木集」によみびとしらず「松葉集」には定数とあり

群千鳥水島をさして渡なり野坂の浦に船や付らむ

など見えたり又「續後撰集」に曾根好忠、なみのうつ水島の浦のうつせ貝空しきからに我やなりな

彼集に詞書などあるかむとある水島もこの事なりと定めて長瀬氏の「事蹟考證」には此水島の件に引出たり

いまだ委くも考へず、又「八雲御抄」に水島を筑前とし「名處小鏡」に古哥によめる

水島を菊池郡水島郷に混するなどいづれも非なりさて「長瀬氏云」葦北水島今は



白島、白石

〔所在地〕

大島、白島、重島、ツク島

〔姫島〕

葦北牧

和歌

八代郡につけり「幸丸云」八代より一里許の海中に白島あり此島に白石あり水島は八代の北一里許にあり今に此島より清水いづといふ今も葦北郡につけり小島なり〔常足按〕するに地圖に郡北八代郡豊浦の西の海中にソサウ島とて小島あり其南北にいとくちひさき島二ツならべり是か、「書紀」の趣は是に合へり又是よりすこし北の海中八代ノ古に三ツ小島ありて南北にならべり南を大島といひ中を白島といひ北を重島と云此内にてもあるか、又此三島より二里餘西の海中に二ツ小島ありツク島といふ是にてもあるかいづれも八代郡に近し此水島の事は古くゆゑありて世々人よくその名をきししるる處なればきわざになむ、ちなみにいふ葦北の海に姫島といふはなきか、〔大同類聚法〕に葦北郡姫島ノ直と云事見えたり又近比崇山持豐卿の哥とて人の見せたるに葦北の女(ト)島の松の若みどり下枝はうらの波にひたして云哥もありこの女島をやがてかの姫島なるべし又「敏達天皇紀」日羅が事をいふ件に皆殺三投網實島とある此葦北の内ならむかともおもひたれどこはなほ難波ノ姫島なるべしさていふに葦北にひたして云哥りと定めていはいはぬ島ノ直等が住りし島にて人家もある處なるべしさていふに葦北にひたして云哥り北の海中にはすこしの島もある事なく又八代郡の海中にあるべしさていふに葦北にひたして云哥りさるる事十里ばかり有る長島又鹿島などともすべしか「風土記」の趣は長島の方に由ありされども是は葦北の地直等が古跡にして今は陸奥國出水郡ノ内にいれりし由「地圖」に記せり又思ふに此二ノ島は昔は天後小鏡」に葦北郡牧山馬數五十四疋、田浦手水惣廻り二リ廿五町十四間東西廿八三町十間南北十八町五十間とあり、

○野坂浦

〔万葉集三卷〕に長田王被遺筑紫二波水島之時

〔訓義〕

和歌

葦北乃野坂乃浦從船出爲而水島爾將去浪立莫動  
と見えたり又石川大夫和哥一首名調、奥深難立和我世故我三船乃登麻里瀨立目八方、右今案從四位下作此歌二焉ともあれば長田王も帥などにて此邊には來たり給へるなるべし、野坂は奴佐加カトモよむべし〔和名抄〕に因幡國高草郡名義は文字の如く山坂のある處なるべし山をもかたて、かくて「俊頼哥集」又「夫木集」に

〔新續古今集〕に大僧正道順

葦北の野坂の浦に鳴ク鳥水島に通ふ聲ぞふけぬる

〔夫木集〕に後九條内大臣一本に九條とあり

葦北の野坂の浦に疊來て松の南ははるしらくも

なども見えたり又〔名寄〕に中務よはにふくうち風寒み葦北の野坂の里は衣うつなりと見えたり今は詳ならず今、田浦海浦の邊にはあらぬか、此事野行郷ノ件にもいさゝかいへり

なほよく考ふべし「名處小鏡」に野坂浦を菊池郡にありとするは例のひがことなり〔幸丸云〕野坂浦より田の浦に三里あり野坂のうらにうつけ貝多くいづ

○片野驛

〔延喜式〕に肥後國片野驛馬片野傳馬あり、片野は加多奴又カガとよむべし〔和名抄〕に

〔訓義〕

〔所在地〕



〔名義〕  
〔所在地〕

〔諸驛〕

〔朽納驛〕

距離  
佐師

所在地

〔訓義〕  
〔名義〕

河内國交野加多 名義は片山と同くかたつかたには野も山もなく海又川などのある處にて負せたるべし、さて「地圖」を按ずるに八代郡八代川の北にして今の官道の筋に上片野川の東、下片野川の西二村あり是正しく古の片野驛趾なるべし、此邊道は古も今も變れ、さて此驛を今葦北郡内に出せる由は下片野郷の件にいふべし八代郡豊福驛今は益城より葦北郡佐色驛に至る間に置れたる驛なり、又おもふに「式」に驛とつられ驛とたれば雙向と片野との間に高屋驛あるべきか、高屋驛の事はすてに天草郡内に置れたる驛なり、雙向と片野との間に高屋驛など云地名も見ゆれば高屋驛と高屋驛とは同名異地かと思はるなり、雙向より片野までの間五里もあるべし、また驛は初にもいへりし如く佐師の佐、字を落せるなりかくて驛馬一件にも驛馬一件にも片野朽納佐色とつられあけたれば朽納は片野と佐色との間に有べきか、此間八里あれば一驛を置てよるしかるべしさてその朽納は上卷山鹿郡朽納郷一件にもあつらへりし如く、網の驛なるべしさて片野より佐色の間に朽納といふべき地は佐色、北に久野川を隔て賦木民と云處あり、色に近ければなほ是より北にあるべし、

○佐敷驛

〔延喜式〕に肥後國佐色傳馬あり、驛馬一件に朽納驛・水俣とあり、佐色は差志紀とよむべし、名義はいまだ詳ならず、もし假使(サスキ)に上佐に字落たるなり、佐色は差志紀とよむべし、外從五位下と云事も見えたりされども「日本國」に大隅國人等實三調物云云佐須岐君夜麻等久久賣並れば佐須岐は別なるべくおもはるなほこの佐須岐の事は大隅志下巻にも聊あつらふべし、さて「九州軍記」に水俣佐敷云「武鑑」に筑前縣河原より肥後國佐師まで陸四十七里佐師より舎野まで山路八里などもあり、又「和漢三才圖會」にも自佐敷至筑前縣(ナマツ)川原舟路四里心得事なり筑前内にある地名ある事なし、是は筑後の誤りなり、十七里自三點川原至天坂百二十三里ともあり此點川原と云はにやともおもへど筑後として大坂までの海上の里數たがへり、「地圖」を按ずるに郡西の海邊

佐敷城  
里程

〔訓義〕  
〔名義〕

所在地  
水俣城  
陣の内  
深水宗方

距離

南北の 中ほど 領 佐敷城あり又佐敷城より方北八代城まで八里方水俣城まで五里方大口領の堺目まで七里と見えたり、

○水俣驛

〔延喜式〕に肥後國水俣驛馬又水俣傳馬あり、水俣は美那萬多と訓べし、驛を俣に替る例古書、名義は二水合流して其形膜の如くなるによれり、日向國にも水俣驛あり、「地圖」を按ずるに郡南に水俣城あり其城の南に近く陳内と云處に二水合流れて西海に在るものありその俣の如くなる處則今も官道の筋なり、水股城は慶長十七年に造れる由(地圖)に見えたり、「軍記略」に肥後國水俣城主深水宗方、同國相良義陽之族而連歌、達人也天正七年薩摩勢出、張肥後國之時深水在水俣、支之島津攻之不、落或時薩摩勢向城中、放矢文、其句曰秋風爾美那萬多落留木乃葉哉宗方則書、一句射返矢、其句曰寄天波沉牟浦波能月薩摩勢見之稱譽爲文武之達人、以此故、和講又關白薩州征伐之時宗方馳參守土、關白聞其高名、命發句于時有、獻、簡者、因之、獻、祝言、句、若竹毛實直支世乃初哉關白感賞賜、時服、後太平記四十卷、雲霧新山合戰一件に是に似たる事あり城内敵の大將吉川の陣に送り脇を乞けるに秋の風に、兵山は早勝色見する紅葉かなと云ふ發句をして矢につけて、浴る白露と云脇句をしてかへしたる由を記せり、さて「行程細見記」に佐敷四里、水股一里、米津一里、井手水とあり又「地圖」に水俣城より南薩摩の堺まで一里半出水、城まで三里あり又東方は薩摩、大口の堺まで三里、大口城まで七里とあり、なほ下水俣郷一件にもいさ、いかわげつらへるをかむか



〔郡家〕  
〔郡名義〕  
葦北津

〔所在地〕  
八代川の  
水門

〔名義〕  
〔所在地〕

しふへ

○葦北郷

〔和名抄〕に葦北郡葦北郷あり、葦北は古に郡家を置れたる處なるべし、又郡名も此にて負せたるにてもあらむ。さて「推古天皇紀」に十七年四月庚子筑紫太宰奏上言百濟僧道欣惠彌爲首一十人俗人七十五人泊于肥後葦北津」と云事も見えたり是は一處の名として別件に出すべしかともあもへどいとくあがれる世の事なれば其地名を委く擧たるにはあらて葦北郡の海邊をさして葦北津とはいへりと聞ゆされば是を郷名内にこめて別件に擧ず、さて此葦北郷は今詳ならされど八代郡八代川の邊なるべく思はるゝよしあり委くは次なる片野驛件に云るが如し、此八代川あたりを葦北郷と定むる時は百濟僧の舟をかけたなり津は八代川の水門にてもあるべく又長田王の水島にてもあり給へるも只に水島をさしてわたり給ふにはあらてさしきの方などより船を出して此水門にいらむと給へるをその船路必水島の邊をすぐればかくはよみ給へるなるべし、衆行天皇のみゆきもむれと此島にわたり給へるにはあらずして舟路のついでなればはらく船を此島にばて給へりし趣なり彼紀に五月壬辰朔二日葦北に船到大國とあるも彼水門より船を出して八代の沖をとほり給へりとする時は次第といとよるし、こゝに水島といへるは上にもいへりしサソウ島のことなりなほ初にも後にもいへる事も考ふべし。

○桑原郷

〔和名抄〕に葦北郡桑原郷あり、桑原は久波波良とよむべし、諸國に多き郷名なり其内に信濃・播磨・伊豫等の國に擧ぐたるはいづれも久波波良と訓注、名義は桑原姓の住りし處なるべし、又上古にも多く桑原を名に擧ぐたり大隅國に桑原郷あり、此郷地今は詳ならず、しひていはば八代郡八代川南にそひて桑原郷と云も桑原郷あり、此郷地今は詳ならず、村あり是にてもあらむか、されど是邊を桑原郷とする

津木城

地名異説

〔接〕

津奈木太  
千代墓

〔所在地〕  
巨野郷

郡界

地名異説

○伴

〔和名抄〕に葦北郡伴郷あり、「上田氏云」葦北郡伴とあるは下に部字を落せるなるべし、地名は必二字に書、常足按ずるに伴上に大字を落せるか、「續紀」に大伴姓人肥後國司と成事、冊卷又二處に見えたり是由ありげに聞ゆ地理の事はいまだ考へず、神洞云葦北郡湯浦、近くに津奈木太耶といふ坂あり其坂の下に孝子千代墓と彫付、たるあり面は四尺に六尺の自然石なり山のふもとにしてさつまにゆけばひたりなり。

○片野郷

〔和名抄〕に葦北郡片野郷あり、印本片を巨、名義は片野驛件に云るが如し、〔和名抄〕武射郡片野、美濃國山縣郡、〔地圖〕を按ずるに八代郡上片野川下片野川あり此邊より東方の數村此郷内なるべし、又此片野川北のつゞきに川田二村あり是より北川田郷なるべし、又片野川より西南、數村葦北郷なるべし、されば今八代郡の西邊は大かた葦北内なりしと聞ゆ、鏡村の邊より北は昔も八、かくて益城郡の海邊は皆八代郡内なりしと聞ゆ、此事は上、かく定むる時は「書紀」の趣にも「萬葉集」「和名抄」等の趣にもよくかなひて聊もたがふ處なし、さるを「長瀬氏の説」に葦北郡大野と云處あれば巨野はオホはいみじきひがことなり、まづ「和名抄」地名の文字づかひハオホ何といふ時はいづれも巨野に改むべしといへる字を用ひたるは更になきことなり、巨野字を用ひたるは河内一國の郷名に巨野ふたつ、武藏國に巨野郷と云に巨備郡、因幡國巨野郡、伯耆備中肥前等の國に巨野郷あれど是は皆コノ假名に用ひたるにてオホとよむべきは一ツもある事なし、此外「和名抄」に巨野字を用ひたる地名ある事なし、さればしひて巨野を誤りにあらざると



いはゞコヤとよまむか、すべて巨ノ字を大ノ字にかへて用ふる事(書紀)の外には古書にみまじく見あたらずべし地名はよく合へるを尋出ても其道筋にあたりざるはあぢきなきわざといふべし

○野行郷

「和名抄」に葦北郡野行郷あり、「上田氏云」葦北郡野行は野坂を誤るならんと云るはさもあるべし野行と云處の野坂も今は詳ならねどしひておもふに佐色驛の邊なるべし「地圖」を按るに佐敷城に聊の港もある處なり又球麻郡舎より佐敷城七八に出る官道もありされば景行天皇長田王なども此處より舟にて水島方にいたり給へるなるべし「景行天皇紀」に(十八年四月)甲子到熊縣云云王申自海路泊於葦北小島とあり長田へき島にあられば是も海王は此方より到り給へりとするたしかなる證はなけれどかの水島わざとさしてわたる路のついでなるべし佐敷より北の官道にのぼり一里の山を越る處あり地名の起りは是等にやあらむなほよく考ふべし

○川田郷

「和名抄」に葦北郡川田郷あり、川田は加波多とよむべし、名義は川邊に田地の多き處なるべし、「地圖」を按ずるに八代郡片野川の北にならびて官道の左右に東川田・西川田二村あり是なるべし委くは片野郷に

○水俣郷

「和名抄」に葦北郡水俣郷あり、水俣は美奈萬多と訓べし、「太平記三十三卷」延

地名異説  
【所在地】

【名義】

【名義】

【所在地】

【別號】

派姓  
水俣城  
所在地

名義

熊縣  
熊津彦

池大納言  
家の所領

久萬姓

球摩兎徒

文三年筑後國大原合戦、件に派讚岐守とあるもこゝより出たる氏と聞ゆ、「地圖」に那水俣城あり慶長十七年に造れりといふ此邊南は薩摩國出水郡にさかへり郷地甚廣くして人居すくなしといへり佐敷城より水俣城まで五里の間野坂と此郷とのみにして別に郷はあらざるべしなほ水俣驛一件に云へり

○球麻郡

「延喜式」に肥後國球麻郡あり「和名抄」に肥後國球麻、久万とあり、名義は「景行天皇紀」に十八年四月甲子到熊縣其處有熊津者兄弟二人天皇先使徵兄熊則從使詣之因徵弟熊而不來故遣兵誅之とあり熊津彦が名に依て負せたるべし阿蘇郡彦阿蘇郡姫宇佐郡彦宇佐郡松原守弟夷守なども同例なり「東鑑三卷」に壽永三年四月六日池前大納言并室家の領等者載平氏沒官領注文自公家被下云云而爲酬故池禪尼恩德申宥彼臣相勅勘給之上以件家領三十四ヶ所如故可爲彼家管領之旨昨日有沙汰令辭之給云云池大納言沙汰云云香椎社前安富領同三原庄後球摩白間野庄後右庄園拾七箇所載沒官注文自於院所給預也然而如元爲彼家沙汰爲有知行勤狀如件「同書十八卷」元久二年久万太郎大夫高盛久萬太郎永助「古文書」に肥後國八代庄并球摩郡凶徒内河彦三郎・多良木孫三郎須惠入道永里園本以下輩退治事今月十七日御教書如此不日相催一族屬今河藏人太夫殿御手、可被致







方位

八代川

五箇山

〔仁主驛〕

五箇山の土産

驛路

オコノ城

地名異説  
郡家

郡東ノ方は日向國兒湯・白杵二郡にとなり南ノ方は同國諸縣郡又薩摩國伊作郡にと  
なり西ノ方は葦北・八代二郡にとなり北は八代・益城・阿蘇三郡にとなりて東北より  
西南に廿餘里あり又東南より西北に至ては三四里或五六里或は七八九里もあり郡  
中四方に大山多くして田地すくなし郡に大川あり郡東女良五箇山とと云處より流  
出て二十里をへて八代郡より海に在る是を球麻川といふ八代川とも云東ノ方南ノ方の堺に  
いたりて大山多くして其堺の定かならぬ處ありといふ、〔地圖〕を按ずるに球磨郡五箇山  
いふ處あり五箇山は則女良なり五ヶ村ある故に五ヶ山と云ともいへり又平家の落(八咫)此處にひそまりま  
づ五家をなすそれより家は多くなりわたれどなほ元の名を稱へて五家山といふともいへりさてかの奈須は  
かた同處なれど女良との間に大山などあり往來のならぬ處にや女良の方より道はなくして益城郡矢部より阿  
蘇郡の南のはしをとり彌南をさし野里山中奈須にいたる道あり〔式〕に肥後國仁主驛とあるは此奈須の事  
にもあらばいかにかほえもいれぬ深山の内なれば驛をおかるともきこえぬと云くより人家のある處  
なくして草木にめづらしきもの多く又珍禽奇獸多しといふ又熊の多き山なりといふ故に年毎に熊一皮五枚  
を熊本の殿に献ぐといふ五箇山の熊膽うりとして筑前邊にも來たる事ありその闘つきは薩摩人にや似たり、

○球磨驛

〔延喜式〕に肥後國球磨驛馬又球磨傳馬あり、いまだ詳ならず今は球磨より葦北  
郡に出る道筋一、八代郡に出る道筋五あり驛を置るは何れの筋ならむなほよくか  
ひかふべし舎より西をさして葦北郡に出るかたにオコノ城といふ  
もの〔地圖〕に見えたりもしこの邊にはあらぬか

○球玖郷

〔和名抄〕に球麻郡球玖郷あり、球玖は球麻の誤りにて此郡の郡家を置れたる處

〔所在地〕

〔名義〕

所在地

〔訓讀〕

相良氏

人吉城

舎城

相良氏

と聞ゆ、いまだ詳ならず葦北郡南ノ方薩摩の大口の堺に久木野村あり是球玖にてもあらむかと  
もおもひたれど是は球麻郡の地にすこし間もあればなほわるかめり、

○久米郷

〔和名抄〕に球麻郡久米郷あり、久米は俱賣とよむべし國々に多き  
郷名なり、久米物部の住  
りし處なるべし〔寛知集〕に球麻郡久米村あり〔地圖〕に郡の東南のはしに久米  
村あり、

○人吉郷

〔和名抄〕に球麻郡人吉郷あり、人吉は比等與之とよむべし筑前國怡土郡・那珂郡  
などに其人郷あり、名  
義いまだ考へず〔續後紀〕に肥後守人吉、〔文德實〕さて〔武鑑〕に相良氏  
〔柳〕同朝、二万二  
千百石餘居城肥後球麻郡人吉江戸より三百五十一里余、本名球麻郡人吉ノ城と云江戸より大坂まで  
肥後國佐備まで陸四十七里佐備より人吉、陸百三十三里大坂より筑前磯原まで海上百二十三里磯原より  
吉まで山路八里都合三百五十一里余、當城指出之高慶長十年より相良氏代々領之とあり、  
〔地圖〕に舎城は球麻郡南ノ極にありて八代城まで八里ありといふ今はすべて人吉ノ  
つくりてヒトヨシと〔九州治亂記〕に相良義陽は鎌足公十一世の孫遠江守爲憲五世の  
裔左兵衛督因頼遠州相良ノ庄にて采地を給はりしより相良と稱す因頼五世の孫右  
衛門佐長頼に至て建久元年肥後國山鹿郡を給はりて下向す其後建久九年同國玖磨  
城主となり代々球麻・葦北・八代三郡の領主として綸命を蒙りけるを長頼十餘  
代の孫從五位下宮内少輔義滋從五位下右衛門太夫晴廣其子從四位下修理大夫義陽



相良家祖

景清の母  
子切幡神社  
仙人

〔名義〕

〔所在地〕

〔名義〕

に至まで勇名近隣にふるふ其比九州の士には希なる位階に叙し將軍義□公より諱  
一字を賜はり球麻城を本城とし八代の城に居り肥後國中に武威をかゝやかせしを  
天正九年十二月朔阿蘇郡響野にて甲斐宗雲がために亡ぼされたり「常足按」ずる  
に今の相良家の祖は「武鑑」に相良四郎太郎忠房、長子相良佐兵衛佐藤原長毎と  
ある忠房は義陽の子にや未考「古九八卷」にも見えたり「イントク 太平記四十二卷」  
永祿十二年三月大友立花後詰の件に豊後士奈須軍兵衛筑後（北人）士相良義元とあり、  
〔西遊記〕に景清が慕は日向國にありて世の人のしる所なり然るにいかなる故にや景清か母は玖麻の人吉の  
城下より五六里ほど東の切幡村に祭れり此所に景清か娘のはかもあり切幡神社とて一村の神に祭れり此村蓋  
盲人をいむ座頭なる者は他所よりも入來る事ならずしおしてゐる時は忽大なるたいりありて難儀に及ぶと  
なり世にいふ如く恐七兵衛景清後に盲人と成し故にや「同書」に人吉の城下より十里斗おくにたらざといふ  
所ありそこに吉村傳兵衛といふ百姓ありしが年六十斗の時奥山に入りて仙人となりたるよし記せりおぼつかなき説なり

○東村郷

〔和名抄〕に球麻郡東村郷あり、東村は比牟我志牟良とよむべし 攝津國東生、比牟我  
名義は郡の東方にある郷なるべし 方角の名を以郷名に負する例攝津國 志奈里など有り、  
名は「地圖」などには見えざれども郡東にありと定めて妨々なし、 さて東村といふ

○西村郷

〔和名抄〕に球麻郡西村郷あり、西村は爾志牟良とよむべし、名義は郡西にある郷  
にて負せたるべし「寛知集」に球麻郡西村あり、

奈須、釣  
橋

〔名義〕

センドイ

○千脱郷

〔和名抄〕に球麻郡千脱郷あり、千脱は勢牟陀とよむべし 二字を借りて郷名に用ふる例  
會見郡千太郎 千は蟬にかりたるか狭(セマ)にかりたるか又字音によりて負せたる  
などもあり、 名義いまだ考へず 郷名にてもあるべし備中國下道郡遊磨郷なども二萬の意なりと云へ  
り、さて「長瀬氏云」球麻郡千脱郷今はセンドイと唱ふるなりといへりさ「地圖」  
には見えざいづれのあたりにある村名か、

〔神洞子云〕肥後國奈須のつりはしとして危き橋あり高千穂谷より西南に三里斗い  
りこみて奈須谷としてその川いとく深くて岩のけはしき所なりそこにわたせる  
はしなり此谷に橋二ありと云その川端は十二三間もあり深き事は十四五間もあ  
りその橋は山のさしより岸にわたせる物なれば橋より下に草木多く生茂りて水は  
さだかに見えざいづれその橋といふはかなたの岸に生たる藤をこなたに引よせこな  
たの岸に生たる藤をかなたのさしに引よせてそのうらをくさり合せたる物なりさ  
てその藤かづら今はえもいはず茂りて何千筋と云敷をしらずひたしげりにしげり  
てからみ合たればたゆまきさまにはあらずされども中はひさくなりてわたる時に  
ゆらめく橋なれば皆かたはしのかづに手をかけてはふやうにしてわたる事也さて  
そのかづらの間に横に木をさしこみてありそれをふまへてとぶやうにしてわたる  
事なりその間二三尺もあるべしその間より下をさしのぞきてみるにえもいはず



風俗

業務

古城

球摩川

おそろし此所の里人は脊中に脊板といふ物を負てそれに荷をかけて此橋をもわたる事なり故に牛馬は此橋をわたす事あたはずちひさき時にふごの如くなる物にいれて脊おひてわたることはありといふ常の食は唐さび里いも唐いものみなり麥を食ふ事はまれなり米はいさゝかもある事なし麥もすくなし此邊の人常に男女共に衣の上に布こぎぬといふ物をさるあり布のひろくちにて下はひざにいたる獵師多し中人已上は弓鐵砲其外劍術を專に學ぶ耕作は婦人多く之をつとむ中人已下は男も耕作をつとむる事也ひげ人參しひたけを出す熊などをとる所也とめる人の大病などして米なくてかなはざる時はクマノ城下よりとりよする事也是に八里ありはなはだ難所なり、

〔肥後小鏡〕に古城の部 球摩郡赤地古城 大畑古城 一武古城 岡本古城 湯前古城 深田古城、

〔同書〕に八代に流出る球摩川はクマの舎より境目八代郡上杉クマ村之内中津道まで五十丁道にして八里あり中津道植柳川口まで三十六丁道にして五里七〇あり、

肥後之六(天草郡・葦北郡・球摩郡)終



日向志序

居其國而蒙於其國之事者舉世皆是也况於他邦之事乎譬諸居家僭焉不知有何物也是與未嘗有家者何別焉伊藤翁太宰管内志之著蓋哀之也頃翁命予作其日向志序固辭不聽夫日向壤地避遠而爲上古聖神始宅之國也人之不可不知不亦急乎今翁輯之也博析之也詳何其自爲之勤而爲人之忠也竊思其不以予醜陋而命之序文豈發蒙由予始之意也歟感激之深有難默而已者於是乎遂污卷首云爾

天保辛丑冬

井土周孚書



日向志序

太宰管内志止云書若干卷者我伊藤氏早久能世與理深久心乎籠氏物勢羅禮志書爾奈牟、曾我奈可爾此日向國者掛卷母可畏伎

皇御孫命乃天降坐志國爾志安禮婆最母尊伎古事乃澤爾殘禮里介留乎八束穗乃當里保乃稻穗落事奈久拾比取野爾生留津花乃都波羅加爾書顯禮志者從今後爾志亘古倍學婆牟人乃為爾波賓爾好賓止母云倍伎書爾奈毛安里介留斯亘此書爾載在國々乎別而是彼端文作人多加流乎已爾母聊言加倍亘與登阿留爾海人乃浮繩心引留々道爾志安禮婆濱千鳥安止耻加敷事乎母不厭而見志卷乃片端爾拙支一久陀里乎書記爾難牟頃者

天保十二年八月

中澤守臣

日向國一卷

○日向國

〔延喜式〕に西海道日向國あり、日向は辟武伽と訓ふべし。〔倭名抄〕に日向ハ比字加とあるは例の音便なり〔推古天皇紀〕に辟武伽とあるに由るべし〔武備志〕には此國ノ名を兄加(ヒツカ)とかけり。名義は「景行紀」日向國行に十七年三月幸子湯縣遊于丹裳小野時望之謂左右曰是國也直向於日出方故號其國曰日向也又「風土記」に卷向日代宮御宇大足彥天皇之世幸兒湯之郡遊於丹裳之小野謂左右曰此國地形直向扶桑宜號日向也など見えたり。〔日本書紀〕云日向此國天降給之名也云日向加比而日向賀者牟加比者對、さて此國事の物に見えたるは「古事記」之稱也字賀者魂順之謂也とあるはいみじきひがことなり。日向國事の物に見えたるは「古事記上卷」に云云次生筑紫島此島亦身一而有面四每面有名日向國謂豐久士比泥別云云伊邪那岐大神詔吾者到於伊那志許米上志許米岐。此九字國而在祗理以音故者爲御身之禊而到坐筑紫日向之橋小門之阿波岐以音穢而禊也故於投棄御杖所成神名衝立船戶神次於投棄御帶所成神名道之長乳齒神次於投棄御裳所成神名時置師神次於投棄御衣所成神名和豆良比能宇斯能神以音次於投棄御禪所成神名道股神次於投棄御冠所成神名飽咋之宇斯能神自字以下次於投棄左御手之手纏所成神名與疎神。

日向之一(國志)

○神代  
豐久士比  
泥別  
橋小門之  
阿波岐原  
の磯

名義



津甲斐辨羅神「次津甲斐辨羅神云云」 自甲以下四字 次於「投棄右御手之手纏」所成神名邊疎神次邊津那  
 藝佐毘古神次邊津甲斐辨羅神右伴自「船戶神」以下邊津甲斐辨羅神以前十二神者因  
 「脫」著身之物「所」成神也於是詔云上瀨者瀨速下瀨弱而初於「中瀨」隨迦豆伎而瀨  
 時所成坐神名八十禍津日神訓云「禍」 次大禍津日神此二神者所到其穢繁國之  
 時因「汚垢」所成神之者也次為「直」其禍而所成神名直昆神昆字以「下」 次伊豆能  
 賣神並三神也伊以「下」 次於「水底」滌時所成神名底津綿津見神次底筒之男命於「水中」滌  
 時所成神名中津綿上津見神次中筒之男命於「水上」滌時所成神名上津綿上津見神  
 阿曇連等者其綿津見神之子宇都志日金折命之子孫也宇都志三 其底筒之男命上筒之  
 男命三柱神者墨江之三前大神也於是洗「左御目」時所成神名天照太御神次洗  
 右御目時所成神名月讀命次洗「御鼻」時所成神名建速須佐之男命須佐二 右伴八  
 十禍津日神以下速須佐之男命以前十四柱神者因「滌」御身所生者也「書紀」云云  
 不詳故欲瀧除其穢惡乃往見「粟門」及「速吸名門」然此二門潮既大急故還向於橋之小門而拂灑也于時入水  
 吹土命吹土命云云 水吹生大直日神又吹土命吹土命云云 出吹生大直日神又吹土命吹土命云云 出吹生大直日神又吹土命吹土命云云  
 此三國の内にあるべけれとも今其地詳かならざればはらく此處に引出ての考へをまつになむ  
 代紀一書」に云天津彦火瓊杵尊降於日向穗日高千穗之峯而甕穴胸副國自  
 頓丘一覽國行去立於浮渚在平地乃召國主事勝國勝長狹而訪之對曰是有國也

〔指原〕  
 天降

○丹行朝

高屋宮

御刀媛  
 日向國造

○應神朝

髮長媛

○孝德朝  
 吐火羅國  
 人深若  
 ○文武朝  
 朱沙を獻  
 ○奈瓦朝  
 采女細磨  
 曾君細磨

取捨隨勅時皇孫因立宮殿是焉遊息云「姓氏錄」に天孫瓊杵尊神降之降也天押日命大來目  
 爲「取捨」云云とありすべて「たび」の事「高千穗」とあ部立「御前」降于日向「高千穗」然後以「天來日部」  
 國一起行宮以居之是謂高屋宮云云居於高屋宮已六年也於是其國有佳人  
 曰御刀媛御刀此云 則召爲妃生豐國別皇子是日向國造之始祖也「國造本紀」  
 日向國造之祖とあり、さて豐國と云名は「和名抄」に「應神天皇紀」に十一年云有「人奏」之曰日  
 向國有「孃子」名「髮長媛」即諸縣君牛諸井之女也是國色之秀者天皇悅之心裏欲覓  
 十三年春二月天皇遣「專使」以徵「髮長媛」秋九月中髮長媛至自日向便安置於桑  
 津邑桑津子 天皇をいふ 大鶴鶴尊及見髮長媛感其形之美麗常有戀情云云大  
 鶴鶴尊蒙御歌便知得賜髮長媛而大悅之「古事記中卷」 天皇に件に云云取日  
 向之泉長比賣生御子大羽江王小羽江王次幡日之若郎女「仁德天皇紀」に妃日向  
 髮長媛生大草香皇子幡梭皇女「書紀」に日向「髮長大田根生日向「磯津彦皇子是阿牟  
 來于日向「續紀一卷」に文武天皇二年九月乙酉令近江國獻金青云云常陸備前  
 伊豫日向四國朱沙「同書五卷」に和銅三年正月戊寅日向國貢采女庚辰日向  
 隼人會君細麻呂教諭荒俗訓服聖化詔授外從五位下「政事要略廿三卷」に



華人發亂

給復三年

國人賜姓  
免調庸

大神朝臣  
配流  
員外掾

武具を造  
り備ふ

國守

舊記曰養老四年大隅日向兩國、隼人發亂、勅以豐前宇努首男人爲將軍、祈八幡大神、伐之多殺隼人、また(元亨釋書廿二卷)に養老四年日向、二州亂て宇佐宮に祈て是を四ノ字に與れるか又は四ノ字を七ノ字に當ひがめたるにても有るべし「續紀九卷」に養老七年四月壬寅、太宰府言日向大隅、薩摩三國、士卒征討隼賊、頻遭軍役、兼年穀不登、交迫飢寒、謹案故云、事、兵役既後、時有飢疫、望降天恩、給復三年、許之、「類聚國史十六卷」に天平十七年五月己未、筑前、筑後、豐前、豐後、肥前、肥後、日向七國、无姓人等、賜所願姓、「同書百七十三卷」に天平十八年冬十月癸丑、日向國風雨共發、養蠶損傷、仍免調庸、「同書八十七卷」に天平勝寶元年十一月甲申、藥師寺僧行信與幡神宮主神大神、多麻呂等同意、厭魅下所司、推勘合遠流云、丁亥、從四位下大神朝臣社女外從五位下大神朝臣多麻呂並除名、從本姓、社女配於日向國多麻呂於多嶺島、「同書廿卷」に天平寶字元年七月戊午、正六位上藤原朝臣乙繩爲日向員外掾、「同書廿三卷」に天平寶字五年七月甲申、西海道巡察使式部少輔從五位下紀朝臣牛養等言、戎器仗設、諸國所、同今西海、諸國不造、年料、器仗、既曰邊要、當備不虞、於是仰筑前、筑後、肥前、肥後、豐前、豐後、日向等國、造備甲刀弓箭、各有數、每年送其樣於太宰府、〔兵部式〕に日向國甲二領、橫刀六口、五具、右每年所造具、依前件其樣、仗者色別、附朝集使進之云云、筑前、筑後、肥前、肥後、豐前、豐後、日向等國、送太宰府、府官勘校、貯納府庫、具錄色目、附朝集使中送とも見たり「同書廿四卷」に天平寶字六年正月戊子、從五位下田口朝臣大戶爲日向守、七年正月壬子、從

掾  
調庸を免  
員外介  
白龜を獻

調庸を免  
國守

博士醫師  
選替

國守

五位下笠朝臣不破麻呂爲日向守、三月丁亥、外從五位下陽胡毘登珍璆爲日向守、秋七月乙卯、外從五位下高松連笠麻呂爲日向守、「同書二十六卷」に天平神護元年從四位上天津連大浦爲日向守、奪其位封、〔同書三十三卷〕大浦傳に神護元年見任、即留彼國、實龜初原、十一月甲申、豐成、云云、大臣第三子乙綱、平生與橘奈良麻呂相善、由是奈良麻呂等事覺之日、仲滿誣以黨逆、左遷日向掾、〔同書二十七卷〕に天平神護二年六月丁亥、日向大隅、薩摩三國大風、桑麻損盡、詔勿收、柵戶調庸、〔同書二十八卷〕に神護慶雲元年九月癸亥、日向員外介從四位上天津連大浦解任、其隨身天文陰陽等書沒爲官書、「同書廿九卷」に神護慶雲二年七月壬午、日向國獻白龜、九月辛巳、敕、今年七月云云、又同月十一日、得肥後國葦北郡人刑部廣瀨女日向國宮崎郡人大伴人益所、獻白龜、赤眼青馬白髮尾、並付所司、令勘圖謀、云云、宜免肥後日向兩國今年之庸、但瑞出郡者特免、調庸、大伴人益、刑部廣瀨女並授、從八位下、賜緇各十四、綿廿屯、布卅端、正稅一千束、「同書三十卷」に神護慶雲三年八月癸丑、從五位上表普卿爲日向守、「續紀三十一卷」に寶龜二年十二月甲戌、太宰府言日向大隅、薩摩、壹岐、多嶺、博士醫師一任之後、終身不替、所以後生之學術、不進乞同朝法、八年遷替以示干祿、永勸後學、許之、「同書三十三卷」に寶龜五年三月甲辰、外從五位下秦忌寸襄守爲日向守、六年十一月丁酉、太宰府言日向、薩摩、兩國風雨、桑麻



調庸を免  
三方王等  
配流  
○平安朝  
國守、介  
百姓逃竄  
國守、權  
介、權  
飢饉  
大伴部阿  
豆良等  
配流  
弓削部虎  
麿等  
國守  
仁元、加  
國守

損盡、詔不問寺神之戶、並免今年調庸、(類聚國史八十七卷)に天應二年三月戊申從四位下三方王正五位下山上朝臣船主正五位上弓削女王三人坐同謀厭魅乘與詔減死一等三方、弓削配日向國、弓削、三、云、(續紀三十七卷)に、(續紀三十八卷)に延曆三年四月、壬寅從五位下多治比真人年持爲日向守、九月庚辰伊豫守從五位下藤原朝臣末茂坐事左降日向介、(今本類聚三代格)に、延曆四年十二月九日官符云右大臣唯嚴、他界浪人課役、由是日向、國、百姓規避課役、逃入大隅、薩摩國、本鄉爲、(續紀三十八卷)に延曆五年、九月、丁卯、從五位下采女朝臣宅守爲日向守、(同書四十卷)に延曆十年五月辛未太宰府言豐後日向大隅等國飢、(類聚國史百九十卷)に延曆十四年五月丙子配流囚大伴部阿豆良等妻親族六十餘人於日向國、以殺俘囚外從五位下矢於夏部真麻呂父子二人也、(同書八十七卷)本今後紀、(延曆十八年二月乙未流陸奧國新田郡百弓削部虎麻呂妻丈部小廣刀自女等於日向國、久住賊地、習夷語、屢以謾語、騷動夷俘心也、(後紀二十卷)に弘仁元年九月壬子從五位上大伴宿禰和武多麻呂爲日向守、(同書廿四卷)に弘仁五年八月辛未從五位下甘南備真人濱吉爲日向守、六年八月辛亥加日向國軍毅一員、(續後紀十卷)に承和八年正月甲申外從五位下秦宿禰氏繼爲日向守、(同書十五卷)に承和十二年

醫師  
俘囚祿料  
國守  
嗣守王  
國守、介  
國守、給  
國司、解

七月丙寅太宰府言云云、(續後紀前)豐後等五箇國去府之程云云、(望請國別減生一人、(望請)一人、加以元來此府有得業生四人、准日向、大隅、薩摩、豐後、對馬等國之例、(望請)得業生及第之輩、以將充補一切、不任他人、然則若無短折之然、國有戶口之益、者勅、(同書十七卷)に承和十四年七月丁卯減省日向國俘囚祿料稻十萬七千六百束、以俘囚死盡存者員少也、(同書廿卷)に嘉祥三年正月甲午從五位下嗣守爲日向守、(文德實錄七卷)に齋衡二年正月丙申藤原朝臣顯爲日向守、閏四月太宰府馳驛言、日向守從五位下嗣守王發兵將殺推討使正五位下田口朝臣房富、有司奉獻詔免官爵、(三代實錄三卷)に即人前日、(三代實錄四卷)に貞觀二年正月十六日散位從五位下藤原朝臣雄瀧爲日向守、(同書十卷)に貞觀七年五月十六日、日向、八國並令置介、(初て介を置く、(同書十二卷)に貞觀八年正月八日授從五位下日向國介、云、三月七日、太政官判、定新置介、(諸國)公麻田事力數、云、日向八箇國介給公麻四分、公麻田一町六段事力五人、(同書十四卷)に貞觀九年八月十六日散位從五位下藤原朝臣定岑爲日向介、(同書十五卷)に爲日向介、(同書廿一卷)に貞觀十四年正月廿九日從五位下藤原朝臣茂作爲日向介、(類聚國史八十卷)に元慶九年五月三日太宰府言、管日向國守從五位下安部朝臣弘行解備、自弘仁十三年迄、貞觀十四年、合卅九年正稅返却、(所)載應徵額三百七十四萬八千四百一十一束九把八分八毫自貞觀十五年、至今、未得勘牒、勘出之物隨而可、知管内之政先申於府、府更修解申、官千里待報五年秩終、國史之煩無







伊東島津  
兩氏の勢

○戰國時  
代高春城  
陷落

野尻城  
野尻合  
戰

飯野合  
戰

に島津勝久質鈍而分國之政刑黑白混雜、伊東義祐慢之生野心欲切取國中、  
 蓋食日隅二州、且至薩州之半島津一族患之以貴久令爲島津家督謀切  
 取舊領云云貴久子義智明勇利而取返薩隅二州及日向半國、至此時伊東氏只  
 守本領八千町、天正初島津義弘在加久藤城、伊東義祐押寄攻之義祐戰負楯籠  
 于高春城、又欲攻大久保田口之處義弘押寄高春城、合戰及數日、遂攻取城、  
 以原長門守爲城代、凡自薩摩至日向有二道、先年伊東三位入道於兩所、  
 築城以福長丹後守爲高春城代、以野村備中守爲野尻城代、云云至天正元  
 年薩州島津左衛門歲久、新納武藏守忠元、北郷讚岐守鎌田尾張守等爲先手、五千  
 餘騎押寄于當國野尻邊、且遣軍使於伊東入道、挑戰入道直將出軍勢、伊東權  
 頭山田土佐守等翌日合戰可、然之由雖諫、入道不聽而遂出軍勢、於第二番、  
 合戰入道大討負失軍兵若干、雖然城中所殘之兵一千五百餘騎相代合戰之間薩  
 州軍勢亦戰疲且日及暮依之兩陣休息、云云其後島津義久以舍弟兵庫頭忠平爲  
 士大將、島津右馬頭征久、同圖書頭忠臣、樺山兵部大輔規久、伊集院右衛門大夫忠棟、  
 同肥前守、鎌田出雲守等七千餘騎相隨令出陣于諸縣郡飯野、次三位入道以二十  
 五人爲士大將、相隨六千餘騎、於一戰中、追崩義久、備伊東家臣米良伊豫守  
 與島津忠平合鎗、劔仆忠平、義久旗本盛返、助忠平、云云伊東家士慢敵催狩、

島津勢戶  
崎城等を  
降す  
伊東氏豊  
後に逃る  
穂北城  
石城、攻  
圍

大友伊東  
を援く

於是忠平出軍勢討取二十五人之士大將入道大失機以爲是全在高春野尻之  
 城代福永、野村兩人油斷之所爲也、則令禁彼兩人之出仕、其後兩人頻成佗言、及  
 三年、雖然入道不聽之、兩人恨之與薩摩勢合、心天正四年十二月引入于城中、  
 島津義久大得力重以島津兵庫頭爲大將、遣八千餘騎攻當國、於是戶崎城  
 爲始多立降旗之間不能保戶之部居城、同月廿八日落行于豊後國、頼大友  
 宗麟云云〔一説〕此事天正五年の春とせり、島津取返舊領、命伊集院肥前守令守穂北城、翌年春  
 伊東家僕長倉勘解由欲報主君仇、楯籠于當國石城、而催促潜居之朋輩之處八  
 月六日伊集院忠棟取圍石城、雖然城兵爲必死之戰、之間寄手大崩、同九月島津彰  
 久爲大將、伊集院忠棟、平田光宗、上井覺兼等以大軍重攻石城、城兵不能支長  
 倉指豊後落行云云、三位入道依攝津式部丞請大友家之援兵、宗麟不許、又依田  
 原近江入道紹忍、獻本領之半、可爲幕下之旨請、之宗麟許、之此時吉弘左近大夫  
 鑑理、齋藤兵部少輔鎮實雖諫、之宗麟不聽、之宗麟子息義繼爲惣大將、發豊府、  
 於相順人々、者一族吉弘左近大夫鑑理、同嘉兵衛尉鎮信、同越後守鎮益、戶次右近  
 大夫鎮連、同左近大夫入道玄珊、臼杵民部大輔鎮良、同惣五郎鎮永、志賀河内守鎮行、  
 同安房守親貞、同兵庫頭鎮隆、田北相摸守鎮則、同治部大輔一萬田近江守入道宗慶、  
 同彈正少弼清田三河守鎮辰、木村數馬奈多伊豆守等三十余人、其外齋藤兵部少輔鎮



大江、長手、兩城、高城、城、攻圍、陣、島津、大友、對

實・田原近江入道紹忍・朽網・吉岡・佐伯・小佐井・高橋・高山利光津留原・攝津・竹中・奴留湯・大鶴・古庄・足達・坂本・安東・永松・岐部・淺岡等侍大將足輕大將百余人都合三萬五千餘騎八月十五日著陣于當國武志加・暫逗留之間幕下之士日馳加依之  
大友軍勢及六萬人・宗麟自率一萬餘騎陣于武志加・次國士五十餘頭士卒三萬人以田原紹忍爲大將令攻追手・吉弘・齋藤・白杵・戶次・佐伯・田北・志賀・一萬田・小佐井・吉岡已上十頭人數二萬余人令攻搦手・八月朔日出武志加・發向于高城・先島津所構之大江・長手・兩城燒拂之次向・檜越・難所・經五日・通行之押寄于島津中務所構高城・城・此城四方絕險不可向近・依是先構陣屋・作竹橋板橋・云云・九月廿七日期城將島津中務少輔遣使於田原紹忍・伊東舊領餼肥千町可返遣之間引揚軍勢  
之由申之紹忍認宗麟將許和睦・白杵新助鎮廣堅諫之云云・經二十日之間埋谷爲平地・以熊手長鎌引破扉於一日一夜之合戰・兩陣互疲勞・此時齋藤鎮實・白杵鎮廣手者攻上二尾・自風上放火城中咽烟開二尾引入于本城七曲・十月廿二日爲高城・後詰・島津修理大夫義久引率薩隅二州之兵著陣于當國佐土原・宗麟聞之令諸軍令退于耳川・十月廿七日豐後勢陣于菱刈・耳川・義久亦發佐土原・陣耳川・南・大友先手・大將吉弘鎮理・齋藤鎮實馳使於武志加・本陣於無後楯者身方之勇氣可撓之間以旗本之勢可被寄耳川

耳川合戰

之由申之雖然任田原紹忍之申旨・宗麟不出旗本之勢  
佐伯の人々には口惜き事かな云云後を黒むる旗本なくは難兵裏崩せん事疑なしと各是をぞ欲きける其後又吉弘・齋藤より宗麟に申けるは義久昨日耳川まで寄來たり候へども寒天なれば川を渡り事よも候はじ彼城も引入候はじ島津勝に乗て此費に日州一圓に治取んと存候へば敵方聊あるに似たり候耳川にて一戦もせず猶らかせられ候はじ敵は身方より小勢なれば口惜き事一頭に肥後勢を付ケられ肥後・薩摩の堺小河内・出水邊に動く候敵引入候はじ身方又高城・松山までも焼つめて働かす手遣遠くして義久日州の陣を引取れより外は有まじ定に候今は大勢に候へども國士の心一致せず惣雙方の強弱を何居るも見候はじ元來多勢の身方後の勝利必人々の勇氣日比に倍し國士に變なきに於ては其猛勢を以て明年は薩州に切入候べし然れば當陣を引上ケ候はじ内には肥薩の界に小城を構へ人數を指向らるべし明春敵を迫込むべき事必定に候と申つれば宗麟は宗麟は先ずかばかり取詰たる敵合に軍をまはして芝居をふまれむ事思ひもはらざる由答へけるに依て吉弘・齋藤を先として白杵・佐伯等此度の合戦に討死して忠無二なる事を知らしめむと思ひ定めけるとぞ云云と  
同十一月八日於義久陣・島津兵庫頭・同中務少輔・同圖書助其外伊集院・祈答院・入木院・午尻院・新納武藏守已下一族家老不殘會合成軍議・同九日兩陣張備有矢軍・其夜大友方亦有軍議・以吉弘鎮理・齋藤鎮實爲左右之先手・白杵・佐伯・志加・一萬田・小佐井爲二番手・戶次・田北・荻野・吉岡等爲三番手・次田原・一黨清田・朽網・奈田・木村・大津留・宗像・利光・山下此外國士五十餘頭可渡川上之旨定之然處明朝未明・齋藤兵部少輔欲渡川之由鑑理聞之翌十一日鑑理先自船押渡耳川・上瀬・鎮實見之以馬渡下瀬・於是島津中務少輔以三千人當鎮實馬廻・二千騎・鎮實自切落五騎・遂戰死士卒亦悉討死畢次大友二番手三番手渡川驅合島津中務少輔・新納武藏守・左備・大將吉弘鎮理渡上瀬・佐伯・白杵・戶次・荻野相續渡



島津勢退却す

大友勢大敗

大友勢豊後に歸る

川馳向伊集院・祈答院備・次田原・朽網・奈田・清田其外國士、勢渡川上、横合、馳合、大友勢五萬人馳、合島津勢二萬五千人、自卯刻至羊刻、七八度之鎧合被討者不知、數島津勢遂顯、負色、義久見之命、諸將引揚惣勢、引退五十余町、令陣于猿、馬場、豊後勢亦戰疲不能追、之十一月十一日〔九州治亂記〕、島津一族四院薩隅、士大將廿五備各自成一備、待合戰、於豊後方、者追手、大將吉弘鑑理引率三十頭、自濱手、押寄、搦手、大將田原紹忍引率五十餘頭、陣于西方、待追手之相圖、押寄、吉弘、田北、戸次、臼杵、佐伯等各下馬持、鎧突、崩義久、旗本、依之入木院、伊勢、山口三千餘騎半、許引退見之島津勢大騷立、此時田原紹忍見義久、馬印之退、誤以為進來、大狼狽引退島津勢見之、又立直備、馳懸、然、國士等不及一支、而引退依之、豊後勢大敗就、中吉弘左近大夫鑑理、同嘉兵衛鎮信、臼杵新助鎮鹿、田北相摸守鎮則、佐伯惟定、小佐井、吉岡已上七頭返合悉戰死、其外清水、山下及足輕大將已下戰死者不遑算於國士、者筑後國住人蒲池近江守鑑盛入道宗雪、椽原新左衛肥後國住人阿蘇、甲斐民部丞、木村彦五郎等亦戰死〔九州軍記〕、云云、浦池入道は手きはよく高家宇都宮公綱が後胤とぞ聞えし云云とあり、紹忍僅逃、戰地、至武志加、島津方所討取之首二千五百余云云、於、是宗麟以柄網、一万田、爲殿軍、發武志加、十一月十四日引入于豊後國臼杵、云云〔豊後太平記五十八卷〕、云云、宗麟を頼て日州を切返さむとせしめども大友勢高城表の合戦利をか云、りしかばあらすして三位方なく時節を待て猶も豊後に居けるにいかなる者かしたりけむ、今ははや風とな

伊東氏、流浪、伊東氏、再興

兒湯、縣、諸

島津、大友、勢、對、陣、淺、岡、岩

兒湯、川、合、戰、島、津、氏、國、内、を、略、す、代、豐、臣、時、島、津、勢、を、追、驅、す

りて三位どのたはらの下をばひまはりけりといふ〔二卷〕、狂言を三位の住居せる門前に立たりけり三位〔位〕、下〔位〕をばひまはりけり、思ひけるは、田原紹忍は世に聞ゆる歌學者なれば吾久しく偶居するを六かしく思ひて、やしたるらむさては無念なりと悲憤の心を起して忍て豊後國を出て豫州に渡られけるが其より防州へ赴きて暫く山口に居住して其後都に登り幸せり其嫡子左京大夫は、下、豊、後、國、を、討、取、り、父、に、先、立、て、卒、す、その家已に絶えんとするに天正十五年秀吉公九州平治の時三位、次男民部大輔諸文武の才に長じたる士なれば頼て召出されて本領の内、肥、後、國、を、討、取、り、て、伊、東、家、を、相、繼、せ、り、と、あり、天正七年春爲島津、押、自、豊、後、遣、志、賀、親、安、朽、網、鑑、康、田、北、佐、伯、等、於、當、國、至、冬、島津圖書助爲大將、度々働于當國、之間自豊後、於、兒、湯、諸、縣、兩、城、入、加、勢、且、於、諸、處、令、構、取、出、天、正、八、年、三、月、上、旬、島、津、圖、書、助、新、納、武、藏、守、遣、八、千、軍、勢、於、當、國、宮、崎、豊、後、勢、聞、之、自、城、々、打、出、于、兒、湯、與、島、津、勢、對、陣、淺、岡、城、將、戸、次、宗、榮、元、來、與、親、安、爲、不、快、之、間、不、欲、屬、於、親、安、是、以、不、參、于、兒、湯、陣、〔淺、岡、播、上、は、兒、湯、よ、り、三、里、南、に、あり、此、城、は、わ、つ、か、に、四、方、四、五、丁、許、の、丸、山、に、し、て、織、の、を、さ、さ、を、堀、切、て、堀、一、重、ぬ、り、た、る、の、み、に、て、構、は、堅、固、な、ら、ず、と、い、へ、ど、も、四、方、の、坂、險、に、し、て、易、く、の、ほ、り、難、き、處、な、り、〕、圖、書、助、率、八、千、人、渡、兒、湯、川、上、押、寄、于、淺、岡、山、麓、四、月、九、日、城、中、僅、出、四、五、百、之、勢、以、討、崩、寄、手、之、備、此、時、鐵、炮、之、音、雖、聞、于、大、將、親、安、陣、不、救、淺、岡、〔其、間、百、丁、あり〕、如、此、而、兩、陣、送、數、日、同、十、七、日、大、友、義、統、遣、使、責、志、賀、軍、令、之、拙、同、廿、五、日、志、賀、朽、網、田、北、佐、伯、木、村、已、上、五、頭、一、萬、許、人、出、張、于、兒、湯、川、上、中、杉、郷、而、與、新、納、武、藏、守、合、戰、豊、後、勢、度々、討、負、引、返、于、兒、湯、川、下、此、後、淺、岡、勢、遂、引、入、于、臼、杵、圖、書、助、在、陣、于、兒、湯、至、冬、故、當、國、悉、入、島、津、手、云、天、正、十、五、年、三、月、秀、吉、公、征、伐、島、津、給、云、於、搦、手、者、大、和、大、納、言、秀、長、卿、近、江、中、納、言、秀、次、卿、引、率、八、萬、許、人、討、島、津、勢、給、島、津、義、弘、同、家、久、兄、弟、率、二、萬



余人自豐後府內至當國縣而將引入于薩摩兩卿勢追跡亂入取卷高城財部兩城構付城五十一所其內越耳川於根白構取出宮部善祥坊繼潤木下平太夫貞基龜井新十郎廣政垣屋隱岐守廣成福原左馬助直高等五千余騎在陣之而押島津出張之口此度合戦事は委く「武藏叢話」に見えたりさて「鎮西軍記」に元親と一手に成りて九州に押渡る日向國財部に着陣して陸路の軍勢高城を攻る四月十七日朝島津義弘遣使於宮部陣高城士卒於可被助命者當城速可開渡之旨申之宮部其旨可申送于大納言殿陣之由返答云宮部見使者之樣察夜討之謀於陣營前造空陣振柵待敵寄來果其夜至亥刻義弘遣一万六千餘騎押寄于根白陣善祥坊名乘一番鎗其手軍勢田中九助其子彦六國友半右衛門三田村半之助等合一番鎗防戰次垣屋隱岐守南條勘兵衛木下龜井福原之諸大將亦捨身命防戰於島津勢者樺田平田伊集院石口等勇士付柵攻戰双方死人如倒將某島津勢充滿空陣且付柵者如蟻於是善祥坊切控繩押倒外柵於陣中死者百余人宮部勢引籠于內柵寄手越死人上攻破內柵至子刻攻破二九三九二十八日朝義弘彌攻寄宮部及難儀秀長卿率二萬許人到耳川邊給之處義弘軍兵如雲霞取圍根白岩鐵炮矢叫聞聲相交響天地大納言殿見之可爲宮部之後詰之由仰之自打馬於耳川給於是尾藤左衛門尉知宣下馬止秀長卿

根白夜

根白夜合戦

云今日見義弘軍樣不異武田四郎勝頼長篠合戰之懸口候於此鋒者雖關白不能當賜事必不可越川賜云藤堂佐渡守高虎引連手勢越川自搦手懸根白岩合力於宮部高虎自突倒數人義弘彌進攻擊云黑田如水其子甲斐守長政見秀長卿不進給率手勢許進行先遣村上彦右衛門於根白岩只今大納言殿引率六萬騎來助給之由令高聲呼依之岩內得勢競出如水長政父子父子渡耳川於是栗山備後利安後藤又兵衛基次毛利但馬衣笠因幡竹森石見井上周防相續乘渡突懸于義弘陣秀長卿內羽根田長門守以千余騎同渡耳川欲成黑田先懸入鎗根白岩突出相戰此時小早川隆景聞根白急率二千余騎自陣推來于耳川邊云渡川欲取切義弘跡義弘甥島津三郎四郎忠親留討死其外究竟十七八百人被討依之義弘解根白圍引退隆景如水遣使於秀長卿以軍勢追討義弘且可付入于鹿兒島之由申之雖然尾藤左衛門堅諫之義弘遂引入而高城財部及落城大軍指鹿兒島押行云「鎮西軍記」に云云其後關白ざりし事を怒り給へるに秀長卿より萬事は尾藤・峰須賀が指圖なりと申し給ひけるに依て尾藤左衛門は領國豊州を召上られて御改易となる宮部善祥坊には御感状を賜へりあり「五」月島津氏降參於關白九州平治於是秀吉公定九國二島之領主給此時以大隅薩摩二國及當國內二郡賜島津氏又以當國內一郡賜伊集院左衛門佐於其外者下賜秋月左馬助種實高橋右近元種伊東民部少輔祐宗又宗像掃部受四百町入秋月

高城、財部、落城、島津氏降、伊集院領、島津領、秋月領、高橋領、伊東領







銀治  
藤行李、松材、屋柱板等黄檗、五倍子、煎茶、苦竹、漆米、「本朝銀治考八卷」に日向國銀治系圖、月西後一條院御宇寛仁治安貞行後冷泉院御宇永承月西正弘後三條院御宇寛安日州住月山實勝稱光院御宇應實忠時代同上實吉時代同上音忠時代同上昌正親町院御宇永祿天正田中旅伯家行時代同上宗吉同時波平同兼次同時代本國兼重同時代久吉稱光院御宇應永貞治久吉後奈具院御宇天文などあり、土地廣き事九州第一たりといへども平地多からざれば田畠すくなしされども薪材の利を得る事なほ九州第一とすべし

○白杵郡上

名義  
「延喜式」に日向國白杵郡あり、「倭名抄」に日向國白杵、字須岐とあり、名義詳ならず「惣國風土記日向國」件に古老傳云在昔於此所神等さて此郡、事、物に見えたるは「宇佐大鏡」に日向國白杵郡本庄號白杵庄、御封田、數庄田記請定五十町岡富別府起請定田、數富田、庄起請定田云云、「螢蠅抄」島津家に奉寄進正入幡宮日向國白杵郡田貫田尾藤左衛門尉時綱領右云云、正安三年十二月廿四日正五位下行相模守平朝臣師時在判、後四位下行武藏守平朝臣時村在判、「伽藍開基記」に妙光字明窓俗姓田部氏日州白杵郡人也云云、應永二十六年示寂、「日向軍記略」に天正三年七月島津修理

縣城主伊東氏  
東氏  
土持氏  
島津大友  
土持合  
○大様  
郷名  
土産  
郷、保庄  
地方、數  
土産  
大夫妻久與當國白杵郡縣、城主伊東入道、爭領地之堺、忽及合戰、當國往人土持禪正少弼親成欲救伊東、出馬同月四日義久侍大將伊勢宮内兵衛山口孫太郎引率七千人、著陣于松寺、其先手川上七助、出水立藩以二千余人、平縣、押寄於是伊東、土持等命先手、足輕、構鐵炮三百挺、打倒出水、川上等雜兵二百余人、作關大進、出水、山口等軍忽崩引、入于大隅國、至天正五年春、大友幕下、土持禪正少弼親成「既云」久、叛大友家、内通於島津、宗麟大怒、以朽網、佐伯、小佐井等、爲大將、遣六千餘人、二月八日大友勢著陣于當國橋峯、而與土持家老奈津田孫右衛門合戰、依之島津勢爲土持、後詰出陣于縣表、大友家、四將聞之急、押寄追、落土持、奈津田孫右衛門戰死、土持爲囚、之間薩摩勢引、入于大隅、豐後勢亦引、入于白杵、土持親成於豐後國白杵、被誅などあり、さて郡、大様、事は「倭名抄」卷に白杵郡氷上、智保、英多、刈田、已上四郡なりさて刈田今、「惣國風土記」に白杵郡土地中肥民用不「出」良材修竹佳菓異艸、多出、松、用材甚佳云云、郷拾壹所保庄貳所、「宇佐」に日向國白杵郡陸拾五郷又白杵田などあり、「地圖」を考ふるに白杵郡東は海を限とし、南は兒湯郡にとり、西は肥後國玖麻、阿蘇二郡にとり、北は豊後國直入、海部二郡に隣り、東二十里餘、南北十四五里あり、郡中大山多く又川あり、中にも肥後國阿蘇郡より流し出て下二に分れて延岡の北と南とを流れて東海に入る河もとも大なり郡



高野  
土屋

日向之一(白杵郡上)

内薪材多けれど五穀すくなし、豊後人森春樹云、白杵郡は肥後と豊後との間に挟れり阿蘇郡馬見  
行く事五里ばかりにして此郡に入る此郡内にして高野と唱ふる地いとく、廣しされども五穀ともしく米は  
ことさらにすくなくしされば里民は琉球寺、唐黍を種とす土産は芋、粟、菰、唐黍、などなり唐黍をつくる事  
家農は一家に百石に及ぶ此郡より伊豫一國に運ぶとて延岡市に持出でて賣買  
なはかる見るに七八百石にいたれり白杵一市に出るはいかばかりならむ

日向之一(國志・白杵郡上)終

日向國二卷

○白杵郡下

○高智保神社

神階  
〔名義〕  
總觸神社  
忍保耳神  
社  
荒櫛神社  
二上神社  
祭神  
可愛陵  
可愛山  
板之岳  
大石神社

〔續後紀十三卷〕に承和十年九月甲辰日向國白杵郡無位高智保皇神奉授從五位  
下〔三代實錄一卷〕に天安二年十月廿二日授日向國從五位上高智保神從四位上と  
あり、高智保は多可<sup>タカ</sup>知<sup>チ</sup>甫<sup>フ</sup>と訓<sup>ナ</sup>べし、御名義は山名に依て負せたる物なり、くはしき  
の八丁、表高千穂山、件に〔風土記〕の説を引出てことわれり此山は瓊々杵<sup>ニギハヤヒ</sup>、天<sup>アマ</sup>下<sup>カミ</sup>り<sup>ノ</sup>給<sup>タマ</sup>ひし<sup>コト</sup>處<sup>トコロ</sup>なれば此<sup>コノ</sup>尊<sup>ミコト</sup>  
を祭れる社にもあらんと思へりしかどさる證も物に見えさればさにはあらじ只此山の靈とす神を祭れる物  
なるべし、此神、社今は詳ならず、〔此國延岡人福島氏の説〕に白杵郡三田井村有總觸神  
社、毎年九月十五日行祭禮、是所謂高智保神乎又同村有忍穗耳尊社、又有四王  
寺峯、又自總觸社北二町許有荒櫛神社、是猿田彦大神之神迹也と云り〔諸縣郡  
人有馬氏の説〕に高千穂山、麓に神社二所あり今は火に燒て假殿に座す是二上  
神社なり〔神官説〕に伊弉諾尊伊弉册尊を祭ると云へりとあり二所とある説聊  
似つかはしき心ちす〔古事記傳〕に或人云白杵郡縣、四三里、有天陵、異氣甚而不得近焉、是可愛陵  
石三尖、又或人云今日日向國延岡の領内に則可愛と云所あり、そに可愛と云所あり、山、放、に神あり、絶頂に靈  
れ、のほどにありともさだかに知られず、又或人云白杵郡高千穂山の東南の方に板之岳と云山あり、其山中に靈  
杵命の陵なりと云物あり、里人大石明神と申すなり、何れも古く故ある地とは聞えたり、可愛の御陵に  
はあらじと思ふと見えたり、〔筑前遠賀郡、僧神洞が録記〕に白杵郡三田井村に鬼入、法師の墓と云

日向之二(白杵郡下)



鬼八法師  
鎮守窟  
御沙井  
十社明神  
高知尾明  
神々體

傳説  
花御本  
三輪傳説

物あり昔鬼八法師と云鬼鎮守窟に住めりしと云窟は三田井村の近邊にあり此窟東より入ルに野を及びつた  
る石立り峯はハツ谷は九ツ月は一ツ鬼こそすめれあらゝきの里とあり詣たる人は紙に摺て歸る者多し窟  
奥に入ル事六十間ばかりにして川あり川の向ひに黒きものありて橋たはれり是上をこえむとすれば高きや  
うに覺え下をくぐらむとすればひきやうに覺えて奥に入る事なえず又三田井村の七ツ池と云處は御沙井  
と云處あり是所に十社明神みゆきの場所あり十社明神は三田井村にあり此社には御供料として往古より五  
十石つけり六月廿九日祭禮に内藤家より代參あり延岡一四十六里余に三田井村ありと云りさてこゝに引  
事とも高智保神にはさして由ある事もあり代參あり延岡一四十六里余に三田井村ありと云りさてこゝに引  
つゝさして「平家物語八卷」緒方三郎が系圖一事を云件に件大蛇は日向國に被崇させ給ふ高知尾明神  
の神體なりとぞ承はるとある  
はいみじきことがなり

○嫗嶽神社

「源平盛衰記廿三卷」に昔日向國鹽田と云處に大太夫と云徳人あり一人娘あり其  
名を花御本と云みめ骨柄尋常なり國中に同程なる者聲に成むと云をば誇徳不  
用我より上様なる人は云事なし秘藏しけりと覺えて後園に扇を造て此娘を住しめ  
ける程に男と云者をば尊も卑も通はず云云いづくより來たるとも覺えず立烏帽  
子に水色の狩衣著たる男の廿四五なるが田舎者とも覺えずたをかなる貌にて花  
御本が傍に指寄して云云母云其人夕に來たりて曉還なるに注をさして其行末を尋  
ぬべしとて芋玉巻と針とを與へて懇に娘に教て後園の家に歸す其夜又彼男來た  
れり曉方に歸けるに教の如く女針を小手巻の端に貫て男の狩衣の頸がみに指てけ  
り夜明て後に角と告たれば親の鹽田大夫子息家人四五人引具して糸の注を尋行  
く誠に賤が芋手巻百尋千尋に引はへて尾越谷越行ほどに日向と豊後との境な

る嫗と云山に大なる窟中へぞ引入たる彼穴ノ口にて立聞ければ大に痛吟する  
音あり是を聞人身毛豎て怖ろし父が教に依て娘穴ノ口にて糸を引かへて云けるは  
抑此穴ノ底には如何なる者侍るぞ又何事を痛て吟ぞと問へば穴ノ中に答へけるは我  
は汝花御本が許へ夜々通ひつる者なり可然契も縁も盡果て此曉願下に針を立  
られたり大事の疵にて痛吟ふ我本身は大蛇なり有し形ならば出て見もし奉見  
度こそあれども日比の變化既に盡ぬ本の貌は畏恐給ふべきなれば這出ても不  
奉見世に名残も惜く戀しくこそ覺ゆれ是まで尋來たり給へる事こそ難忘けれ  
といひたれば女の云く縦いかなる貌にてましますとも日比の情争忘るべきなれば  
只出給へ最後の有様をも見又見えもし奉むつゆ恐ろしとは思はずと云ければ大  
蛇は穴ノ中より這出たり長は不知、臥たる長は五尺計なり眼は銅鈴を張るが如  
く、口は紅を含めるに似たり頭に角を戴き耳を低したり頭は髮生などして獅子の頭  
に異ならずされども形には不似をめぐとして涙を浮めて頭ばかりを指出した  
り女衣を脱て蝸頭に打懸て自願下の針をぬく大蛇悦て申けるは汝が腹内に一  
人の男子宿れり已に五月に成ぬもし十月にして顯れなば日本國の大將とも成べ  
かりつれども五月にして顯れぬ九國には並者有まじ弓矢を取て人に勝れ計事  
賢くして心剛なるべし斯る怖しき者の種子なればとて穴賢すて給ふな我子孫の末



明神、垂  
跡大彌太

尾形維義

所在地  
社領

十社明神

尾形氏  
三輪村  
尾形氏  
居跡

までも守護すべし必繁昌すべし是を最期の詞にて大蛇は穴に引入て死にけり彼大  
 蛇と云は即姫嶽明神の垂跡なり鹽田大太夫妻眷屬おち恐れて歸にけり日數積りて  
 月満ぬ花御本男子を生む成長するに隨て容顔もゆしく心様も猛かりけり母方  
 祖父が片名を取て是を大太童と呼ぶ跡にて野山を走行ければ足にあかきり常に分  
 れければ異名には駁童とも云けり此童は烏帽子著て駁大彌太と云大彌太が子に大  
 彌次其子に大七其子に尾形三郎維義なれば大太より五代孫なり心も猛く畏しき  
 者にてぞ有ける此惟義には兄弟三人有けるが次郎は死ぬ太郎名生三郎尾形  
 と云二人が中に此三郎は蛇子の末を繼べさ驗にや有けむ後に身に蛇の形と  
 鱗との有ければ尾形三郎と云とあり、姫嶽は宇婆我多郡と訓むべし、名義は詳  
 ならず、さて「和漢三才圖會八十卷」に日向國姫嶽明神在日向與豊後堺社領八  
 十石とあり、姫嶽神社は豊後國大野郡に有とすさらば同神を日向と豊後と兩國に  
 祭れるにや其例世に多し三才圖會説に依て考ふれば當國臼杵郡高千穂郷三田井村十社  
 明神を云歟此社往古より社領五十石付りと云延岡より西十八里にあり、さて盛衰  
 記窟中、蛇事三輪神故事又肥前風土記、摺振山事の説を取合せて造れる物と  
 聞ゆ、尾形氏は大神(オホミヤ)神の裔にして後に豊後國諸方郷に住めりしより名を姓と傳ゆ  
 村と云物見えたり尾形氏の初に居たりし處などはあはなほよくかむべし「國人云」延岡、四に三輪  
 半里ばかり東に鹽田村あり五ヶ瀬河の川尻なり岡宮村内の小名なり尾形三郎が居たる處の跡なりと云と

云

○長井驛

長井郷

「延喜式」に日向國長井驛あり、長井は奈賀章と訓べし、名義は川に由有て負せた  
 るべし川を井と云例は天眞名井「國人云」延岡、城より三里西にして豊後に通ふ道筋に  
 長井郷あり此郷内に江田村と云もあり是古驛筋と聞ゆと云り

○刈田驛

「延喜式」に日向國刈田驛あり、刈田は加利多と訓べし、名義は刈田郷件にいふ  
 べしさて刈田驛跡今は詳かならず

○美禰驛

美禰

「延喜式」に日向國美禰驛あり、美禰は未泥と訓べし、名義は山峯に由有て負せ  
 たるべし、さて「九州圖」延岡より肥後國球麻郡米良に到る道筋に中原、三子村、一  
 木谷、ミカド戸月と連ねあげたり「國人云」延岡より一里餘西に小峯村あり往  
 來筋なりと云りさなほよく考ふべし

○八幡社

八幡社

「和漢三才圖會八十卷」に日向國八幡宮在北方惡七兵衛景清信仰とあり、北方は  
 北縣にて延岡領にあり、此八幡社は「土人傳」に宮崎郡北方村景清の眼精を祭て



祭神  
生目八幡

天孫降臨

日向之(白杵郡下)

生目八幡と號する由いへり

○高千穂山

〔古事記上卷〕に詔天津日子番能邇邇藝命而離天之石位押分天之八重多那  
 此二字 雲而伊都能知和岐知和岐氏自伊以下於天浮橋宇岐士摩理蘇理多多斯氏  
 一字亦以音天降坐于竺紫日向之高千穂之久士布流多氣云云〔書紀〕に高皇產靈尊  
 以眞床追衾覆於皇孫天津彥彥火瓊々杵尊使降之皇孫乃離天磐座天磐座此  
 能以鏡且排分天八重雲稜威之道別道別而天降於日向襲之高千穂峯矣高皇產靈  
 尊乃用眞床覆衾雲皇孫天津彥彥火瓊々杵尊而排披天八重雲以奉降故稱此神曰天國鏡石彥火瓊々  
 杵尊云時降之處者呼曰日向襲之高千穂峯矣〔一書〕に高皇產靈尊以眞床衾一雲天津彥彥火瓊々  
 遊々杵尊則別開天磐座排分天八重雲以奉之於日向襲之時大伴連道祖天忍日命帥來目部遠祖天穗津  
 大來目背負天磐座高千穂一神手授天磐座天羽羽矢及剛持八日鳴鏡一又帶頭劍而立天孫之前  
 遊行降來到日向襲之高千穂二上峯天津橋而立於浮渚之地また〔姓氏錄〕左京神別天神大伴宿  
 禰高皇產靈尊五世天押日命之後也初天孫瓊々杵尊神駕之降也天押日命大來目部立御前降于日向高千穂  
 云云 既而皇孫遊行之狀也者則自穗日二上天津橋立於浮渚在平處云云〔一書〕  
 に云且降之間先驅者還白有二神居天八達之衢其長七咫背長七尺餘當言  
 七尋且口尻明耀眼如八咫鏡而赫然似赤酸醬也即遣從神往問時有八十萬  
 神皆不得目勝相問故特勅天鈿女曰汝是目勝於人者宜往問之天鈿女乃  
 露其胸乳抑裳帶於臍下而笑嚙向立是時衢神問曰天鈿女汝爲之何故耶對曰天  
 照大神之子所幸道路有如此居之者誰也敢問之衢神對曰聞天照大神之子今當

漆島氏

和歌

名義

大鉗小  
針所在

所在

日向之(白杵郡下)

降行故奉迎相待吾名是猿田彥大神時天鈿女復問曰汝將先我行乎將抑我先汝行  
 乎對曰吾先啓行天鈿女復問曰汝何處到耶皇孫何處到耶對曰天神之子則當到筑紫  
 日向高千穂穗觸之峯吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上因曰發顯我者汝也  
 故汝可送我而致之矣天鈿女還詣報狀皇孫於是脫離天磐座排分天八重  
 雲稜威道別道別而天降之也果如先期皇孫則到筑紫日向高千穂穗觸之峯其猿  
 田彥神者則到伊勢之狹長田五十鈴川上即天鈿女命隨猿田彥神所乞遂以送焉  
 (上細注に據たる書紀の一事の脱はみな此處にひきいたすべし)○〔月次平談〕卷に稻飯尊則日向國高千穂大  
 明神漆島氏の祖なり○〔西國太平記十卷〕に天正十五年二月中旬佐伯惟定の人數を備して土持次郎九郎親信が  
 本城朝日嶽を實落すと見えたり惟定家臣臣得は先主伊東入道が、など見えたり、高千穂は多可知保  
 家の謀士なり匡房傳心得たれば斯くは名付けたるなりとあり、  
 とよむべし、〔萬葉集〕卷の歌に比左加多能安麻能比良伎多可知保乃多氣爾阿  
 毛理之須賣呂伎能可未能御代欲利波自由美乎多爾藝利母多之麻可胡也乎多波左美  
 蘇倍氏於保久米能麻須良多耶乎乎佐吉爾多氏由伎登利於保世云とあり、さて名義  
 は〔日向國風土記〕に白杵郡内知鋪郷天津彥彥瓊々杵尊離天磐座排天八重  
 雲稜威之道別道別而天降於日向之高千穂二上峯一時天暗冥晝夜不別人物失  
 道物色難別於茲有土蜘蛛一名曰大鉗小鉗二人奏言皇孫尊以尊御手披稻千  
 穂爲初投散四方必得開晴于時如大鉗等所奏搯千穂稻爲初投散即天開  
 晴日月照光因曰高千穂二上峯後人改號知鋪とあり、〔福島氏云〕白杵郡延岡よ



高千穂在  
二神  
神窟

山勢

高千穂  
山

〔置〕

り西八里に高千穂莊あり二神、峯と云は押方村にあり高山の中らに神窟あり毎年  
の祭禮、日はかり参詣す常には詣づる事あたはず祭日といへども他國の人は行事  
あたはず強てゆく時は四時の分ちなく燈をふらすそのあやしき事いふべからず、  
〔森春樹云〕白杵郡高千穂山は同郡高中郷より肥後國那須米良五家などにつ  
きて其間の廣さ量知られず彼肥後の諸山より始まりて白杵の高中とれより豊後  
の直入山に連り又肥後の阿蘇郡に至り次に豊後の日田郡又連郷下井手村に至り  
終る其間峯つゞきなり此間の道程七十五里ありといふ、〔常足云〕上に引出たる  
風土記の故事は古事記傳にも辨へられたるか如く正しく諸縣郡霧島山に傳は  
れり又紀又一書などにても襲高千穂また會峯などもあれば風土記に白杵郡  
とあるは誤にて大隅國贈於郡にさかへる霧島山方親しく其上笠狭之御崎又高屋  
山又高千穂宮なども彼霧島に近き邊と聞ゆれば此方に定むべきかと思へどなほ  
此郡に正して二上てふ高山もありて續紀に白杵郡高智保皇神又風土記に白杵郡知  
鋪郷又和名抄に白杵郡知鋪郷などあればこゝなるも元より疑ふべきにもあ  
らずとにかくにもいとあがれる世の事なれば今の世より何れを正しとも  
さだめがたければ諸縣郡霧島山の件又大隅志贈於郡の内などにも擧て後の考を  
まつになむ 重て按ずるに襲といふ名を贈於郡のみにかけて考へむはなかくに委しからざるか是は日  
向大隅薩摩三國に在る古のよび名と聞ゆれば襲といふ名は白杵一方と定むるもさまたげ

天浮橋

窟内ノ鏡

二上神社

祭神  
高千穂  
神

可受陵  
榎の岳  
大石明神

天浮橋

○氷上郷

日向之二(白杵郡下)

はあるまじくなむ、さて上にも云へりし猿田彦の古跡と云物由ありげに聞ゆそは記紀どもの事也、又「諸縣  
猿田彦神天孫を道引奉て此處に至りて後御女命又猿田彦神を伊勢に送りたりと聞ゆればなり、  
郡人有馬武彦云」白杵郡高千穂山麓より頂まで□里許あり絶頂則二上なり上高  
さは二峯共に同じ二峯相去事わづかにして壁の如くに立ちのさけたる間の深さ  
と百間許もあるべし又此二の峯の内忘れたり何れの方にか有けむ天浮橋と云も  
の有り長三間許廣三尺許の石橋なり是を渡る者踏はず時は百間許も下に落と  
云、又此峯に岩穴ありて其内に鏡多くありて常に曇る事なしもし高千穂延岡の間  
に變ある時は此鏡高く上りて光ると云石橋事と岩穴事とは高千穂人の物語な  
りさて麓に神社二所あり今火に焼けて假殿にいます是二上神社なり、「神官説」  
に伊弉諾尊・伊弉册尊を祭ると云と云りき、「常足按」するに高千穂神社と云は是  
なるべきかされども此説も今少委しからざるはくちをし、又「古事記傳細注」に或人云  
甚而不得近焉是可受陵歟又或人云白杵郡永井可受村と云神社あり傍百町餘の山あり絶頂に磐石三尖す岩氣  
あり又或人云日向國延岡の領内に則可受と云所ありそに山と云ものあり山に神あり御陵は何  
れのほどにありともさだかにしられず又或人云白杵郡高千穂山の東南の方に榎の岳と云山あり其山中に遷々  
杵命の陵なりといふものあり里人大石明神と云すなり云りいづれも古く故ある地とは聞えたりと可  
愛の御陵にはありと思ふと見えたりこれらの中に高千穂神に由あるはなきかなほかむかふべしさて  
本文にひける「有馬氏の説」の内石橋岩穴等の物語はおぼつかなきことながらまためづらしきものがたりな  
りなほ此山の事は今すこしくはしつれば面白きことあるべしかされてかのわたりの人になつてな  
きなふべし石橋の事は「書紀」に櫛日二上天浮橋といひ又一書に日向之襲之高千穂櫛日二上天  
天浮橋と云に



〔倭名抄〕に白杵郡氷上郷あり氷上は比加美と訓ひべし 丹波國氷上郡氷上、比加美などあり、 名義いま  
だ考へず地理も又詳ならず

○智鋪郷

〔和名抄〕に白杵郡智鋪郷あり智鋪は知甫と訓べし名義は〔日向風土記〕に見え  
たるを高千穂山一件に引出たり 肥後國阿蘇郡に知保郷あり さて〔日本惣國風土記〕に白杵郡高  
千穂郷有、櫛日千穂之峯、皇孫神始此國天降之所也高千穂者貴豐富之辭也土地中  
肥、民用不少、公穀八十九假粟三十五丸とあり例の覺束なき説ながら暫く引出つ、  
〔古事記傳〕に高千穂山の邊を今も高千穂郷と云とぞ是智保郷なるべし近世延岡  
なる主の領地にてそこに近し、〔森春樹云〕白杵郡高千穂と唱ふる郷村一處も平夷なる地はなく凡て山岳の峻につける地のみなり、〔國〕人云、延  
岡より西行、こと八里にして高千穂郷地に入る高千穂凡て十八郷なり 十八郷 平地  
すくなければ人家もいとすくなし山間僅に家を造るばかりの平地を得て是に  
居る或一軒二軒或は四五軒七八軒にもいたれど皆まばらにして一處に集まる事あ  
たはず土地肥たれば粟唐黍里芋によしされば是を食とす貧窮なる者は終身米を食  
せざる者あり山險なれば川も又深し兩岸より橋を渡す事僅に一間二間或三間許、  
の川なりといへども其深き事十間十五間或は廿間に及ぶ榎葉と云魚多し年魚又  
鱈に似たりと云りき、〔曾神洞が雄記〕に白杵郡高千穂郷高千穂六千石あり此邊男女共に布るきぬとて布

地味、生  
高千穂庄  
高千穂地  
所在  
村数

生産

榎ノ葉

石高

野公役

内藤氏

延岡城

延岡領

行程

て公役の人足と云ものは男女に限らず是を勤むる事なり男は荷物を運ぶに背に負持ッ事なり女は頭の上に  
置て運ぶ事なり頭の上に物をカミゲルと云なり、此邊に熊また猪羊(ニク)と云物多し猪羊は大なる犬の如  
し脊は黒色にて腹は白し足は短くして必水氣近き所に臥する者なり一角ありて夫を岩などに掛てさがりて臥  
する物なり瀧邊などに多し皮は毛長く和(ヤハラ)かにして敷き物によろし是を取らには必鐵砲を用ふ甚身  
輕き物なれば其行の事鳥の如くにしていと早く多し石井と云物の生ずるあたりに住む虫また木、實など  
を食む是を土人はカモシカとも岩鳥ともいふなり又此邊より豊後、肥後、大隅、薩摩の界に到ては狼多し其處  
にして是が爲に害せらるる人多し故に山中を往來する人必大繩を持ッ事なりもし狼一ツありて聲を出すと  
他處狼多く集りて人を害す熊猪羊などを取ッ狩人は小鍋と米と其外醬油を竹筒に盛て持行く事なり此竹筒を  
ヨギリと云

○英多郷

〔和名抄〕に白杵郡英多郷あり英多は阿加多と讀べし 伊勢國鈴鹿郡英多、阿加多などあり、 名義は諸  
縣郡一件に委く云へしさて〔享和武鑑〕に内藤 本國三河 帝鑑間内藤帶刀□□献上  
綿甘把金馬代、拜領卷物五、子寅辰午申戌六月參府、丑卯己未酉亥六月御暇、時  
献上正月御盃臺 在府之時 二月中干小鯛箱、暑中楯狗背一箱寒中鮎一箱 上虎御門、内大  
中ノ島、下あさふ六 時計 浄土位牌所、三田小山、天曉院菩提所、かまくら光明寺、七萬石、  
本木、下しよや、居城日向國白杵郡延岡 江戸より海陸二百九十里 本名縣と云城主高橋右近居、慶長十九年有  
馬左衛門佐直純、同佐衛門佐長純、元祿五年三浦奇岐守明敬、正徳二年備後守成英、  
同備後守貞通、延享四年内藤備後守政樹已後領之、〔或人云〕延岡領白杵郡三萬三千石余此  
郡内すべて七萬石なり延岡城東ノ入口大手前の橋に唐金のきぼう珠あり 外下日向宮崎郡、内豊後國大分郡速見  
り□橋新橋の川尻南北に分れて延岡城の左右を流る城は川島の如し、〔和漢三才圖會〕に日向國  
縣、一名、延岡至江戶海陸二百九十五里南至佐土原三十二里坤至肥後球摩



南方、北方、北庄、南方、北庄、縣ノ姓

列田  
〔名義〕  
劉田ノ首

〔名義〕

高千穂之  
久士布流  
多氣  
所在  
總稱  
神社

三十二里長至豊後浦邊八里などあり、又〔九州圖〕に延岡、北方に南方、北庄、北方、北庄、と云物あり是古の英多に南北の名を付て唱ふるなるべし、〔東鑑〕に縣左藤四郎、縣左近、少監など見多かるもこの縣、に由ある人なるにや、なほよく考ふべし。

○劉田郷

〔和名鈔〕に白杵郡劉田郷あり、劉田を〔印本〕に列田とかけらば、誤なり〔延喜式〕にも劉田とあり、劉田は加理多と訓べし、諸國に多き地名にて和名鈔にも數多見たり、名義は劉田姓、人の住めりし所なるべし、劉田姓は武内宿禰の子孫にして、〔三代實錄十四卷〕に劉田ノ首安雄賜姓紀朝臣、安雄自言武内宿禰之裔也と見えたり、此國に同血脈の人多く住めりしと聞ゆ地理ノ事はいまだ詳ならず

○韓楸生村

〔塵添遺抄九卷〕に楸子ノ事、日向國韓楸生村と云所あり、此所木楸子、木の生たりける歟いか、楸生と書るは木楸樹の生たるにはあらず、栗の生たる意なり、此處に小栗多し昔加隆武別と云ける人韓國に渡りて此栗を取て歸りて植たり此故に楸生村とは云、〔風土記云〕俗語謂、栗爲區兒、然則韓の楸生と云は蓋云、韓栗林、歟と云り、楸ノ字通、兩物、歟と見えたり、韓楸生は可良久自不と訓べし、さて〔古事記〕に日向之高千穂之久士布流多氣とある則此楸生村なる山を云か又白杵郡三田井村に楸觸神社ありといへば此處なるべしなほよく考ふべし

和歌

名義

地味、生  
産  
所在地  
雙子ノ丘

寺領  
行騰山  
大權現  
社  
瀧、窟、

○速日峯

〔續千載和歌集〕に法皇御製

傾ひかぬ速日ノ峯に天降る天の御孫のくにぞわかくに

とあり、名義は「惣國風土記」に白杵郡速日ノ郷此所在山云速日峯、往昔日ノ神、御孫瓊々杵尊、兄饒速日尊到坐此山峯、故云速日、土地中肥民用不少、公穀五十九假粟三十九とあり、さて「延岡、福島氏云」白杵郡速日峯は今早日渡村にありて世俗是を雙子ノ丘ともいふ延岡より西に當て道程六里許にあり高千穂の入口にして高山なりと云りさて「續千載の哥」に依て考ふるに速日ノ峯は高千穂山の一名と聞ゆなほよく考ふべし、〔書紀〕通鑑に速日峯を那珂郡にありとするはひがごとなり

○光福寺

〔寺記略〕に日向國白杵郡行騰山大權現云、別當眞言宗、金藏院光福寺、寺領五十石云、〔國人云〕行騰山は白杵郡舞野村にあり、椶岳に續ける高山なり、又愛宕山、延岡、南にあり、行騰山の中程に大權現社あり、鎮西八郎爲朝の行騰を祭ると云別當、外に社人三家あり、此山に瀧あり高、三十間許あり水、幅三間許なり、此水源人の通はぬ處なれば知人なし、此瀧に大なる岩指出たり瀧は此岩、前を落るなり、其岩、下岩屋の如くになれり窟、廣さ八疊をしくべし、近、比まで此窟中に異人住り髪は剃て髭



は剃らず常に朱杖をつく七十餘歳に至て朱杖をつきて飛事三間にいたる此瀧と云は人家より半里許へだれり瀧壺の大岩に牡斬殼多くつけりと語れりしなり

○藤岡川

〔神宮秘傳問答〕に天眞名井は丹州眞名井原にありと齋部氏の説なれども今は外宮の坤方藤岡山の麓にあり此水を天瓊々杵尊御降臨の時持下り給ふべきを遺置給へる故に度會氏の先祖天牟羅雲命又天上に登て持下り日向國高千穂宮藤岡川と云處に安置せしより此界の水も清みたるなり云云雄略天皇の御代丹州より外宮に御遷座の時又伊勢へ移したり日向にて眞名井有し處を藤岡山といふ故に丹州にて其處を藤岡山と名付く今又伊勢にて其在處を藤岡山と云と見えたり藤岡は不知乎可と訓ふべし藤の多き處などにて負せたるべし〔國人云〕藤岡山は臼杵郡三田井村より東南にありて猪川村の上なり藤岡川は耳津方に流出る川なりと語れりしなり

○兒湯郡

〔延喜式〕に日向國兒湯郡あり〔和名鈔〕に日向國兒湯古由とあり名義は〔圖帳殘篇〕に古老傳云此地往昔火明尊生時以水浴尊故云兒湯とあり

此説例の

所傳 天牟羅雲命 藤岡山 〔名義〕 所在地 名義 火明尊 子湯縣 宇佐宮領 地味 生産 郷保莊 數耳川合 方位 米真山 那須山 耳川 弘法寺 法華院 立岩權現 神武天皇 發船地

おほつかげれどしさて〔景行天皇紀〕に十七年三月幸子湯縣一件にひけり〔倭名鈔〕に兒湯郡三納穂北大垣三宅觀啖韓家平群都野〔已上八郷なり〕〔宇佐宮大鏡〕に日向國兒湯郡御封田之庄田起請定上渡別府起請定田同村角別起請定田上〔民部省圖帳殘篇〕に兒湯郡土地下肥民用乏出諸魚諸鳥云云郷十貳所保庄參所〔軍記略〕に天正六年十一月島津家士於兒湯郡耳川與豊後侍大將吉弘鑑理齋藤鎮實其外田北鎮則臼杵鎮次萩野鎮信佐伯惟定吉岡小佐井山下清水蒲池等合戰豊後勢二千五百余騎戰死〔九州治亂記〕に此時大友家士筑後國住人椋原と云士耳川にて音取一撃を吹て自殺せりあはれにやさしき事といひあへり其比豊府に落書あり奈田清田あたたまじらみにも似たり耳のあたりをひまはりつし是は豊後にて宗徒といはる奈田清田耳川のあたりをひまはりて逃たりと云沙汰のありしによりてよなど見えたり方位は東は海を限とし南方は那珂諸縣二郡にとなり西は肥後國玖麻郡にとなりて大山をはさめり米真山那須山南北は諸縣よりはじまりて豊後國日田郡に至りて七十餘里ありといふ此大山をこえて豊後國舎城下より當郡高鍋城下にいたる道ありといふすべて地理の事は地圖にすがりていふのみなればたがへるふしはた多かるべしよくしれらん北は臼杵郡にとなりて東西十里餘南北八九里あり郡中山多ふてを加へたまふべくなん北は臼杵郡にとなりて東西十里餘南北八九里あり郡中山多く川二流あり二流のうち耳川といふは臼杵郡より流れ出て此郡をへて海に入る二流ともに高瀬舟なり其事くはしく九州軍記に見えたり〔三才圖會〕に弘法寺在兒湯郡天台宗本尊弘法大師自作像法華を渡りて町はつれ北に立岩權現とて耳川の邊町に社あり御社の後に大岩あり瀧り斗にして高さ五丈斗築立たる大岩なり此地神武天皇の船出し給ひし所なりといふ耳川は船渡しなり

○都農神社



〔名義〕

都農神山  
吐濃峯  
吐乃大明  
神

難治ノ鬼

神階

祭神

宮崎宮

〔延喜式〕に兒湯郡都農神社あり都農は豆奴と訓べし又ツノともよむべし(後名抄に石見國那賀郡都農ハ都乃なりとも)御名は地名に因て負せたるべし地名の確は後に委くいふべし〔諸神根元抄中卷諸國一宮神名帳〕に都農社大己日向國とあり、〔類聚國史九十二卷〕に安康天皇三年丙申令品鳥忌寸菟日向國兒湯郡都農神山得白鳥有翼列卒吐血死亡者以萬數之終八月九日天皇有眉輪正之被崩、〔塵添鑑鈔一卷〕に日向國古成郡常には兒湯郡とかくに吐濃峯と云峯あり神おはす吐乃大明神と申すなる云々吐濃大明神癰瘡をまじなふに必イヤシ給とかやかかの國人は明神御方に向て頌文して云吾常以汝爲高今者此物高於汝若有懷憤宜令平却と唱へて杵と云ものをして朝ごとに一二度あつると三日すれば癰瘡いゆと云へりとある、吐濃大明神則都農神の御事と聞ゆ類聚國史に都農神山とあるも此吐濃峯事なるべし都をトとも唱ふれば吐にうつれるにてもあるべしさなくてもツはトに通はし用ふる事例多ければ論なし〔續後紀六卷〕に承和四年八月壬辰朔日向國子都農神預官社子字は混入したるなるべし又おもふに子ある(國帳殘篇)に白杵郡都農郡有神號都農社所祭饒速日尊也とも見えたれど〔同十三卷〕に承和十年九月甲辰日向國白杵郡無位都農皇神奉授從五位下此に白杵郡とあるは誤なり〔二代實錄一卷〕に天安二年十月廿二日授日向國都農神從四位上〔國帳殘篇〕に白杵郡都農郡有神號都農社所祭饒速日尊也とも見えたれど例のおほつかなと地理の事などいみしくたがへれば誇におよばずなどあり、又〔三才圖會〕に日向國都農大明神在兒湯郡宮村祭神一座大己貴命號宮崎社又一宮

所在地

都野神社

日向國一

宮崎牧

社領

〔名義〕

妻萬  
井門田里  
榎木原  
〔訓義〕  
うとが谷  
と、いろき  
谷  
屋根塚  
屋根原  
社領  
神階  
祭神  
妻萬宮

記、〔神社啓蒙〕、〔諸社一覽〕、〔本朝年代紀〕などにも兒湯郡都農社は大己貴神を祭るよし見えたり、〔上田氏云〕守丸と云人の説に今延岡より六里半許南に行て津野町へいらむとする處すこし前方に社ありて其鳥居に都農神社と云額を掛たりといへり、〔實明云〕津野町の北に都野神社あり鳥居に日向國一宮とあり社司金丸氏某と云書道の舊跡ありそこに石ニツ立り其形角の如し故にツと云と云へり、高鍋侯より都農神社に廿五石ノ社領つけり此社の事社地のさま又神官の姓名、祭日又社のたちかたの事その外社領古文書などあらばくわしくしきわさなり

○都萬神社

〔延喜式〕に兒湯郡都萬神社あり、都萬は豆末と訓べし、御名義は地名に因て負せたるべし、其地名の都萬はいかなるよしにて負せたるかしられず〔和名抄〕に隱岐國隱地郡都農郡又紀伊國名草郡津麻一郡などあり〔あるふみ〕に井門田里榎木原又作妻萬二守屋今妻方とかくは万ノ字あまれり且今妻方の字につきてサイマン宮と云なりと云り〔常足云〕井門田里榎木原は上をキトダノサト下を何キハラと云むかさてこれらも今此郡のうちの村名なりやたしかなることばしられず〔國人云〕妻方宮より三十町ばかり東にうとが谷といふ所ありその南にといろき谷ありその中に東より百二十間ばかり西にさし出たる所あり横四十間ばかりあり東のほしに大なる堀あり西ノ端に御殿地あり谷筋の田地より高き事三十丈あり此南ノ谷を隔て屋根塚とてあり其塚高十七間根ばり百八十間あり又屋根原とて古墓二十三區あり但一丈二尺以下也〔重政云〕井門田はキモタと唱ふるなり〔國人云〕伊藤の亂に妻社の三十六ヶ寺の社〔續後紀六卷〕に承和四年八月壬辰朔日向國子湯郡妻神預官社、〔二代實錄一卷〕に天安二年十月廿二日授日向國從五位上都萬神從四位下此神承和の代實錄一巻に天安二年十月廿二日授日向國從五位上都萬神從四位下なりしを其十年といふとしの九月に高智保神都農神に從五位下を授け給へりし時此神にも神位を授け給へりしなるべしざるを其比の紀に見えざるはもれたるか又は活本などを彼是考へなげのれる本もあるべしなど見えたり、〔日向國人云〕兒湯郡妻方村に妻方宮とてある是都万神社なり木







所在地

景行天皇  
八幡野  
八幡社

神功皇后  
と所傳

頭黒

是謂ニ思邦歌一也〔風土記〕に卷向日代宮御宇大屋彦ノ天皇之世幸ニとあり、丹裳ノ小野は爾毛乃平奴とよむべし、〔舊記〕にもニモノチノとかなをつけたればしばらくかよみつ、さるを〔萬葉集九卷〕ニモといふ事なければいかかあらん今しひては、又阿加毛乃平奴ともよむべし、〔日向國人云〕さだめがたきわざになんほよく考ふべし、又阿加毛乃平奴ともよむべし、〔日向國人云〕丹裳ノ小野は三宅村ノ内なり、名義地理ともいまだ考へず、もし地名はつたはらずともるあらばそれらにてもあるべしなほかの國人にたづねてきたむべし、〔黒木重正云〕丹裳ノ小野は三宅村ノ内野(フクノ)村景行天皇の歌玉へる石と云ふのあり今土にうづもれてみゆる所はわづかに六尺に三尺計なり、三宅村ノ内野にフクノ八幡の社あり

○韃馬峯  
〔塵添槿葉鈔一卷〕に凡人數を何口と云ふことも跡なきにはあらず日向國古度郡常には兒湯とかくに吐濃峯と云峰あり神あわす吐乃大明神とそ申なる昔神功皇后ノ新羅をうち給し時此神を請し給ひて御船にのせ給ひて船舳令讓給けるに新羅をうちとりて歸給て後韃馬峯と申す所にはして弓射給ける時土中より黒き物頭さし出しけるを弓のはずにて掘出し給ひければ男一人女一人そ有ける其を神人として召仕ひけり其子孫今に残れり是を頭黒といふ初て掘出さるゝ時頭黒くてさし出たりける故にや子孫はひろごりけるが疫癘に死失せて二人になりたりけり其事をか國記にいへるには日々に死盡僅殘男女兩口と云へり是は國守神人をかかりつ

〔訓義〕

新納山

津大明神

〔訓義〕

三繩代

三繩代八幡社

〔名義〕

天領

かひて國役にしたがはしむる故明神いかりをなし給ひてあしき病起りて死にけるなり是を思へば男女をも口とは云べきにこそと覺ゆるなり云とあり、韃馬は宇志加とよむべし元本の假名にウシカとありさて韃馬をウシカとよむはいかなる故とも今しりがたし、〔古事記〕に牛鹿ノ臣〔續日本紀〕又〔姓氏錄〕等に宇自可臣と云姓あり〔重政云〕兒湯郡新納山はきりしまにならぶ大山なり此山の南のふもとにツノ町あり則津ノ大明神の地なりウシカの峯は新納山を云なるべし

○三納郷  
〔倭名抄〕に兒湯郡三納郷あり、三納は美奈波とよむべし肥後國枋納をクチナハとよむ例なり又筑後に三納(ミナハ)山といふもあり納はナフの音なるをそのフをハにかりたるなり、名義いまだ考へず、さて〔五郡の歌〕に兒湯郡三繩代あり是なるべし今も此郷あり三繩代八幡社とてありもしなくは似つかはしき地名によりて考ふれにてもあるべし又おもふに新納をニヒロとよむ例にてミイロとよむか、さらばミナハシロともより別なりなほ考ふべし〔真古云〕三納は今ミイロとよむなりミイロ山とてありみなはしるは佐土原領なり

○穗北

〔倭名抄〕に兒湯郡穗北郷あり、穗北は保岐多とよむべし、名義はいまだ考へずしひていはば新田(ホギタ)などの意にてもありなにか、さて〔寛知集〕に兒湯郡穗北村あり又〔古語拾遺〕に新玉をホギタマとよませたる事あり、

○大垣オホガキ  
〔倭名抄〕に兒湯郡大垣郷あり、大垣は於保加支とよむべし、名義地理ともい



また考へず 垣は今の世に柿などいかにかへたるにはあらぬにやさる地名もあらは考へてしるし  
おかまほしくなん(國人云)今も大垣村あり肥後國飽田郡に小垣と云郷名もあり

〔倭名抄〕に兒湯郡三宅郷あり、三宅は美也郡とよむべし、諸國に多き郷名なり名義は屯倉のありし處なるべしさて「寛知集」に兒湯郡三宅村あり 天領にして長崎受持の所なり此邊八ヶ村

○觀啖

〔倭名抄〕に兒湯郡觀啖郷あり、觀啖は等とよむべし 大隅國製郷を觀啖郡とかくに同例なり 〔五郡の哥〕に兒湯郡觀於郡郷あり〔上田氏云〕路程全圖に兒湯郡都於部あり是にや 〔常足接〕 (ト)啖の名義は門の意などにて負せたるにや〔輿地圖〕によるにウスキ郡門川延岡領也と云處あり是もしよしある事などにはあらぬにやなほよく考ふべし、神門川は東に流るゝこと數里にして都野崎に出る川なり 〔實明云〕兒湯郡内に都於郡郷といふものあり佐土原の領内なり元龜年中已前は伊東家の居城なりしを今もその城又塹のあとなどあり

○佐土原郷

〔圖帳殘篇〕に兒湯郡佐土原郷土地肥民用繁多出紙麻松修竹公殺百二九假粟六十九とあり、佐土原は左度波良とよむべし、佐土は狹門の意などにて負せたるか、さて〔武鑑〕に島津氏 柳一開朝二萬七千七十石余居城日向國那珂郡佐土原海陸三百九十三里内江戶より大坂まで陸路三百三十三里大坂より當城代代島津氏領之島津義久の舍弟島津右馬頭以舟路二百六十里冬廿里増 當城代代島津氏領之 久初て此地を領せりと明ゆ 〔和漢三才圖會〕に日向國佐土原至江戶海陸二百九十里などあり是も圖帳の事は例の覺束なけれど

行程

島津氏

〔名義〕

地味

佐土原領

城趾

門川

〔名義〕

郡於部

天領

〔名義〕

島津伊東  
兩家の合  
戦と土持  
氏

松寺合  
戦

大友土持  
を攻む  
橋峯合  
戦

大友勢出  
陣門城  
壺矢城  
高城

しばらく引出つ、「古本九州軍記五卷略記」に天正三年七月島津修理大夫義久與日向國縣城主伊東入道一爭領地之堺及合戦日向國住人土持彈正少弼親成爲救伊東出馬同月四日義久侍大將伊勢宮内兵衛山口孫太郎引率七千余人著陣于松寺先手川上七助出水支蕃允以二千余人平懸押寄敵陣伊東土持等命先手足輕云云待受敵寄構鐵砲三百挺打倒出水川上等雜兵三百余人作関大進出水山口等軍忽敗引入于大隅國至天正五年春大友幕下士日向國士土持彈正少弼親成一戰に久保山叛大友家内通島津家宗リン大怒以朽網佐伯小佐井等爲大將遣六千余人二月八日大友勢著陣日向國橋峰與土持家老奈津田孫左衛門合戦於是島津勢爲土持後詰出子縣表大友四將聞其由急追落土持奈津田孫左衛門戰死土持爲囚之間薩摩勢引入于大隅於是豊後亦引上軍入馬臼杵土持親成於豊後國浦部被害、「イントク五十八卷」に同十月宗麟國中勢を相具して府内を發足あり云云國々城主追々馳付て都合四萬三千余騎竹串と云所に勢揃して日州御門城には柴田紹安同五右衛門山田土佐入道堯徳三人に一千二百人相添て入置き壺矢の城には齋藤内記兵衛鹽手左助胡麻津留新助三人に一千三百余人添て入置き残る三萬八千九百余人日州高城を攻むべしとて大隅國務志賀に逗留して先前後の陣隊を分け玉ふ先陣の左備は一番に吉弘鑑直手勢一千



島津大友  
兩家合  
兒湯、縣  
兩城

七百餘騎相備へ三重宇目兩所、武士沙見、日知也門阿、城主相加はる、「古本九州軍記七卷」天正八年島津圖書助・新納武藏守八千餘人にて日向國宮崎に著陳す大友方より志賀・朽網・田北・佐伯をこめ置たる兒湯諸縣の兩城を攻んとす豊後勢は是を聞所々の砦にも觸遣し城々より打出て兒湯に陣をとり島津勢と對陣す爰に淺岡の城とて砦あり戸次山城守鎮秀入道并足達左衛門こめ置る彼淺岡の城は島津勢陣取の後に在ければ島津圖書助此儘置たらば後の殃なるべしとて四月九日淺岡山の麓に押寄ける戸次・足達兼て期したる事なれば城中静まり返て音もせず此城は僅四五町四方の丸山を續きの尾崎を堀切て上に塀一重ぬり城の構へ堅固ならずといへども四方、坂嶮にしてたやすく登りがたし寄手四方を打かこみ鬨を揚て攻上るされども城中より鐵砲をも打出さず敵に二重の堀切を越させ矢懸りよく引付て戸次・足達持口を走り廻りすは能くと下知すれば鐵砲をつるべて打ち放つ其表に進む士ひた／＼と打殺されつめかへ／＼と開放つ鐵砲に寄手さしもの島津勢以の外しらみてさつと引籠に勢をまとめけり此城輒く攻取りかたき上に兒湯より後詰あるべしと杉浦と云處に陣を替けり戸次・足達四五百斗の勢を以大敵を防返す手柄之程無比類とて義統感書を給ひけり淺岡、城と志賀・朽網・田北等の豊後勢陣取し兒湯、川下とは行程二里斗有ければ鐵砲の音山彦に應て手に取様なりさなくとも

杉浦、合  
戦

程近き味方の城をいかで知らざらむされども其日後詰せず内々志賀親安と戸次鎮秀入道宗榮と不快なればすべき處の後詰をせざりしといふ沙汰あれども實は島津勢に恐れをなし後詰をせざりしと聞ゆ、同年四月廿五日志賀親安・朽網鑑康・田北・佐伯・木村已上五頭一万計の勢を以兒湯の川上杉浦に出張して島津・新納と一戦島津方は待合戦大友方は懸りてする戦なれば島津備をとて鐵砲を以て討立るに敵は事ともせず破て懸る處を鐵武者一面に立並て突退れば鐵砲を放かけ備をくりかへ／＼と戦ほとに豊後勢かゝる度毎に追參られ一備も破り得ず本の陣所兒湯の川上に引返すかゝりければ淺岡も小勢にて始終持支難しとて開退て戸次・足達・白杵をさして引入けり其後大隅より加勢を招寄島津圖書其年十月まで兒湯に在城しけるほどに日向、國中大友より手を指事を得ず那珂、諸縣島津、手に入にけり

○韓家

〔和名鈔〕に兒湯、郡韓家、郷あり、韓家は加良也カヲヤとよむ筑前國宗像郡辛家また豊前國宇佐郡辛島なども見たり、名義地理ともいまだ考へず、しひておもふに韓家は韓人のうつり來てすめりしより負せたるなど、源之物標就於此島、故云韓荷島なども見えたり、國人云、此郡に借谷(カリヤ)村有て瓜を多作る所なり、

○平群

〔和名鈔〕に兒湯、郡平群、郷あり、平群は倍久利と訓べし諸國に多き地名なり、名義は平群、姓

〔名義〕

〔名義〕







所在地  
新納山

進一也者依鎌倉殿仰奉寄如件弘安七年二月廿八日正五位下駿河守平朝臣業時・正五位下行相模守平朝臣時宗、御教書日向國村角別府地頭職御寄進狀被<sub>レ</sub>献<sub>レ</sub>之建治元年爲異國降伏<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>寄<sub>レ</sub>御領<sub>レ</sub>之處弘安四年賊船悉漂倒畢而今可<sub>レ</sub>襲來<sub>レ</sub>之由有<sub>レ</sub>其聞<sub>レ</sub>之間任<sub>レ</sub>彼例<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>寄也殊抽<sub>レ</sub>懇丹<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>啓白<sub>レ</sub>之狀依<sub>レ</sub>仰執達如<sub>レ</sub>件弘安七年二月廿八日宇佐大宮司殿駿河守相模守とあるも津野をいふか、〔實明云〕郡野、牧今牧新納山の東のふもとにあり、新納山ハチヌズ山ともいふキリシマにならぶ高山なり上に矛あり

○國府

兒湯ノ府  
〔所在地〕  
行程

〔和名鈔〕に兒湯郡國府又〔拾芥抄〕に兒湯府とあり、さて此國府の趾といふもの今もありやしらず、もし三宅と云地名あらばそのあたりにてもあるべしたづねに國府は今の高鍋の地などにはあらぬにや〔三才圖會〕に財邊一名高邊至<sub>レ</sub>江戶二百里八十里半、但至<sub>レ</sub>美美津湊<sub>レ</sub>六里半、自<sub>レ</sub>此至<sub>レ</sub>大坂<sub>レ</sub>海上百五十二里、如<sub>レ</sub>冬月寄<sub>レ</sub>豐後<sub>レ</sub>佐賀關及周防<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>關<sub>レ</sub>舟路<sub>レ</sub>二十一里、増共百七十三里、午未、至<sub>レ</sub>佐土原三里とあり、印ヤク大明神の地即府中と云是國府の地なりと重政云ヘリ、〔其古云〕ユ郡ツムの社より未中に當て三十町に三宅村あり覆野は此村内なり

○國分寺

創立

〔類聚三代格〕に天平十三年三月十四日符云一每國僧寺尼寺各可<sub>レ</sub>施<sub>レ</sub>水田一十町、一每國造僧寺令<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>二十僧其寺名爲<sub>レ</sub>金光明四天王護國之寺とありほな

所在地

沿革

〔續紀十九卷〕にも此國の金剛明寺の事見えたと此卷の三丁のうちに引出たればこゝにはぶきりさて續紀なるは金剛とありて金光とは別なるが如くにてもおほはるれどなほ一ツなりさて〔中原宜直云〕國分寺は三宅村にあり門などあり大なる古佛あまたあり此寺何<sub>レ</sub>郡にありと云事さだかなる證はなけれど國府國分二寺同所にある例なれば暫く此處に出して後の考へをまつになんもし今にも此郡のほとりに金光寺とか光明寺とか天王寺とか云寺もあり國分寺は伊藤氏所領の時は大寺なりしを今は甚おとろへて本堂も五間四面ばかりなり文政七年より三十年ばかりむかしの天災悉く古き物はやけうせて餘はらず今の古佛と云ものは其比木食上人と云もの來りてきさみ直せり眞言宗なり住僧なし近邊に山伏ありて是をわづかれり滅罪寺にあらず

○尼寺

尼寺の跡今は詳ならず三宅村に七十五ヶ寺ありしといふを伊藤氏の亂に皆斷滅せりといふ、〔類聚三代格〕に天平十三年三月十四日符云、文を尼寺一十尼、其寺名爲<sub>レ</sub>法華滅罪之寺とありまた〔天平神護二年八月十八日〕符云一國分尼寺先度之尼十人、後度之尼十人、合廿二人、布施供養、同爲<sub>レ</sub>法華先十尼之中、一人死、即依<sub>レ</sub>先勅<sub>レ</sub>早滿<sub>レ</sub>彼數<sub>レ</sub>仍國司國師共簡定申<sub>レ</sub>宣待<sub>レ</sub>報符<sub>レ</sub>行、但復後<sub>レ</sub>十尼者不<sub>レ</sub>豫<sub>レ</sub>此例<sub>レ</sub>云云などもありなほ彼の書を開見て知<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>し、此も今はさだかならずかさねて國人にたづねてしるべし

○藤岡川

〔神宮秘傳問答〕に天眞名井は丹州眞名井原にありと齋部氏の説なれども今は外宮の坤方藤岡山のふもとにあり此水を天瓊々杵尊御降臨の時持下給ふべきを遺置給へる故に度會氏の先祖天牟羅雲命又天上に登り持下りて日向國高千穂宮藤

創立  
尼ノ度制  
天ノ眞名井



所在地

行騰山

光福寺

大権現

瀧窟

榎山社  
榎山社  
竹谷山  
大谷山  
吳大伯山  
居跡

岡川と云處に安置せしより此界の水も清たるとなり云雄略天皇の御時丹州より外宮御遷座の時又伊勢へ移したり日向にて眞名井有し處を藤岡山といふ故に丹州にて其處を藤岡山と名付。今又伊勢にて其在處を藤岡山と云とあり常足按ずるに日向國藤岡山は物に見えたることもなければ白杵郡方ならむ又諸縣郡の方ならむしりがたし諸縣郡方とせば大隅國曾於郡内にして尋ねべし、國人云「白杵郡行騰山あり舞野村内なり甚高山也榎のたけにつげる高山也又あたご山も高し登り九町あり城よりは南にあり別當あり寺領五十石つけり眞言宗金藏院光福寺といふむかはさ山の中邊に社あり大権現といふ鎮西八郎爲朝のむかはきを祭ると云社人三人斗あり此山にめぐらし瀧あり高さ三十間斗あり水のはゞ三間斗あり此水源人のゆくことならぬ所なればいかなる所より流出るといふ事をする人なし此瀧の落る所に大なる岩さし出たり此岩の前を瀧は落るなりさし出たる岩の下岩屋のごとくになれり岩の下、廣さ疊八十枚をしくべし、今より二十年前まで此岩下に異人住りかみはそりてひげはそらず常に朱杖をつく七十余に至りても朱杖をつきて飛事三間にいたる人家よりは半里斗あり、榎ノ岳と云は日向國延岡より三里東北にあり現社と云明和三年正月十六日此神の告にて榎ノ山ノ陵と云物を知れり云、さて瓊々杵ノ界の陵と云は山ノ南の麓に高さ七尺計の石二ツたてり其間に竹二本あり昔を此谷を竹谷と云大改村ノ百姓(タミ)徳右三カ門と云も此神を深く信じて詣づる人なるが神ノ告にて此を探得たりと云夫より近國ノ人々群集して今に絶ず高千穂山よりは東にあたり、又見湯郡と白杵郡との界に大谷山とて高山あり其處に石屋あり是吳ノ大

伯の住マリし跡なりと云傳へたり

日向之二(白杵郡下見湯郡)終



### 日向國三卷

#### ○那珂郡

〔名義〕「延喜式」に日向國那珂郡あり「倭名抄」に日向國那珂中とあり名義は仲臣の居たりし處などにて負せたるか仲臣は「姓氏錄」に神八井耳命之後也とあり又「古事記中卷」に神八井耳命者阿蘇君筑紫三家連等之祖也また「阿蘇社記」に健磐龍命者神武天皇第二之子神八井耳命第六之御子也などあるを思ふに由あるべし、又は姓の仲もこゝより起れりしに又按ずるに「圖帳殘篇」に日向國那珂郡古老傳云大穴持命巡行此國至此處詔國之中故云中郡ともありさて「和名鈔」に那珂郡夜開・新名・田島・於部巴上四郡なり「圖帳殘篇」に日向國那珂郡土地中肥民用不少出ニ麻桑紙杉松等郷拾貳所保庄貳所「五郡歌」に那珂は只海邊つゞき田島より小肥南郷に福島なりけりなどあり方位等の事は「輿地圖」に因て考ふるに東南は海を限とし西は諸縣郡となり北は宮崎郡となり東西十七八里南北二十餘里にして東方の海邊に島多し郡中に三川あり郡中往々神代の古跡と稱するもの多し「宇佐大鏡」に日向國那珂郡起請定田同田島庄起定田同茨生野別府起請定田同新名瓜別府起請定田同大墓別府起請定田長竹院淳免同又按ずるに「圖帳殘篇」に那珂郡中

地名傳説

地名、土地、郷、保庄、の數、方位

神代の古跡

宇佐宮領

地味、生産

中川郷

吉田郷

明郷

火明命

火醋命

吾平郷

〔按〕

地勢

〔訓義〕

新名瓜村  
ニヒナミ  
村  
〔所在地〕

川郷土地中肥民用不少出ニ良材修竹鮮魚等公穀八十九假粟三十八九吉田郷土地上肥民用繁多公穀百一十九假粟六十九、明郷是昔火明命坐所也故云「明土地民用多公穀七十九假粟四十二九、芹本郷、是昔火醋命坐地也故云「芹本」土地下肥民用乏公穀六十九假粟三十一九、吾平郷、土地中肥民用不少公穀八十一九假粟三十九九と云事見えたれど例の混雜と見えこてこの事とも見えずこの内に中川は大隅國桑原郡よりまぎれいりたるなるべし吾平も同國肝屬郡より入れりと見ゆされどもなほ似つかはしき地名もあらばかさねて考ふべし、この郡はことさらに海の多き地見れば海島(シマ)の數も多しめづらしき處また海の産物なども多かるべし是らの事は必彼あたりの人にとひ定めてしるすべし

#### ○夜開

〔倭名鈔〕に那珂郡夜開郷あり、夜開は也那とよむべし又ヨアケともよむべきか筑後國三浦又惣後國日山郡夜開は名義地理ともにいまだ考へず〔圖帳殘篇〕に那珂郡明郷とあるは此夜開にハクと唱ふるよしなりはあ

#### ○新名

〔倭名鈔〕に那珂郡新名郷あり、新名は爾比奈と訓べし、名義いまだ考へず「上田氏云」九州圖に日向國新名又寛知集に新名瓜村あり又國人今もニヒナミ村と云があるよし云りさらば瓜は身の誤りなるか、〔常足〕九州圖を按ずるに新名と云は佐土原城下の南に在り中村よりは中に川を隔て北の



かたにあり

○田島

〔和名鈔〕に那珂郡田島郷あり、田島は多志麻と訓べし、名義は島のある處などに負せたるか〔式〕に肥前國松浦郡田島郷社とあるも今壁島といふ島にます神なり又筑前國宗像郡にも田島と云處あれどそは海島にはあらずさて〔九州圖〕を按ずるに佐土原の東海邊に田島あり又〔寛知集〕に那珂郡田島村あり、〔伽藍開基記〕に日向國佛日山大光寺康安二年八月云云開山禪師諱長甫號三嶽翁一勢州人也云云偶仗錫遊日州大守田島氏一見如平生歡一就佛日山創大光禪寺一延師爲第一代開山一湧殿飛樓照映林巒二千楹列而巍々四衆雲集道風益盛云云とある此田島氏と云は此郷名に由あるにはあらぬか

○於部

〔倭名抄〕に那珂郡於部郷あり、於部は意倍とよむべし、名義はまた考へず、さて此於部は今いづれならむさだかならずしひておもふに〔九州圖〕に大隅國於部あり霧島の西にあり郡の界なれば那珂郡にはうとしさればいづれにしても此郷名は異處より混入したるなるべし又〔宮崎縣の内のとき〕にて〔倭名抄〕に宮崎郡於部とあればこの考へはわるかりき

○三原野

〔延喜式〕に日向國三原野、牛牧あり、三原野は美波良乃とよむべし、名義は御原、

田島氏  
大光禪寺

〔所在地〕  
田島村

〔名義〕

牛牧

〔所在地〕

〔名義〕  
山三原

和歌

所在地

乳房石  
御手洗泉  
銅岩  
逆松

命  
豐玉毘賣

姓などに依て負せたるか〔後國御原郡と云も有りきさて〕道中行程細見記〕を按ずるに當國那珂郡邊に山三原と云處あり故に暫く此處に擧て後の考を待になん〔細見記〕に山三原、油津、風田、カドノ、イハヤ、とつらねあげたり、

○琴引松

〔源重之家集〕に

ささ浪のより來る糸を緒にすげて月にしらぶることひきの松、

〔秋のねざめ〕といふものに琴引松日向とあり、名義はいかなる由にて負せたるかいまだ考へず引宮などいふも見えたり〔福島氏云〕日向國琴引松と云もの三處にあり延岡領に二處、土々呂浦、白杵郡船内又秋月侯領に一處、高鍋、すべて三處なり古哥によめるは何ならむ、さだかに知りがたし、〔或人云〕琴引松は那珂郡高鍋より一畝口へ出る道邊にあるを眞處とすべし海邊には半里ばかりもへだたれど古には必此邊までも海なりしならむと思はる、〔山陵考云〕那珂郡宮浦村云云有乳房石御手洗泉及鱈峯琴引松等之名處風景殊絶とあり、東海の湊頭の前に銅岩鐵岩とて二あり其色金に異ならず是に近づく人は忽災ありといふ、とどろに逆松とて四五尺廻りの松あり昔異婦人來たりて逆さまに植置たりといふ今も正しく逆さまにて根は上にありめづらしき物なり

○産殿

〔古事記上卷〕に於是海神之女豐玉毘賣命自參出白之妾已姪身今臨産時此念天



鷓鴣草葺  
不合尊

神之御子不可生海原故參出到也爾即於其海邊波限以鷓鴣草葺造產屋於是其產殿未葺合不忍御腹之急故入坐產殿爾將方產之時白其日子言凡佗國人者臨產時以本國之形產生故妾今以本身爲產願勿見妾於是思奇其言竊伺其方產者化入尋和邇而匍匐委蛇即見驚畏而遁退爾豐玉毘賣命知其伺見之事以爲心耻乃生置其御子而白妾恒通海道欲往來然伺見吾形是其作之即塞海坂而返入是以名其所產之御子謂天津日高日子波限建鷓鴣草葺不合命訓波限云那夜然後者雖恨其伺情不忍戀心因治養其御子之緣附其弟玉依毘賣而獻歌之其歌曰阿加陀麻波遠佐閉比迦禮村斯良多麻能岐美何余會比斯多布斗久阿理祁理爾其比古遲三音答歌曰意岐都登理加毛度久斯麻邇和賀草泥斯伊毛波和須禮士余能許登基登邇音紀に豐玉姬果如前期將其女弟玉依姬直冒風波來到海邊逮臨產時請曰產時幸勿以看之天孫猶不能忍竊往視之豐玉姬方產化爲龍而甚慙之曰如有不辱我者則使海陸相通永無隔絕今既辱之將何以結親昵之情乎乃以草葺兒棄之海邊閉海途而徑去矣故因以名兒曰彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊一書に先是且別時豐玉姬從日出到海邊謂爲我造產屋以待之是後豐玉姬果如其言一書來至謂三火火出見尊曰妾已身矣當以風葺壯其女弟玉依姬持養兒焉所以兒名稱彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊者以下彼海濱產屋全用鷓鴣草葺之而葺未合時兒即生焉故因以名焉一書に先是豐玉姬謂天孫曰妾已有娠也天孫之胤豈可產於海

蟹守

所在地  
鷓鴣山  
鷓鴣の廟

名所

宇止蟹窟

早日嶺

神祠

俗語  
速日峯  
鷓鴣峯  
千鳥峯  
靈驗

中乎故當產時必就君處如爲我造屋於海邊以相待者是所望也故彥火火出見尊已還爾即以鷓鴣之羽并爲產屋一書未及豐玉姬自取大龜將女弟玉依姬光海來到時孕月已滿產期方急由此不待葺合徑入居爲已而從容謂天孫曰妾方產請勿驚之天孫心慙其言一聽視之則化爲八尋大鸕鷀而天孫視其私屏深懷慙恨既見生之後天孫就而問兒名何稱者當可乎對曰宜號彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊言訖乃涉海徑去手一書時彥火火出見尊乃賦之曰伏企那利利柯及豆句志磨爾和我謂爾志伊茂播和索運爾能古語拾遺に天孫御取母亦云彥火火出見尊取婦人爲乳母也及飯時湯坐凡諸御備行以奉養焉一書に天祖彥火尊好海神之女豐玉姬命生彥波瀲尊誕育之日海濱立室于時掃守連遠祖天忍人命供奉陪侍作掃掃蟹仍常鋪設途以爲職號曰蟹守今俗謂之借守などあり、さて「神代三陵考」に日向國那珂郡宮浦村係飯肥管内有山曰鷓鴣山自飯肥府一路程三里十八町巖窟在海濱對東南即葺不合尊聖誕處巖中有廟號鷓鴣戶又有一乳房石御手洗泉及鱈嶽彈弘之松風景殊絶とあり此説もいさゝかおぼつかなき心地すれどもまづ白尾氏の説によりて此處に引出つ又「書紀通證」に重遠曰産室、舊蹟在日向國那珂郡海濱號宇止蟹窟宇止即鷓鴣殿也今按窟縱橫五丈許深一町許東西抱海負山其山名早日嶺絶勝之地也有神祠所祭六座地神五代神及神武天皇也玉依姬社在別處是社司之説也ともあり、「鳥陰集上卷」に題鷓鴣廟前開九扶桑開闢帝王城神武靈蹤今古驚定有龍燈照深夜海濤打岸怒雷聲俗語にさても九州うどの岩屋は神代の古跡にて御座候ほどに云云、近來印刻の「日向國鷓鴣山略圖」と引松のむのを見るに甚盛なるさまなり窟差波東西廿一間南北十六間とあり又速日峯鷓鴣峯などもあり等が龍など云ものもあり、「異稱日本傳」に及于足利氏之季有日向守愛洲移香磨霜刃、年久詣鷓鴣戶權現祈業精夢神顯猿形示秘奧名著于世名家曰陰流一書に



古鏡  
人王護國  
寺

名義

白龜を獻  
す

調庸か免  
す  
郡人褒賞  
せらる

地味、土  
産  
宇佐宮領

宮崎莊

日向之三(宮崎郡)

六〇

向國うとの岩屋云云此社に入花形の古鏡ありうらに四大神と云文字を祀せり社地甚繁榮にして坊舎十數寺あり長官は人王護國寺といふ領地五百石此岩屋は横も入も凡廿間斗高き三丈計あり常に水などしたる所なり

宮崎郡

〔延喜式〕に日向國宮崎郡あり〔和名鈔〕に日向國宮崎三也佐岐とあり宮崎郡 〔圖牒殘篇〕に日向國宮崎古老傳云此地自皇孫降臨至神日本磐余彥天皇之宮所也故云宮崎とあり例のおほつかなき書なれど此事などい 〔五郡の歌〕に宮崎や楚井清武に田野浮田久津良高濱堤内までさて〔續紀廿九卷〕に神護景雲二年九月辛巳勅、今年七月十日得肥後國葦北郡人刑部廣瀨女日向國宮崎郡人大伴人益所獻白龜赤眼青馬白髮尾並付所司令勘圖牒奏你云云靈龜神馬並合大瑞朕以菲薄頻荷賜恩順先典式覃惠澤宜免肥後日向兩國今年之庸但瑞出郡者特免調庸大伴人益刑部廣瀨女並授從八位下一賜絹各十疋綿廿屯布卅端正稅一千束云云又父子之際同心天性恩賞所被事須同休人益父村上者恕以緣黨宜赦入京又〔圖牒殘篇〕に宮崎郡土地上肥民用繁多出奇石魚鮮貝甲紙麻等〔宇佐大鏡〕の件に日向國宮崎莊田數三十三町九段之内調殿七十二段又同伴に日向國宮崎郡淳田庄起請定田田數 柏原別府起請定田同上長峯別府起請定田細江別府起請定田同上宮崎郡莊といふは郡内にある郷名ときこえた〔三才圖會〕に日向宮

神武天皇  
の皇居山  
陵可愛之山

○大嶽  
郷名保庄  
の數

秋山郷  
〔方位〕

地味、生

松原郷  
三浦郷

神代の膏  
竹刀の辨  
粟島の辨  
財天社

崎在佐土原之南神武天皇初皇居之内裡跡有宮など見えたり〔書紀の口決〕に可愛之山陵在日向國宮崎

〔源平盛衰記十六卷〕に辛酉歲日向國宮崎郡にて皇王の寶祚をつぎ給へり、又郡の大様の事は〔倭名鈔〕に宮崎郡飲肥・田邊・島江・江田已上四〔圖牒〕に宮崎郡郷拾貳所保庄三所〔圖牒〕に郷十二所とするは例の誤なり又日殿大宮松原秋山谷三浦といふ郷なるべしその中に秋山郷土地中肥民用不少出三良材佳藥公穀八十九假粟三十五丸とあるは那珂郡より混入したるなるべし〔輿地圖〕に那珂郡秋山あり又〔寛知集〕にも那珂郡秋山村あり又三浦とあるも今の宮

那珂郡宮浦といふ所見えたり那なぞ見えたり、方位は〔輿地圖〕に依て按ずるに南方は那珂郡にとなり西は諸縣郡にとなり北は兒湯諸縣の二郡にとなれりかくて東方は〔輿地圖〕に兒湯那珂二郡の土地いりめぐりたる如くにかければおぼつかなしこは

なほよくかの國人にたづねてさたむべしそれども此郡の地海にさかへりとする時は田島の地はつのがたがひ出来るなりともかくにも地 那珂郡にはなれて兒湯郡につくべしされば又ひと

理をしらざればあぢきなきさだめなりかし、重て按ずるに〔圖帳殘篇〕に宮崎郡松原郷土地上肥民用繁多出良材藥艸公穀七十五丸假粟四十九、谷郷、土地中肥民用多出菅萱

柴等公穀七十二丸假粟三十六丸三浦郷土地中肥民用不少出赤魚鱧鳥賊海月等公穀六十九丸假粟三十二丸とある此外秋山郷の事へ初にあぐ又日殿大宮 此等の地名も似

つかはし物あらば引出て論ふべし〔春樹日〕がはしき書ながらに委く考てあらまほしきわざなれるよしにて今も此殿の竹をとりて産子の餅をきる時に用ひ來たりといふ、又此海上一里ばかり沖に粟島とて小島あり頗多くつけり島山に辨財天社あり年ごとの三月下旬に祭ありて人多く集る此島極て南なれば平生暖(ヨノッホニア、カ)にて瓜茄その外菜の類常にありざるを常に神のなしみ給ふよしにて取噴ふ事をゆるさず祭の間に彼島にてとりくらふ事はいさゝかもなしみ給はずといふおもふに此辨財天社も

日向之三(宮崎郡)

六一



〔田島〕

宗形ノ神を祭れるなるべし、「常足云」さきにおのがいへりし那珂郡田島の地、考へたがひあらばしこの粟島などの古ノ名田島にはあらぬにやかのあたりの人になつてきたむべし又此粟島に人家のありなし舟がかりのありなしの事などくはしくしるしておかまほしきわざなり

○江田神社

〔名義〕

所在地

神武社

〔按〕

所在地 祭神 高屋神社 高屋宮跡 高屋大明神 祭神 高屋大明神

○高日村

〔延喜式〕に日向國宮崎郡江田神社あり、江田は延陀とよむべし名義は江田郷の地に座すに因て負せたるべし委くは江田郷の件に云へし「續後紀六卷」に承和四年八月壬辰朔日向國宮崎郡江田神預官社とあり、「守麻呂云」江田神社は宮崎町より近し大宮司又下社家などもありて一宮津野神社よりもうるはし又「彦山ノ人云」宮崎郡江田神社今は神武社といふといへり、彦山ノ人といふ密乗坊立辨といふ人なり此人年ごとに日るにつけていさゝかいさをなせる人なり諸縣の郡の内向大隅薩摩の内をめぐる人なるがつたりが此書を作をいふ件などに彦山ノ人として出せるは皆此入をいふなりし「常足云」江田神社と云地名に因て負せたる名と聞ゆれば地名に因て定むべしまた地名も今さだかならずばその社につける古き記録證(アカシ)もあるべしさてかつがちも是ぞと定むべき社ならばその社造りやうむかへるさま又社領のありなし又氏子といふ村の敷又社地のさま又入道の筋より何一方にあたりて何下ばかりといふ事又山川などもあらしその方角をたて又其神の祭日神官の事などありしるさされば心ゆかぬわざなりかし「長古云」江田神社は今那珂郡にあり宮崎郡ノ界より東五十町許にあり、「幸丸云」江田村江田神社は選々杵尊を祭るといふ此社の北にあたりて十七八丁に神武天皇ノ社あり其社の西にあたりて北方村ありて其地方凡七八丁ありとの跡ならむ「彦山ノ人重て云く」日向國宮崎郡江田神社は松林の内此地古の高屋ノ宮の跡あり神武宮とは別なり「有馬氏云」江田神社は檳原大明神と云宮小社なり神領十石許ありといふ神は伊弉諾伊弉冉尊を祭れりといふ

名義

高日郷

皇孫宮居

地味、生

産

〔名義〕

詩

伊東氏里程

小肥里

〔所在地〕

〔風土記〕に日向國宮崎郡高日村、昔者自天降神以御劍柄置於此地因曰「高日村」後人改曰高日村也とあり、高日は多可比と訓べし、さて此高日村今その趾さだかならずなほかさねて考ふべしもし高見とか竹見とか手上(タカミ)とかい「圖帳殘篇」に曰杵郡高日郷、高日者日、都之名也故皇孫御神始宮居之地故云高日、土地中肥民用不、多公穀七十九假粟四十九と云事も見えたれど是は例の混雜なれば宮崎を曰杵に誤りたるものなるべし

○飲肥郷

〔和名抄〕に宮崎郡飲肥郷あり〔印本〕飲を飯に誤る飲肥は於昆とよむべし、名義いまだ考へずぬかし火に由りて負せたるにはあらぬぬかさもあらば大火の意なるべし、「島隱集中卷」に日州飲肥郷有佳少年、以松爲名其書齋扁鶴栖、交友溢縉郎就手求、詩不獲、辭漫賦一篇、以爲贈

松下、高齋花不塵、鶴來爲友讀書人、宜分一隻且乘月、雲邊蓬萊海上春、

〔武鑑〕に伊東氏五万八千八十石余居城日向國那珂郡飲肥江戶より海陸三百四十三里油添より前より遠近道不定大坂、大坂まで舟路二百八里夏冬逆は舟路江戶まで陸路三百三十三里飲肥又小肥とも云城主右差出之高伊東氏代々領之、「和漢三才圖會」に日向國飲肥或用小肥、字良至、江戶三百四十一里内至大坂、海上二百八里但夏冬日和舟路有、小異同、國北至佐土原二十四里餘、南西至薩摩、籠島二十八里などありさて「武鑑」に那珂郡飲肥とあれば今の世に飲肥とも小肥とも







生目八幡社  
景清が墓

檢校中の所領

日向の勾當

日殿郷  
地味生産  
大宮郷  
地味生産  
高千穂宮

べし豊後志下卷廿五丁府内下「常足云」景清日向宮崎に來たりといふ説は非なる  
論へるをてらし合せて見るべし  
由井澤長秀すてに「平家物語」「鎌倉志」を引て辨へたるが如しされども吾友「森春樹  
が説」に景清日向に來たらざる事は明かなれども今彼宮崎に生目八幡社として景清  
自の眼をくりたるを祭れりと云又景清が墓と云ものあり其銘文を右摺にしたるを  
見るに水鑑士云云として年號は建久八年とあり是は正しく其世の物と見えて後の  
手ぎにはあらず又景清が身をなげたる川と云物もありといへりさ今按るに「雍  
州府志」に倭俗稱衆盲曰座頭其間官位有階級上首謂總檢校六派之中談  
平家平家未始前總檢校大音唱太平之詞其終高呼鳥羽湊船著衆盲一同揚  
大音呼惠伊惠伊也檢校中所領在日向國至秋綱載米於大船到山城鳥羽  
津今雖無其事是祝語而存古之微意也とありさて此檢校中領と云物は此宮  
崎地に在しなどにて日向勾當など云事も起りしにやさて神武天皇皇居の跡  
也とある説も「圖帳殘篇」に宮崎郡日殿郷此地昔皇孫有御殿故云日殿土地中  
肥民用不少公穀五十九假粟貳十貳丸、大宮郷此地昔有大御殿故云大宮土地  
上肥民用繁多公穀七十一九假粟三十四丸などもあれば由ありげにも開ゆれど「古  
事記」の趣にはかなはず「古事記中卷」に神倭伊波禮理古命與其伊呂見五瀬命二柱坐高千穂宮二而  
あり「古事記傳」に日向國南方村と云に神武天皇社とて有其處を皇居  
とせと云なるも信られず云云高千穂宮は猶大隅國に在べき事疑なし

○堤野

牛牧  
〔名馳〕  
堤内郷  
〔所在地〕  
堤村

○梅濱寺

〔延喜式〕に日向國堤野牛牧あり、堤野は都々美奴とよむべし、名義は長堤など有て  
負せたるべし〔式〕の河内國茨田郡堤根神社なども其例なりさて此牧は當郡堤内郷にあるべし此外に似つか  
はしき地名ものに見えさればしばらくこのところに擧てのちの考をまつになむ  
此堤内郷は五郡一歌に見えたれば今は絶たむしられず、重て「村名帳」を考ふるに諸  
縣郡小林郷の内に堤村ありもし是にても有むか、官道の序をおしてさだむべきわざなり

○聚景寺

〔島隱集中卷〕に和雲夢老題梅濱寺一詩  
村路經過修竹林、梅花名寺間山陰、枝遮隣並四無地、怪物驚人造化心、  
とあり、「彦山人云」飲肥内に梅濱と云處あり海邊にして梅に名ある處なり〔寛慶  
々領主に梅を献するに依て  
梅が濱の名ありともいふ〕  
○聚景寺  
〔島隱集上卷〕に文明己亥云云呈聚景主盟湖月翁  
伊水城東聚景園、梅花院落去敲門、連詩坐對風霜榻、春在吟翁胸次温、  
○官河新橋  
〔島隱集中卷〕に官河新橋  
只尺朱門千里程、招君此日待橋成、官遊不借凌波襪、板面初霜履有聲、



所在地

官河とあるは飢肥にあるか

○肥水

〔島隱集中卷〕に文明悦公典藏俄有東行告予曰我在東州而受知於阿蘇某公年久矣彼公赴肥水之役兵務爲急我豈可忍默坐而思之乎故爲飛錫云予感其言一作二章以壯行色

島陰花落小僧園行色忽々感有言舊識高官肥水役夢和風雨遶轅門肥水是宮崎郡北方村神社の西に有る事同書に見えたり〔國人云〕九月廿八日祭にヤブサメあり一時に七十疋をくらぶる由云へり延岡領なり下北と云處に延岡役所あり

○伊水重て考ふるに伊水は薩摩の内なるべし

〔島隱集中卷〕に伊水途中遇雨偶作

吟騎瘦馬擁囊衣、村路雨昏烟又微、今歲民飢家乏食、境中喜見麥人肥、

○日州城寺

〔島隱集〕に文明次中晉緇郎試翰韻

山開一寺日州城、啼鳥護林多喜聲、準擬緇衣新禮樂、陽春調是奏清平、

○沙汰寺

所在地 景清の墓 丸姫の墓 景清の墓 逆髮姫の墓 生目八幡社

〔名義〕

諸縣君泉媛 諸縣君祖 御刀媛 髮長媛 諸縣君牛

日向國宮崎郡沙汰寺は〔彦山人寬譽云〕宮崎郡沙汰寺は下北方村にあり、さて此寺に景清、墓同女人丸姫、墓同じ寺景清の琵琶ありしを沙汰寺の隣處盲僧持來之由申傳へ侍る、逆髮姫の髮掛の松是より六町北にあり、〔國人云〕是は生目八幡社を云、延岡領宮崎郡下北と云處に生目八幡社あり、三月九月十七日に大祭あり日事を祈る人月々に諸國より來たる人多し

○諸縣郡上

〔延喜式〕に日向國諸縣郡あり、〔倭名鈔〕に日向國諸縣、牟良加多とあり、縣は阿加上の長に阿のひきあるに、名義は多くの縣ある處にて負せたるべし縣は上田の意にてよりて阿なほふきたるなり、名義は多くの縣ある處にて負せたるべし縣は上田の意にて島を云名なり縣事は〔對馬志中卷〕二丁に委くいふべし、五郡の歌に諸縣や八代、須志、田綾、穆佐、眞幸、庄内、志布志、大崎〔景行天皇紀〕に十八年三月天皇將向京云云諸縣君泉媛依獻大御食而族會之、〔舊事紀七卷〕に豐國別命日向諸縣君祖此舊事紀の說いささか心得ぬ事あり〔景行紀日向國高屋宮事件〕に其國有佳人曰御刀媛則名爲妃生神國別皇子是日向國之始祖也とありされは〔舊事紀〕の方は日向國造之始祖と云事を傳へあやまりて諸縣君祖としたるか〔景行紀〕に諸縣君泉媛といふ事見えたればそれより先より三諸縣君といふものはありしなるべし、〔應神天皇紀〕に十一年、是歲有奏之曰日向國有孃子一名髮長媛即諸縣君牛諸井之女也、是國色之秀者天皇悅之心裏欲覓〔同一書〕に日向國諸縣君牛、仕于朝廷二年既老者之不能仕、仍致仕退於本土則貢上己女髮長媛始至播磨時天皇幸淡路島而遊獵



日向の風俗

大雀命の歌

古波陀

之於是天皇西望之、數十麋鹿浮海來之、便入于播磨鹿子水門、天皇謂左  
 右曰其何麋鹿也、泛巨海多來、爰左右共視而奇則遣使令察使者至時見皆人也、  
 唯以著角鹿皮爲衣服耳、問曰、誰人也、對曰、諸縣君牛、是歲者之雖致仕不  
 得忘朝、故以己女髮長媛而貢上矣、天皇悅之、即喚令從御船、是以時人號  
 其著岸之處曰鹿子水門也、凡水手曰鹿子蓋始起于是時也、  
 月天島淡路島遊獵時、海上大鹿浮來則人也、天皇召左右問曰、我是日向國諸縣郡牛也、  
 皮著脫而年老雖不仕、尙以英忘天恩、仍汝女長髮髮賣也、令榜御船、因之此波曰鹿子水門、  
 記中卷、應神天皇、日向國諸縣郡君之女名髮長比賣、其顏容麗美、將使而喚上  
 云、太子大雀命歌云、  
 美知能斯利、古波陀表登賣遠、迦微能基登、岐許延斯迦母、阿比麻久良麻  
 久、  
 又歌曰、  
 美知能斯理、古波陀表登賣波、阿良蘇波受、泥斯久袁斯叙母、宇流波志美意  
 母布、  
 など見えたり、さてかの大雀命の御歌は此郡の事にはさばかりえうなき事ながら、  
 此歌をば此處につけて、古波陀とあるは諸縣郡の地名なるよしはれつれば、  
 賣生御子波多毘能大郎子亦名、大日下王次波多毘能若郎女亦名、長日比賣命亦、

〔傳説〕  
 ○大嶽  
 地名、土  
 産、地味、土  
 郷、保庄  
 の敷、宇佐宮領

〔方位〕

廣袤

板橋島  
 板橋現  
 板橋の馬

名若日下部命、常足按ずるに、波多毘能大郎女をうむ事の見えたるは泉、長媛の事と一ツにな  
 郡の大嶽は「倭名鈔」に諸縣郡、財部・縣田・瓜生・山鹿・穆佐・八代・大田・春野、已上  
 な「國牒殘篇」に諸縣郡土地中肥、民用不少、出杏李桃梅棗柿等、また「古老傳」云、此  
 名、惟縣耳、故云諸縣と云事も見え、郷拾貳所保庄參所、已下虫喰とあり、坂本、枝、の五郷をのせられ  
 たれど後人の誤合なる事明らかし、郷拾貳所保庄參所、已下虫喰とあり、坂本、枝、の五郷をのせられ  
 坂本、は村名に聞えざる處なれば、はぶきぬ、「宇佐大鏡」に日向國諸縣郡本庄號、諸縣庄、  
 起請定田、柏原別府起請定田、長峯別府起請定田、細江別府起請定田、上宮  
 收納使分名田、諸縣庄、内伊佐尾・富松・叡田、方位は「輿地圖」に因て按ずるに、東、方  
 は宮崎那珂の二郡にとり、南方は海又大隅國肝屬郡にいたり、西方は大隅國贈於  
 郡又桑原郡又菱苜郡又出水郡又肥後國玖麻郡にたらなり、北は玖麻郡より當國兒湯  
 郡にいたり、南北三十里余、東西ある處は十五六里ある處は十里又七八里ばかり  
 もあり、郡中山多く水田すくなく、又郡中に川あり、此川宮崎郡を流れて、去川、東方海に  
 いる國中第一の大川なり、其源霧島山の南又北より出て二十里をへて海に、此川  
 にいたりては川舟のかよひある川なりといふ、又此郡の内にて、さき高瀬をつくりて物をば、  
 ら多くて水の行こと早ければ舟をそなふ事多しといふ、又此郡の南の海中半里ばかりに板橋、  
 とてめぐり一甲ばかりの島ありて板橋といふ、島の多く生たる地なれば、  
 権現社とあり、又めづらしき草木など生る處なりといふ、「古事記傳」に薩摩國に板橋島ありと云は、  
 此島日向の内ながら薩摩の殿の領地なれば、  
 板橋、馬、又「北山抄」など、板橋毛、車と云事あり、「枕冊子」にびるうげの車とかけり、  
 ものには常足も見たり、板橋の葉に似たり、板橋子と云は、是の實を云か、又此郡の北の方肥後國玖麻郡にさかへる







新茅 怪異 寔石 四島神社 花家寺 坊

伊那那岐大神の御 阿波岐原 所成神名

(出通鑑)近世島津鏡(カ)依後新造配立之(國柱謂)義久者先於龍伯也... 日向之三(諸縣郡上) 七四

○橋小門

〔古事記上〕伊那那岐大神の御... 原而禊祓也、於是詔之、上瀨者瀨速、下瀨者瀨弱、而初於中瀨、墮迦豆伎而... 男命於是洗左御目時所成神名天照大御神、次洗右御目時所成神名

〔名義〕

小門橋

諸尊所成神

八尋鱈

火折尊

住吉大神

和歌

小門郷

月讀命、次洗御鼻時所成神名建速須佐之男命云とあり、橋小門は多知波奈乃... 衰度とよむべし、名義は古に橋樹の多く出たりし處などにて負せたるか... 此二門潮既太急、故還向於橋之小門而拂溜也、于時入水吹生磐土命、出水吹生大直日神、又入吹生底土命、出水吹生大綾津日神、又入吹生赤土命、出水吹生海原之諸神、矣、〔同書〕火折尊海宮に老翁曰勿復憂吾將計之、計曰、海神所乘駿馬者八尋鱈也、是豎其鱈背而在橋之小戸、吾當與彼者共策、乃將火折尊共往而見之、〔神功皇后紀〕香椎宮に云、對曰於日向國橋小門之水底所底而水葉稚之出居神、名表筒男中筒男底筒男神之有也と見えたり、又〔新後拾遺集〕に津守國重

橋の小門の潮瀨に顯れて昔ふりにしかみぞこの神 又〔兼國百首〕に

橋の小門の御祓を初にて今も清むる我身なりけり

などもあり又〔圖牒殘編〕に兒湯郡橋小門郷是即伊弉諾尊拂汗濁之地也、土



地味、生  
所在地

[按]

肥中肥、民用不多、公穀九十一丸、假粟四十七卷、ともあり、肥中肥の説、例のうけがたけ  
まつの考をさて「古事記傳」橋小門、日向國に此地物に見えず古は大隅・薩摩  
の地までをかけて日向と云るを其國々にも凡て見えず今も聞ゆる事なし、されば  
日向とある日向國の事ならば後に此地名は失つるなるべしといはれき(常足按)する  
こゝに日向とあるは地名にあらざり且日向のさしむかふ處をさしていふと云説あれ  
どすてに「神功皇后紀」に日向國橋小門とあるうへは地名なることうつなしし  
「常足云」是は一わたり  
の地名と事かはりて深き子細のある處なればいくたびも彼國人などにたづねて  
聊にても似つかはしき地名もあらばかきしるして後の人の考へに備へちかまほし  
さわざになん今は「山陵考」説に因て暫く此郡内に擧つ次の件考  
ふべし

○橋原

[訓義]

名義

和歌

橋原郡

〔書紀一書〕御成の件に云往至筑紫日向小戸橋之橋原一而被除焉、とあり、橋原は阿  
波岐波良とよむべし(古事記)の方に阿波岐原とあり又「書紀」に橋原とかきて此云阿波岐とも  
わる、名義(古事記傳)六卷の四に橋原、是も地名にはあらて松原檜原柳原柞原などの  
類にてたゞ此木の多く生たる地を云るべしとあり(和名抄)に説文云橋、梓之屬也(口  
也見爾雅注)とあれば此樹は今世に阿平木と云本紀私記云阿波木、今按又爾雅云一名  
物にはあらじなほよく尋ぬべしと本居翁は云れきさて「續古今集」に卜部兼直

〔圖牒殘編〕に兒湯郡橋原郷、是即伊弉諾尊拂清汗濁給之時、住吉神所出之地

地味、生  
神武天皇  
降臨地  
佐野權現  
社  
神代宮  
諸縣被除  
の跡  
諸宮  
橋の波り  
小戸の三  
小戸大神  
宮  
北山明神  
住吉社  
住吉三社  
大明神  
橋跡  
橋嶽

也、土地下肥、民用少、公穀七十二丸、粟三十四丸なども見えたり〔圖牒〕に兒湯郡と  
た、さて(山陵考)に葺不合尊妃玉依姫皇子狹野尊(神武御  
幼字)誕聖於日向國諸縣郡高城此  
地有佐野權現社一即祀神武天皇也天文中奉遷同郡高原郷由是觀之則出見尊葺  
不合尊並都今東霧島之地也古事記曰在高千穂宮者正相合矣或謂今郡城等  
地此其處、然日本紀所謂伊弉諾尊往至筑紫日向小戸橋之橋原一而被除焉然則都  
城橋原、被除之遺跡而諸尊所都之墟也小戸橋等之名在予今一云云とあるに依て暫く  
者炳焉考證別有説  
此處に擧て後考をまつになん〔諸縣郡〕社家宮永氏云宮崎郡中村と上之町との間のわたり古は  
は赤江の邊なり、又上之町のすこし北邊に小戸大神宮北山明神社ありそれより北に三里ゆけば住  
吉社あり是らも由ありて聞ゆといひおこせしかどなほ諸縣郡の方と定むるが親しくお尋ね思はるればまつ  
こゝに又「諸縣郡事記せる物」に住吉三社大明神右者日州諸縣郡爾而候得共、隅州  
境州、塚故靈跡隅州之内爾毛相懸候爾付、隅州會於郡末吉郷從、致支配則住  
吉明神之本社爾而候、橋原橋明神社有之候、右靈跡之義日本紀并神考、釋  
日本紀爾毛筑紫日向國橋原爾出現之趣委敷相見申候、小戸池、橋嶽、其外上津  
瀬・中津瀬・下津瀬等之舊跡有之候、是皆右之神書爾相見候靈跡爾而此地從神功皇  
后攝津住吉爾遷宮有之候由申候、神祇長官卜部朝臣兼吏右住吉縁起被記置  
候云とあり是は有馬氏が  
書おこせし也是もむげに近き世のものとは見ゆれどよしありげに聞  
ゆ、なほひときは委しく記して考にそなへちかまほしきものなり、上津瀬云の名殘又  
卜部家の定めなどい



住吉山

ふ事はすこしうとまじきこちもすれど楯楯など實にあらばなつかしき物なり(奥地圖)などに會於諸縣の堺に住吉山と云が見ゆる處とは別か、是は小山(と云)きこゆ

○夷守の驛

名義 兄夷守 弟夷守 羅森山 羅森村

〔延喜式〕に日向、國夷守、驛あり、夷守は比奈毛理と訓ふべし〔和名鈔〕に越後國頸城郡、名義は〔景行天皇紀〕日向、國語に十八年三月天皇將、向、京、以、巡、狩、筑紫、國、始、到、夷守、是時於、石瀨河、邊、人衆聚集、於、是、天皇遙望、之、詔、左右、曰、其、集、者、何、人、也、若、賊、乎、乃、遣、兄、夷、守、弟、夷、守、二、人、令、覲、乃、弟、夷、守、還、來、而、諮、之、曰、諸、縣、君、泉、媛、依、獻、大、御、食、而、其、族、會、之、とあり此二人の名に因て負せたるべし 又夷守と云處にすむによりてもへど此 人の者は夷の地を守る人なればたゞに兄夷守・弟夷守と名の如くに 人の名にも負せたるかともおとなへたるなるべし夷守といふ地名は筑前の内などにもありなほよく考ふべし(彦山)人云(諸縣郡小)林郷の内霧島山につゞきて羅森山とてえもいはず高くそびえたる山あり其麓を羅森村といふ此村は南西方村の内なり都城の方より肥後國玖麻郡にいたるにも此邊道筋にあたるなりといへりさなほくはしき事は次なる石瀨河のくだりに云を考ふべし

○石瀨河

所在地 (名義)

〔景行天皇紀〕に於、石瀨河、邊、人衆聚集、とあり、石瀨は伊波世とよむべし〔後名抄〕磐瀬、伊波世、名義は川瀨に石の多き處なるべし 諸國に多き地名なり、〔彦山人云〕景行天皇紀なる石瀨河は日向國諸縣郡羅森村の東一里にあり此河源は當郡霧島・クロソソ兩大山のしたじりと聞えて其間より流れ出て東北に流れて宮崎郡をへて東、方海に入る其

赤江川 去川

猿瀨川 一脫

〔泉媛〕

間二十里ばかりもあるべし又云石瀨川の水、海に入る處を赤江川といふ宮崎郡に入りては去(サリ)より上は小舟にて數里諸縣郡都(城)までいふ今も去川の下赤谷のあたりまでは川船の行かひある處なり赤谷よひはやみたりき都(城)よりは北、方に流れ石瀨川は南に流れて二、流、一、つ、になりて宮崎郡に在るなり、さて佐土原の方より來る道筋二つにわかれて夷守に到る筋は石瀨河を渡る 此方、北、方、へ、通、り、て、大、隅、に、入、る、又、高、原、に、到、る、人、は、石、瀨、よ、り、一、里、ば、か、り、下、流、な、る、猿、瀨、川、を、わ、た、る、此、方、は、キ、リ、シ、マ、の、南、を、と、ほ、り、て、大、隅、に、入、る、な、り、さ、て、石、瀨、川、は、夷、守、の、あ、た、り、よ、り、よ、く、見、わ、た、さ、る、處、な、り、見、わ、た、す、處、は、一、里、ば、か、り、な、り、往、來、の、す、ぢ、は、す、こ、し、北、に、ま、が、り、て、ゆ、く、石、瀨、を、て、一、里、十、三、町、ば、か、り、あ、り、〔常足云〕此石瀨川のほとりにて大御食奉らんとせし諸縣君泉媛と云は高屋、宮の件に見えたる御刀媛をいふなるべしいかにといふに此諸縣君の祖とある豊國別皇子はかの御刀媛のうめるなりされば諸縣君と云事を逆のぼせて御刀媛にも負せたるなるべしされば此泉媛といふがかの御刀媛ならては其名を負すべくもあらず豊國別皇子諸縣君の祖なる事は舊事紀に見えて此上卷の二丁のちもてに出せるが如しさて彼天皇六年をへて都におもむかせ給ふ時此國にしてうみ給へる皇子はやがてこの國造と定めて御母御刀媛とともに此國に留め給へるならんかれ御刀媛名残ををしみ奉りてかく目だたしきわざをもし奉りたるなるべし(春樹云)御刀媛と泉媛とを同人なりといふ説うけがたし御刀媛は泉媛の娘なるべししからざれば天子の御妃となりて皇子までをうみ奉る人の大御食奉らんとする事を

泉媛異説



しろしめさぬ事やあるべき、母子異處に居たりと聞ゆれば御妃の母の御食奉らんとするをしろしめさぬ事はありもすべし泉媛を御刀媛の母とさだめても諸縣君といふ名をさかのぼせて負せたりといふ考にはさまたげある事なし青柳大人云春樹か説おもしろし

日向之三(那珂郡宮崎郡諸縣郡上)終

日向國四卷

○諸縣郡下

○霧島山

〔朝野群載一卷〕花山法皇に沙彌性空者東京人也云云二十七加首服後從母到日向國三十六家遂出籠霧島山讀誦法華日夜無餘念、山菴幽寂、無四隣、日供絶盡、殆及數日、此時經卷之中得糲米三十許粒、又爨之下有煖餅三枚取而食、經數日唇舌猶有甘氣、此後鉢屢空齋儲藥日然無飢苦、數年後去霧島更住筑前背振山、元亨釋書十一卷釋性、年三十六出、尋人跡不至鳥音不聞之深山、乃往日州霧島結廬而居、阿彌殘篇に見湯郡喜理島郷土地中肥、民用不<sub>レ</sub>少、公穀八十九元より<sub>レ</sub>錯など見えたり、又三才圖會に日向國霧島山東西有二峯、而其間六里許、最高山、其頂常燃起、八町上有禪寺、夏月映山紅、山石榴之花盛而美景絶、言語呼此樹名霧島多移、栽于諸國、蓋當山日向地隸薩摩領、故以爲薩摩霧島、自西霧島至大隅正八幡四里、又同書に花堂一里、東霧島山、三里半、荒川二里半、西霧島一里半、大久保、〔古事記傳〕に霧島山は霧山とも云て東なる峯は日向國諸縣郡西なるは大隅國贈於郡なり東なる峯殊に高くして鋒峯といふ頂に神代の逆矛として立り詣者是を拜む語傳て曰伊

沙彌性空

喜理島郷

東、西霧島峯

薩摩霧島

霧山

鋒の峯











りな

○水俣驛

〔延喜式〕に日向、國水俣驛あり、水俣は美那萬多とよびべし、名義は二流合流るゝ處なるべし〔和名抄〕に肥後國「太平記二十三卷」に島山治部大輔がいまだ宮方には隨はて楯籠、たる六笠、城を攻むとて菊池肥後守武光五千餘騎にて十一月十七日肥後、國を立て日向、國へぞ入ける道四日路が間山を越え川を渡りて十一月十日より矢合して島山治部、大輔が子息民部少輔が籠、たる三俣、城を晝夜十七日が中に責落して敵を討事三百人に及べり島山父子懇切たる三俣、城を落されて叶はじとや思ひけんつめの城にもたまらず引て深山の奥へ逃籠、ければ菊池今は是までとて肥後、國へ引返す、「彦山人云」古戰場記伊藤島津兩家合戦の件に高城の内水原に陣を取ると云事見えたりさて高城と云は諸縣郡の郷名なれば此郷の内を委く尋てば今も水俣と云名の残れる處もあるべし「實明云」諸縣郡去川、關の南三里の山路を経て莊内高城に出る道あり其所に三俣といふ所あり古は川三俣に流れたりといふ三俣千町と云傳ふ去、川の川上なり都、城に近し霧島山の卯辰なるべし佐土原より都、城へ通るに大河あり番所あり薩摩侯の守る所なり〔常足云〕此水俣、驛は何、方より何、しに通る時の事もありましししておかまほしきわざなり

〔名義〕古戰場

六笠の城

三俣の城

つめの城  
所在地  
三俣千町

○救麻驛

〔延喜式〕に日向、國救麻、驛あり、救麻は久萬と訓べし、名義は肥後國球麻郡につゞきて古の熊襲の地などにて負せたるか熊襲の事は委しく〔肥後志下卷〕球麻郡郡の内〔肥後志下卷〕球麻郡に擧たるは慥なる證といふものなけれど上にも云る如く當郡眞幸の加久藤より肥後國球麻郡にかよふ官道の筋古くよりある事と聞えなればしばらく此處に擧て後の考をまつになん〔印本〕に當磨田、救○石田驛

〔名義〕

〔所在地〕熊江

クマンボ

石瀬

〔名義〕

〔延喜式〕に日向、國石田、驛あり、石田は伊波多とよむべし、名義はまだ考へず、諸國に名なりさて此驛を此郡の内に出せるもたしかなるあかしといふはなけれど此郡に石瀬といふがあたり古より名高き處なれば石といふ名のちなみに因て暫く此處に擧て後、考をまつになん〔印本〕に當磨田、救○財部

〔和名抄〕に諸縣、郡財部、郷あり、財部は多加羅倍とよむべし、名義は財部、姓、人の住、りし處と聞えたり〔和名抄〕に筑前國諸縣郡「彦山人云」諸縣郡財部郷今は三村となれり又大隅國贈於郡にも財部と云處ありそは此郡なる下財部となれり又兒



湯那にも同名の地ありそは高鍋とも云なり

○縣田

〔和名鈔〕に諸縣郡縣田郷あり、縣田は阿賀多とよむべし、〔續紀一卷〕に文武天皇四年六月田を云か、〔圖牒殘篇〕に諸縣郡縣田郷土地中肥、民用不少、公穀七十七丸、假粟三十八丸、とあり、〔九州圖〕を按ずるに那珂郡福島の西のつゞきに西方・北方・南方と云所あり是西縣・北縣・南縣なるをかく書來れるなるべし土地は諸縣郡にさかへり又諸縣郡小林郷の内にも南西方□□□と云もあり、〔東鑑廿四卷〕に縣、佐藤四郎と云も見えたり

○瓜生

〔和名鈔〕に諸縣郡瓜生ウリツブ字利布乃國加用野字とあり、名義は古に瓜など多くつくりたる處なるべし、地理いまだ考へず瓜生村は宮崎郡の内にして諸縣に近し

○山鹿

〔和名鈔〕に諸縣郡山鹿郷あり、山鹿は也萬加ヤマカと訓べし、名義は鹿に由ありて負せたるべし、〔肥後山鹿郡温泉記〕に古へ山中の鹿此處に來たり身をあたむ、郷地いまだつまびらかならず、〔圖書編〕に薩摩州羊埜高ヤマカまた羊埜高とあるも此山鹿をいふか、すべてかのふりに大隅サツマの事はいりみだれて書り間には日向の地名もまじれり

○穆佐

羊埜高  
羊買高

〔名義〕  
瓜生村

〔名義〕

羊埜高  
羊買高

古戰場

六笠の城  
の戦

三侯城

〔和名鈔〕に諸縣郡穆佐郷あり、穆佐は牟加差ムカサと訓むべし、名義いまだ考へず〔九州圖〕あり、〔太平記三十三卷〕に延文四年今年、赤筑紫の探題にて將軍よりおかれたりける一色左京・太夫直氏・舍弟修理太夫範光は菊池肥前守武光に打負て京都へ上られければ小貳・大友・島津・松浦・阿蘇草野に至るまで皆宮方に隨ひなびき筑紫九國の内にて只島山治部・大輔が日向・六笠城に籠りたる計を將軍方とは残りける是を無沙汰にてさしおかば今將軍の逝去に力を得て菊池いかさま都に責上らんと覺ゆ是天下の一大事也急討手の大將を下さては叶まじとて故細川陸奥守顯氏の子息式部大夫繁氏を伊豫守になして九國の大將にて下されけるとあり、繁氏は讃岐にて病死せり、〔古本九州軍記一卷〕に延文三年十一月中旬菊池肥後守武光は島山治部大輔が籠りたる日向國六笠城を可攻とて五千余騎にて肥後國を立日向國へぞ向ひける行道四日路山を越川を渡りて行前は嶮岨跡は難所にてそ有ける小貳・大友・菊池が催促に應じ豊後の國中に打出勢汰して有しが菊池をやり過して大友氏晴旗を擧て豊前土菊池が催促に應じて參る道を塞ぎ肥前刑部は筑後土菊池が召に従て馳る道を指塞ぐ菊池前後の大敵に取込られて籠の中の鳥網中の魚の如く也菊池云云事ともせず十一月十日より矢合して島山治部太輔が籠たる六笠三侯城を夜盡十七日が内に攻落し敵を討事三百人も菊池今は是までとて肥後國へ引返す、〔彦



山、人云) 諸縣郡穆佐郷今三村となれり

○八代

〔和名鈔〕に諸縣郡八代郷あり、八代は也都志呂とよむか又也志呂とよむか國人に尋て定むべし〔肥後國八代、夜豆志呂と云もあり又〔姓氏錄〕に道守朝臣波多朝臣同祖武内宿禰、男八多宿禰のすめり、(ハタ)八代宿禰之後也とあり是はヤシロとよむなるべし此郷名もヤシロならは八代宿禰なるべし、〔彦山、人云〕諸縣郡八代といふは今も此郡高岡郷の内に八代村とてありサツマ領也又〔ある説〕には今倉岡と云處古の八代なりとも云へりき、〔實明云〕いにしへに八代氏のすめりし所なるよしひ傳へたり是より西は法華岳東はさどはら・高鍋へ通る道あり〔上田氏國圖〕を按ずる

○大田

〔和名鈔〕に諸縣郡大田郷あり大田は於保多とよむべし〔武藏國埼玉郡太田於保太などなほおほし、名義は大田姓人の住めりし處なるべし〔兼行天皇紀〕に日向、髮大田根生、日向與津、泉子と地理の事はいまだ考へず〔實明云〕諸縣郡の内に大田なし宮崎郡に大田村あり今は中村といふ町家又は農家あり飢肥より佐土原へ通る官道あり赤江川のわたり口向は上之町といふ古此處を橋のわたりといひし由也今は延岡の領内なり

○春野

〔和名鈔〕に諸縣郡春野郷あり、春野は加須加乃とよむか〔丹波國氷上郡春部加須加倍など見たり、名義地

所在地 大田村  
橋の渡

〔名義〕

八代姓

倉岡

所在地 八代村

〔名義〕

〔訓曉〕

理ともいまだ考へず、追考〔姓氏錄〕右京、諸蕃、波斯氏、春野、連同祖速古王、孫比流王之後也重て按ずるにかすがのとはよみがたし波留乃とよむべし〔萬葉集の哥〕にみつゝ思ふな巨勢の春野をとあるも同事なるべし

○島津驛

〔延喜式〕に日向國島津驛あり、島津は志摩都とよむべし、名義は海邊か又は川島などに因て負せたるか〔陸國信太郡島津、郷初に居給へりし處なるべし、〔海東諸國記〕に薩州時久へ、丁巳年遣使來朝書、三冊薩州島津、薩州朝島津を云、島津姓は〔東鑑〕を初め軍記どもに多く見えたり、〔本朝高僧傳十六卷〕に釋顯意字道教俗姓平氏薩州島津、人曆仁二年生、僅及三二歳、其父出家、母携涉肥前州とあり、〔宮永氏云〕諸縣郡都、城、城地今の郡元村古此處を島戸といひ又島田とも島津とも云し由なり是古の島津驛なるべしと云へりき、〔又云都、城に島津、家族北(ホン)て三萬、千石を領せり、

○去飛驒

〔延喜式〕に日向國去飛驒あり、去飛は佐里等毗とよむべし〔又ハサルトビ、名義いまだ考へず、〔宮永實明云〕去飛は諸縣郡去川の邊にはあらぬか、同郡に去川、關あり佐土原より都、城に行く道に去川あり大河ありて其處に關あり薩摩侯より是を守

〔訓曉〕 所在地 去川關

釋顯意 所在地 島戸

〔名義〕 島津姓



らせらる是より南方の山路三里をへて三俣ありと云へりき暫く此説によりて此處にあげつ

○志布志

〔武備志日本考〕大隅薩摩の件云山川港志武志内浦根古庄内とあり、名義いまだ考へず對馬に舟志と云所あり、〔圖書編五十卷日本國序〕に大隅之西爲薩摩横直皆三百六十里爲三起麻子配爲三起地爲三起國とあり、審字書は志布志とよむべし里爲三起頭馬里爲三起哥里爲三起市米爲三起仙登爲三起審字書とあり、日向國諸縣郡に今志布志郷あり地圖をみて田布施ならんかと思ひたれどなほさにはあらじ、日向國諸縣郡に今志布志郷あり地圖を按するに當郡西方より大隅國串良に通ふ道筋にして南海に近し〔孝丸云〕シブシの東五里斗に檳原住吉三津に安樂村あり〔温泉記〕に薩摩國安樂湯云は是處にはあらぬかなほ考ふべし、序に云〔志布志記〕に百堂穴と云物あり上安樂村、岩戸の邊なり古は此川、向ひに百堂とて堂ありしを破壊に及びて其本尊を此穴、中に入置たりと云今は木像朽損して目かげ鼻落また手足胴など崩れて何ともわけがたき物何百千と云數をしらず又此内に觀音もありしにや三十三番順禮の禮所也此穴に火をともしで入るに其奥かぎりをしらず、此上の村を岩戸門と云岩戸に觀音堂あり聖德太子の御作のよしにて祕佛なり  
○志布志野邊氏の事を考ふるに古は大身なりとさこえたり種々島の元祖肥後守信基五代孫中務左衛門時基はじめ女子有て男子なし是に依て志布志の野邊又太郎を

審字書

所在地

安樂湯

百堂穴

札所

岩戸の觀音堂

野邊氏

野邊又太郎をうたしむ是に依又太郎が妻志布志に至て又野邊氏の妻となる男子うむ是を野邊左衛門尉盛純と號すさて種子島時充の妻は志布志の野邊肥後守盛忠娘なり此腹に對馬守賴時をうむ賴時肥後國に至りて貞治五年四月十六日菊池合戰の時日岡に於て戰死す一子あり左近將監清時と云されば清時は時基の曾孫盛純は外孫也盛純十八歳の時外祖父時充に見參のため種子島にわたる時充寵愛の餘り種子島の内を盛純に遣はすべき由いへる風説ありて清時城の濱と云處にて遠矢を射て遊はんと盛純をいさないて是を殺す其靈たゞりをなすに依て若宮社とあがむと云此事家譜の内に見えたり

檳榔島  
土産

○檳榔島、湊口より二里あり島のめぐり一里餘あり此島三方にまたがりて怪岩異木綠竹あり風景詞にのべがたしことさらに檳榔木多し此木の若葉を収てうちには作り又笠につくる名物なり又蓑笠苦等にも作るなり此島魚貝の類多し濱にはねいり子、大鱈、長さ六七尺瀬方には、鱧、ひきの魚、しらべたはめ、あら、いぎす、ぬめりこ、めばる、ふかの魚、座頭袴、かざらぼこ、鳥賊、鯛、もはみ、見性菴、赤ばち、青ばち、こめのしらぢ、すりぎざめ、黒魚、海月、さだ龜、すつぼん、磯ものには、あはび、かき、さぐえ、なからめ、甲海老、赤貝、毛貝、しつび貝、磯椎、からす貝、赤螻、黒



檜御前  
の社

尊昭僧正  
尊有  
柳尚の野  
邊氏

蜷、長者蜷、くずま、床ぶし、蝶々貝、釣貝、赤辛螺、目たぐれ貝、黒雲丹、白うに、な  
ど其數あげてかぞへがたし

○檜御前(社)山口六社、内にして島の頂にあり天智帝二后の嫡女乙姫宮にして  
祭禮は正月申、日なり

○〔志布志記〕に鳥津陸奥守忠國公之時永享十三年將軍義教公の御舍弟峨嵯大  
覺寺、門主義昭僧正尊有と云ふ人逆心により日州に下り櫛間野邊を頼ませ給ふ此  
野邊と云は武州七黨にて横山黨也小野姓にて武州榛澤郡野邊郷地頭職たる  
に依て野邊と號す其後日州櫛間院地頭職を下され直に櫛間に居住あり櫛間并偶  
州深河院其外方々致知行大臣となる平重盛の七勇士佐守實之子孫野邊の養子と  
なる夫より平姓に改めたり此野邊かひくしく御請申て大覺寺殿を隱置たり將軍  
此事を聞給ひて義教公より尊有をうつべし由忠國公に仰せらる是に依て新納并櫛  
山美濃守孝久山田出羽守忠尚北郷肝付本田の人々を大將として日州に發向す嘉  
吉元年三月十三日僧正櫛間の永徳寺にて切腹あり僧正の坊官別垂讚岐坊空善殉死  
せり鹿屋周坊介忠兼人道玄兼牧氏らと尊有の首を將軍家に獻せしかば其賞として  
琉球國を給はり鹿野屋野邊牧之子孫志布志郷に居住せり其後將軍家より日州半  
國御借り入にて伊藤土持等居城せりと云然れども志布志は薩摩領にて新納家代

薩摩領

々の領地なりけるに天文七年新納氏志布志を没落して鳥津豊後守領地となる夫よ  
り外城となる也其節平田邪筈院恒吉關有川有馬牧瀧口上村間世田國分辻川  
俣赤崎若松肥野尾木原河田海江田土持酒勾稻津肥後小原犬木池田東坂黒  
田等の人々は是を守る

○志布志

〔鳥隱集上卷〕に文明戊戌八月二十八日到志布志之舟中秋熱困人水程其遠作詩  
述懷

海門潮落櫓聲忙、八九家村欲夕陽、殘暑困人推不去、扁舟兀坐水程長、

○大覺寺殿塚

〔鳥隱集上卷〕に文明戊戌八月二十九日拜大覺寺殿塚

貴家兄弟玉連枝、雙影韜光天下知、身後朱門花寂々、眼前青塚草離々、河

流迫海風濤激、山氣衝林寒日欲、鳥亦哀吟助愁否、行人垂淚立多時、

次玉洞翁拜大覺寺殿塔之韵

窮達由來勢不齊、朝陽東上夕陽西、秋風吹老紫荆樹、一寸愁胸萬斛泥、

○普門寺

〔鳥隱集上卷〕に文明戊戌菊節前二日與大官藤氏吏部公偶駕小舟而出遊去城

詩

詩



東<sub>二</sub>殆里許遂入<sub>一</sub>普門<sub>レ</sub>塔<sub>二</sub>塔<sub>一</sub>乃日州之勝地也此樂也聊足<sub>レ</sub>以活<sub>二</sub>平生<sub>一</sub>固爲<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>喜因作<sub>二</sub>是詩<sub>一</sub>

白首東西南北客、偶遊<sub>二</sub>此境<sub>一</sub>眼初驚、國分<sub>二</sub>鳥岐<sub>一</sub>二千里、天入<sub>二</sub>滄浪<sub>一</sub>三萬程、菊水傾<sub>レ</sub>盃大官樂、華軒捧<sub>レ</sub>硯小童清、倚<sub>レ</sub>欄立盡月明後、秋寺鐘殘猶數聲、遊<sub>二</sub>普門教寺<sub>一</sub>同<sub>二</sub>玉洞翁之韵<sub>一</sub>

扁舟朝出去<sub>二</sub>城東<sub>一</sub>、路入<sub>二</sub>普門<sub>一</sub>佳境通、著<sub>レ</sub>得詩人<sub>二</sub>故多態<sub>一</sub>、江楓紅映<sub>二</sub>碧波中<sub>一</sub>、袈裟來伴<sub>二</sub>大官遊<sub>一</sub>、海貨蠻珍載在<sub>レ</sub>舟、此景詩人若知<sub>レ</sub>足、半叢<sub>レ</sub>風葦一沙鷗、是日遊<sub>二</sub>普門精舍<sub>一</sub>偶與<sub>二</sub>仙兵禪伯<sub>一</sub>正會詩以見<sub>レ</sub>示雅然有<sub>二</sub>作者之風<sub>一</sub>况繫<sub>二</sub>于門系<sub>一</sub>乎因走<sub>レ</sub>筆賡<sub>レ</sub>韻

馬卷<sub>二</sub>波濤<sub>一</sub>晚來急、怒雷<sub>レ</sub>聲入<sub>二</sub>海門<sub>一</sub>轟、詩人<sub>レ</sub>話句奪<sub>二</sub>天筆<sub>一</sub>、孤客<sub>レ</sub>沉吟挑<sub>二</sub>夜檠<sub>一</sub>、異域業成三十載、故園路熟一干程、爲<sub>レ</sub>君說盡<sub>二</sub>先廬昔<sub>一</sub>、惠日峰高照<sub>二</sub>洛城<sub>一</sub>重次<sub>二</sub>前韻<sub>一</sub>

客裡茅菴少<sub>二</sub>人間<sub>一</sub>、村橋<sub>レ</sub>西路輾車轟、春花雪月三千首、夜雨江湖長短檠、白髮慚吾雖<sub>二</sub>晚達<sub>一</sub>、青雲期<sub>二</sub>有<sub>一</sub>前程、功名競<sub>レ</sub>駕英雄<sub>二</sub>士<sub>一</sub>、鼎國山川多<sub>二</sub>古城<sub>一</sub>〔彦山人云〕普門寺はシブシの内、通、山と云所にあり野井倉村、内也大崎よりシブシに通るみちばたにあり小寺也

所在地

○安國寺

〔鳥隱集中卷〕に匠作殿下寄<sub>レ</sub>扇求<sub>二</sub>詩<sub>一</sub>予將<sub>レ</sub>赴<sub>二</sub>日州安國精舍<sub>一</sub>領<sub>二</sub>主席<sub>一</sub>仍寫<sub>二</sub>小景<sub>一</sub>視<sub>二</sub>檀家<sub>一</sub>云云 戊申元旦隨<sub>レ</sub>例記<sub>二</sub>愚齡<sub>一</sub>

今年六十二<sub>二</sub>禪翁<sub>一</sub>、來沐<sub>二</sub>檀家仁愛<sub>一</sub>濃、安國招提三會曉、花含<sub>二</sub>喜瑞<sub>一</sub>笑<sub>二</sub>春風<sub>一</sub>、之華譜也癸丑之秋<sub>レ</sub>初筵於<sub>二</sub>日南安國之新居<sub>一</sub>相續而會者再也三也茲歲春首予還<sub>二</sub>乎薩之島陰<sub>一</sub>

〔鳥隱集中卷〕に隅州安山主盟雲夢禪師將<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>東京之行<sub>一</sub>待<sub>二</sub>船便於日州南浦口<sub>一</sub>予偶在<sub>二</sub>此向<sub>一</sub>親執<sub>二</sub>土木之役<sub>一</sub>蓋起<sub>二</sub>古寺之廢<sub>一</sub>而謀<sub>二</sub>安國之基<sub>一</sub>也禪師狂<sub>レ</sub>駕來<sub>二</sub>駕坐話<sub>一</sub>之次賦<sub>二</sub>唐律一章<sub>一</sub>見<sub>レ</sub>示以可<sub>レ</sub>擬<sub>二</sub>修鳳之文<sub>一</sub>不堪<sub>二</sub>感謝<sub>一</sub>次<sub>レ</sub>韻命<sub>レ</sub>筆云云 送<sub>二</sub>雲夢禪師東京之行<sub>一</sub>詩云云

萍水相逢西海濱、袈裟吟作<sub>二</sub>遠遊身<sub>一</sub>、來年有<sub>レ</sub>約春風<sub>レ</sub>寺、安國<sub>レ</sub>牡丹花待<sub>レ</sub>人、前朝<sub>レ</sub>宮寺玉樓臺、兵火艸枯春未<sub>レ</sub>回、紅石有<sub>レ</sub>期先祖<sub>レ</sub>塔、雲孫修補待<sub>二</sub>誰來<sub>一</sub>〔彦山人金龍院寬譽云〕日州大平山安國寺は飢肥<sub>レ</sub>城下山川と云處にあり寺は南向にして本尊文珠曹洞宗本山の直末寺にして今寺領二十三石あり尊氏公建立の寺なり

○大陽寺

(此一項今原本ニ見ラズサレド六原本ニ見ダリ)

詩

所在地  
本尊  
寺領



釣雪禪老

〔島隱集中卷〕に文明戊申釣雪禪老者東關之北上野州野ノ字ヲルカ綠人也遊方之次掛錫於薩陽、禪窟玉龍峰殆及三十稔去歲之秋辭龍峯而緬欲問桑梓於万里之外然以風帆不便而留滯于日州於是大陽老禪辱分席於禪窟次慰孤旅之情蓋不忘鄉僧之舊者乎予偶來于是鄉相訪再也三日一出禪餘口號一章求添削被而覽之寔客懷感春者也頗有賈吟佛之風予雖窺一斑於管見不弁其敲推二字孰歟優孰劣祇知明珠之可玩而已次厥韻製一首實慣為客憐客之謂乎

詩

親謁師門德潤身、大陽影裡一天春、十年四海海南客、万里東關關北人、每憶家山雖夢熟、酷憐風景為詩新、半間茅屋牛鳴地、君若卜隣來往頻、〔島隱漁唱下卷〕に哀悼之餘作十絕句謹分大陽寺殿雪溪忠好菴主之十字而各冠篇首前四絕稱厥德行次二絕伸祭儀蓋擬尊文之四法以罄卑誠而已非敢為詩也

大家抗軸世津梁、一戰監場四擊強、山誠威名寒垣外、逼人義氣冷於霜、陽谷春回冬日天、溫然態度憶君賢、一歌一詠瓊花語、東到京師萬口傳、寺開福地万年基、山似青鷹刷羽儀、外護傾誠無限意、金城四繞映湯池、大陽寺號青鷹山殿宇承明臺閣高、出門士卒擁旌旄、金剛峰下浮屠客、破戒衝寒換錦袍、

雪月花前一主人、曩遊回首夢耶真、一朝瓶破雀飛去、誰是百年金石身、溪上無人梅一闌、仙山何地去鞭撻、祇今天府賢良乏、下土求才欲補官、忠臣濺淚雨霏々、白首衰翁共濕衣、殘葉下枝風漸灑、助哀啼鳥近人飛、好事無多惟事多、如何訣別隔山河、萬株松樹兼栽處、知有新墳鎖綠蘿、菴是深山絕谷幽、閑居預約共僧遊、一華欲獻一香後、離落菊殘霜露秋、主山西構案山東、安國鴻基憑我公、須築祠堂千歲祭、子孫從是益尊崇、とあり

○白鳥磯

〔島隱集中卷〕に次之間韻送孤雲

白鳥磯前芦荻秋、吟詩時復上江樓、海南無限好風景、君去從今總是愁、

〔島隱集下卷〕に庚戌元旦隨例記愚齡以希趙古佛之甲子

門外江清白鳥濱、居留上客話方新、栢庭壽算雖過半、五十六年猶幾春、

茲歲洛寺松東飯西堂為官使寓當院

海寺立春

海寺迎春能幾年、留君今喜快詩筵、洪鈞一氣東風轉、吟倚僧欄白鳥前、〔志布志記〕を按するに伊崎田村白鳥六社權現當名の宗廟なり文和元年の勸請にし

白鳥六社  
權現

詩



詩

て九月二十九日祭禮を行ふとあり、白鳥、磯は是を云かなほよく考ふべし

○神武社

〔鳥隱集中卷〕に釣雪禪老寄賀正之新作一語老意工而有晚唐之風韻不堪雀躍次嚴押以爲辭

所在  
祭事  
景清  
領主内藤氏

神武祠西肥水涯、春多安國梵王家、留君好化一郷俗、戸々讀書聲透花、

とあり、神武社は宮崎郡北方村にあり三間社、社地甚廣し九月の祭にやぶさめあり馬

の集まる事三百餘に及ぶ、此社より景清の廟に入丁あり北方にあり是は上北方村にあり、寛永三、景清北方村に流罪の時地方三百町を賜へりと云南方村、池田村、上北方村、下北方村、花島町、江平村是なり、今此地の領主といふは内藤備後守二萬七千石村敷二十四村なり

○長樂寺

○安樂寺

〔鳥隱集中卷〕に旅館秋夕福島長樂寺雅會子居安樂

旅館臨江秋色多、芦花月照白瀾波、雅談終夜忘爲客、霜杵鐘殘長樂坡、

同代人

一遊天末五秋螢、旅館夜深灯火青、客意常々疑有雨、風吹亂葉洒林亭、  
とあり、福島町は宮崎郡にあり、又飯吧と志布志との間、今こゝに福島長樂寺と諸縣郡、  
方なるべし秋月家の領地なり、志布志池を考ふるに兒(チヨ)の松とてありむかし安樂村に安樂院松を印に植て兒の松とよぶし云傳へたり此木今は枯てな  
し其跡に石小祠をたてたり土地は下安樂村にかゝれり

福島町  
秋月領  
兒の松  
安樂院

詩

詩

○西光寺

〔鳥隱集中卷〕に秋寺夜話欽城郡南郷四光寺雅會

寺是城南山水郷、秋堂招客夜分床、君誇西話我東話、葉落僧窓欲曙光、

同代人

殘菊如星離落邊、偶遊寶地謝塵緣、一秋夜話三千首、僧是詩灯第幾傳、  
日向國諸縣郡宮永氏云、諸縣郡金峰山西光寺は曹洞禪宗にして傳教大師の開基なりと云寺領もなく又且家もなし、寛永三諸縣郡綾川中嶽は北俣村の抱人家より三里半にして四間四面飽道なく斧けづりのまゝなり山上にあらず北俣の川上川面の邊西向也庫裡は別により三間半築に七間の家なり養老元年の建立なりと云傳へたり、或人は綾郷は昔能登守範經の領地なりといへば其比初て建立したりしにやといへり

開基  
所在  
本坊  
堂立  
建坊  
綫の那

○安養寺

〔鳥隱集中卷〕に安養從重阿補思親詩來次韻謝其孝心

昏鐘扣月曙鐘霜、細讀佳詩忘夜長、水鳥樹林安養教、好供調膳省萱堂、

○廻浦口

〔鳥隱集下卷〕に小春十有一日與藤攝州赴日州飢城之幕及深更到回浦口而投宿於僧院一作是詩

詩

詩



東行二百里、山川、廻浦城陰繫、夜船、兩度冠來民半散、僧居雖、窄借、床眠、

○都城 ○志和地名也 ○高城城内 ○本宮山 ○牛山 ○亂橋

〔島隱集下卷〕に十有三日入、都城、翌日涉、志和地、十有五日登、高城、信宿下、城假、道於本宮山中、嘗、嶮者非、一况亂橋迫、敵壘、故戒而達、牛山、山乃倭城之邊地也於、是各喜、生存、發、一笑云

數日登臨三五城、肩、輿、勞、僕苦、山行、亂橋上、畔、賊、濠、近、風動、艸、疑、根、伏、兵、〔シブシ記〕天文四年三ヶ國大亂の件に北郷讚岐守忠相は日州都城、城主也とあり、〔日記〕に義久公天正五年攻、落高城石城、九月廿九日義久公知、行之、

○南浦

〔島隱集下卷〕に鳳泉主盟、字、裔、老、禪、師、是、歲、癸、丑、駕、官、船、泊、于、日、州、南、浦、口、小、春、二、十、有、六、日、忝、蒙、狂、駕、於、於、予、之、弊、寺、實、千、載、之、勝、事、也、賦、小、詩、三、章、以、謝、光、賚、之、萬、一、云

○龍川寺 ○白鳥涯 ○安國寺

〔島隱集下卷〕に予頃次、海隅軍城之下、一日過、龍川精舍、主盟、巨川禪老見、相待、尤、厚、剩、以、佳、篇、一、章、爲、謝、不、堪、雅、翫、作、是、詩、一、蓋、一、州、亂、末、平、願、酒、巨、川、之、波、以、爲、洗、兵、雨、不、亦、可、乎

詩

都城城主  
高城石城

詩

白鳥の湯

本尊  
所在地  
殿堂  
開基  
沿革  
寺領  
寺寶  
和泉谷  
古跡  
行程

城下、禪房老作家、巨川吞、海、四、無、涯、錫、端、水、可、洗、兵、雨、春、懶、鄉、村、亂、裡、花、重和三章

江山佳處是君家、眼老蒼波、白鳥涯、細雨弄、晴、詩、興、好、夜、來、淡、月、屬、梨、花、軍城側畔客中家、回首日南天一涯、安國、牡丹君記否、亂來無復舊時花、

〔重政云〕キリシマの北に白鳥の湯とてあり大隅のさかひなり日向の内にして海邊に近し

○法華嶽、藥師

日向國諸縣郡高岡郷眞金山法華嶽寺は本尊藥師如來なり、〔彦山人寬譽曰〕藥師は□□□にあり、村より嶽寺に黒門あり是を、上門前とて町家甘軒許、赤門の處より回廊あり惣て長さ三十間許あり本堂は東向五間四面にして柱は金鉞の磨きなり拜殿は赤漆塗りにして五間四面なり養老二年傳教大師の開基の地なるを其後荒蕪して慶長年中に鹿島福昌寺十八世賢守仲大和尚之再興なりといふ、地は高岡郷、裡寺領七十五石を領、主より寄附し給へり上下の門前の家來是を作る事也、寺寶に和泉式部の琵琶あり又髮掛の柱と云もあり、又和泉谷とて式部が行水の古跡もあり寺より六丁あり、腰掛、松、身投、岳は參詣の道邊なり寺より六丁ばかり西なり、是より公領の次司田へ一里、本城へ一里あり、表にひけるを考ふべし

○志布志



付敷、石  
高仁院高  
救仁院高  
古庄  
古城  
城主の沿

内城

松尾城

〔志布志記〕に日向國諸縣郡志布志十二村惣高一萬二千五百二十石余惣巡三十五里  
 余也傳云古者稱諸縣郡救仁院高濱庄、○古城三所惣巡十四町二十四間其内稱内  
 城二者高四十間、中野久尾、大野久尾、此三丸の外圍一ツにして大堀段六代の太守氏久公島  
 山御退治已後御在城有しと云其後は新納家一所、地と成て新納四郎忠茂迄凡九代  
 の居城せしに天文七年島津豊後守忠朝、郷讚岐守忠相、肝付河内守兼續三大將に  
 て大軍を催し當城をせめらる忠茂降を乞といへども是を聞ず是に依て忠茂當城を  
 没落して伊藤氏をたのみ佐土原に退去せり、天文七年新納家シブン没落後島津豊  
 後守領地となる其後外城となり候節山田・鹿野屋・平田・那答院・恒吉・關・有川・有馬・  
 牧・瀧口・上村・間世田・國分・辻・川俣・赤崎・若松・肥野・尾木・原・河多海江田・土持・酒匂・稻  
 津・肥後・小原・犬木・池田・東坂・黒田等の人數有之候也  
 ○志布志内城は新納家之嫡越後守實久志布志松尾居城之時島山治部太輔修理亮  
 直顯構對陣之故氏久公御發向有之直顯事豊後へ退散せり是に依て氏久公内城を御  
 居城と被成松尾城には元の如く實久をおかる  
 ○シブン松尾城は惣廻り九町十四間高さ廿七間此城曆應年間宮方の大將楡井遠江  
 守頼仲居城して威を振ふ此時同宮方の大將島山修理亮直顯と云もの楡井に威をと  
 られ無念にもひければ薩州山北之軍勢を催し志布志に發向し松尾城に押寄四

方より攻圍ひ此時志布志の住頼仲の一味肝付五郎九郎已に死亡を告ぐ楡井が城兵  
 力を落し殘少く討れ戦ふべきやうなかりければ僅の人數にて城を出大慈寺の境内  
 寶治庵に入て自殺す

○〔志布志一説〕に志布志松尾城は氏久公御居城なりしを新納越後守實久十五六  
 の頃氏久公御養子誓約有て氏久公の名代として救仁院其外の所領を添られ受領  
 官位まで實久にゆづりて松尾城に居住し給へり島山は新納を攻んとてふたゝび薩  
 州山北軍勢を卒し志布志に發向し内城に陣を構て松尾城に對陳して是をせむ氏  
 久公是を聞召てカゴシマを出陳有之志布志に至り島山を攻給ふ島山討負て福島  
 に落て夫より飲肥又豊後に退散す是に依氏久公内城を居城とし給ひ實久を松尾城  
 にこめおき給へり元久公此城に御在城有之至徳年間に至てカゴシ清水の城に御移  
 しあり

○應永年中に本田信濃守忠親太守元久公を恨むる事ありて元久公の御嫡子上總介  
 伊久の三男北又三郎久照を大將に取立て日州櫛島より大軍を率し志布志に押寄せ  
 向江河原に攻來たりて已に寶滿寺の邊に亂入す時に松尾城代新納越後守實久庄  
 内表出陣の跡城中空虛にて殘る者共は皆老若無用の人なれば防ぐべき手だてもな  
 くいかゞはせんと周章する處に越後守實久此事を聞て早速に馳歸り犬の馬場に向



寶満寺の  
仁王尊  
熊野權現  
社

波上權現  
社

丈六寺の  
稻荷社

四所天満  
宮

荒神社

以陳を取る川を隔て戦ふに野邊氏が手の者熊田・原兄弟諸人に勝れて働き討死し  
けり時の人は是をあはれみて當寺の二王を建立し兄弟のかたしろとす  
○熊野權現社慶長年中社頭大破に及び座主光明院より再興を企候所に同十一年六  
月朔日嵯山權左衛門久高・圖書入道御書付を以て御領國中に被仰渡右勸化を以て  
再興被仰付候也  
○波上權現社は權現島の絶頂にあり、祭禮九月九日、別當寶満寺也、此山に登る  
には岩石燈道峨々として藤をひき岩をよびて虚空に乗ずるが如し四方の美景詞に  
のべがたし

○丈六寺、稻荷社祭禮十一月二十二日、當寺最初の地主なり、往古坊中龍明院の  
守護たりしを破壊するに依て當時は本坊大性院の支配なり

○四所天満宮祭禮十一月廿五日、天文三年新納家八代近江守忠勝建立なり、古は  
新納家二代越後守實久之嫡男悪四郎久顯志布志の内城にありしを没落の後其像代  
として新納忠勝建立して當時の鎮守とす此寺今の書院なりしと云、久顯志布志を  
去て肝付に住す豊後佐伯に於て誅せらるゝと云

○荒神社は石のほこら也内城にあり、祭禮十一月十三日、別當九品寺、是は新納  
悪四郎久顯の守護神と云

九品寺

若宮神社  
祭事  
市渡祭

石峯寺  
石峯堂  
新城  
明星院  
高城

○九品寺は瑠璃山淨土院と云ふ律宗にして寶満寺末院なり、本尊阿彌陀藥師觀  
音内藥師は秘佛也、昔は淨土宗にして尼寺の由なり、境内の山に開山の尼僧墓の  
山にて大なる五輪の石塔あり

○若宮神社山口六社の内にして持統天皇の靈を祭る石の隨身あり鳥居の左りを若  
宮の馬場と云毎年正月初戌日市渡祭とて山口大明神の神輿此所に行幸有て祭禮  
行はる、昔山假屋の地を稻荷神にからせ給ひたれとも許容し給はざりければ此山  
を焼はらはんとての神勅なりとて今に至つて下司に仰せて社官馬にのり來て山の  
腰に火を付て焼くなり其時に稻荷神よりの御斷りなりとて大性院より茶一袋を  
捧物とす其社人の歸るとき小淵馬場の小兒共其馬を追て社人をば馬より落さんと  
す是稻荷より御頼ありての事也云傳へたり今は其事なし

○中央山石峰寺は天台宗也當時は郷士平山輪藏院の守護なり

○石峯堂本尊阿彌陀如來、此所昔は大伽藍のよし也今はかすかなる體也

○新城は高城の西海徳寺に上にあり高き右に同じ右の二城惣廻り九丁二十六間

○笠祇山西樂寺明星院本號は萬壽院と云本尊阿彌陀は惠心之作なりと云

○高城は松尾城の南大手に上にあり高さ二十一間余  
○寶満寺



開山 寺領 沿革 仙秀和尚

本堂の額 本尊 鶴岡八幡社 祠堂 寺賢

〔志布志記略〕に諸縣郡志布志密教院寶滿寺者花園院之勅願所也鎌倉極樂寺開山忍性菩薩之弟子信仙上人英基和尚正和九年開此寺爲開山此寺律宗而南都西大寺京都泉涌寺兩山末寺也寺領三十一石五斗六升一説聖武天皇御建立之由稱之云云足利直義卿於六十六ヶ國六十六ヶ之塔婆建立之時以當寺爲其隨一之由也其後有池魚之災諸證等多燒失依是及中絶之處萬治年住僧仙秀和尚携所殘之院宣等就泉涌寺屬勸修寺前大納言經廣卿請繼目之院宣同二年十一月十五日賜院宣同十九日仙秀遂院參自是至今被許院參云云正和五年自鎌倉將軍家打渡之傍示證文明白也其後御醍醐天皇御時鎌倉執權相摸守時御教書并寺領寄附等之下知狀自元亨年中至正中嘉曆數由炳焉也至元弘年中當國兵亂人民不歸敬寺家剩及抑妨之間經奏聞依之被成下綸旨於當國大守天氣之趣甚嚴重也又至建武年中如先代不可有相違之旨將軍家之下知狀分明也然處先年寺家炎上之時云云本堂七間四面額圓通閣支那高泉筆也本堂棟木有相摸守右京大夫賴朝將軍之名本尊如意輪觀音者中津川道海原田光信及信長因此三人之志願元應二年自南都西大寺移之云是運慶之作也有客殿又有鎮鶴岡八幡社祭禮十一月并岩屋文殊次鐘樓并財天社地藏堂等於寺寶者花園院御影像一幅此尊像元爲御自畫後於畫所寫之有讚次佛舍利次足利直義

子院 本尊 玉隆和尚 下馬札 古墳俗談 傳説

島山治部 大輔 南北朝時 代三侯城

寄進狀并塔婆料寄附狀秋月龍虎畫二幅呂紀花鳥畫二幅於子院者彌勒院觀音院妙德院吉祥院小塔院光明院等書廢絶舍利塔印子金龍の彫物は後藤が作のよしなり後水尾院御連枝二品良純法親王後陽成院第八皇子也傳如來正法座玉風禪宮稽首花園帝萬年護日東妙心寺雪江依所望書之とありさて此寺の本尊は如意輪觀音及多聞天持國天の三佛にして共に運慶が造れる佛なり、曆應三年正月元日足利直義朝臣佛舍利塔及塔婆一基寄進ありし時の文書今に傳はれり、又山主玉隆和尚の時に至て安永七年六月廿六日再び參内の勅を蒙れりと見えたり、寶滿寺は天台律室滿寺下馬札は御蔭石なり、(古老の傳)に寶滿寺觀音堂の古きむれ札に朝日さす夕日かくなり、(土人の傳)に此里に嫉妬深き女ありしが此觀音の尊容の美しき事己か容貌の及ひかたき事と云、それみて松畑をたきて尊容をよすへたりとかやそれより志布志の郷中に美女を生ぜずと云傳へたり  
○庄内郷  
〔武備志日本考〕大隅薩摩に云山川港志武志内浦根占庄内とあり〔五郡哥〕に諸縣郡庄内あり

○三侯城

〔太平記三十三卷〕に島山治部大輔が未宮方には隨はて楯籠たる六笠城を責むとて菊池肥後守武光五千餘騎にて十一月十七日肥後國を立て日向國へぞ向ける云云十一月十日より矢合して島山治部大輔が子息民部少輔が籠たる三侯城を晝夜



攻の城

十七日が中に責落て敵を討事三百人に及べり島山父子憑切たる三俣城を落され  
て叫はじとや思ひけん攻の城にもたまらず引て深山の奥へ逃籠りければ菊池今は  
是までぞとて肥後國へ引返すに跡を塞ぎし大敵ども更に戦ふ事なければ箭の一を  
も不射己が館へぞ歸りける

○荻浦大隅内かなほ

〔鳥隱集中卷〕に文明丁未臘月初二赴日州凍雨雖未晴以下日而出取脩途今  
夕宿荻浦口之沙驛有威

出門五六里泥行、東向日州天報晴、昔荻洲前小漁屋、夢酸旅枕夜濤聲、

○日州龍興山大慈寺 瑞光 福山村庵 安國寺

〔同卷〕に故福田俊雄隅州肝付郡人也少之時入前瑞光太益翁之室剃髮受具  
年漸欲壯之時背太益師之命忘其厚恩既而入日州大慈門下爲沙彌矣名改  
玄雄爾來二十餘年在福田村庵五六年前以事來於此鄉僑居者一兩年矣先是  
予門弟有誦首座者予令之看安國官寺予子之夏不幸而罹疾物故矣無司官寺  
之職者或告予曰故福田玄雄大慈門下之徒也令此僧看之可乎予即點頭而使  
一价告之於此僧此僧亦點頭矣於斯之時予告之曰誦也難久看官寺無一釋  
迦之容膝於一廬無一祖師之安體於一座願子營佛廬一字誦也之泉貨之借於

玄雄

詩

再興

寺領  
所在地

僧玄昌

人者散在民間請子聚以供佛廬費用然則官寺興久廢之基者唯子之力也何不  
扶起宗猷乎於是此僧聚其泉貨者七十餘緡添以二年夏秋二稅之寺產然後興  
其廢基雖然不運一土石於外不曳一材木於外工匠徭役之力亦其費不爲夥  
矣既而佛廬漸落成矣於是其願既滿衆望亦足久廢之官寺成一新寺不亦說乎一  
日玄雄示予以佛廬費用之二券其價一百六十緡玉粒之費用不知幾多少矣是皆  
以予之不知生業指鹿爲馬變白爲黑者也予即告之曰他日使知生業者  
勸其升斗毫釐一券特以置子之室矣云維時慶長十九甲寅九月下濤雲散人涉  
筆於安國古寺彦山人云大慈寺は日州諸縣郡志布志にあり是も島津家の菩提所なり

○日州龍源寺 安國寺

〔同卷〕に予歲十有三侍前建仁一翁老師之巾瓶云永祿丁卯老師致日州安國住持  
之任退居龍源小室漸而予歲迨而立老師歲將八十一辛巳二月布命予代老師  
師看龍源者殆乎十年不幸而罹日州之騷屑曰師曰弟子者亦離郡索居十有  
九年于今矣辱以英檀義久公之尊命住隅之正興與安國之兩古刹於斯之時  
叢林凋零野草姓劉之節僅有二二殘僧不改節義云云

○日州南郷外浦外浦は那珂郡にあり

〔南浦文集跋〕に南浦戲言前建長文之老師薩州之所作也諱玄昌南禪大明祖九世



綾の河中  
延命寺  
大龍寺  
所在地

創立

野方村ア  
ワサの住  
民

熊岳茂公

之遠孫而桂庵翁四世之的孫也老師生于日州南郷外浦故自名南浦(重政云)郷トシ浦依肥領也東に海あり

○日州西光寺日州綾ノ河中岳の阿彌陀寺なり

目井延命寺延命寺本尊地藏菩薩寺領なし目井津にあり

大龍寺彦山金龍院云々日州祥雲山大龍寺は依肥城下山川と云所今町ノ上あり本尊阿彌陀佛也

〔同書下卷〕に予生六歳之時老父令予入天澤老師之室以作僧苗矣爾來屈指則殆乎五十七年云云四十九歳而歸於日州肥水南陽故里西光粉寺造著室於目井延命古寺業占筮之學予作僧苗者此時也苗末秀之時天澤投予於州之安國一翁和尚會裡而後剃髮受具天澤逝川之後遺一香爐於予置予之影前一者四十餘歳予今應與州殿下家久公之命創大龍新寺居焉於斯時也佛具未滿置此香爐於柄香爐之裡於是看察之僧二三人入活火之炭燒破之云(彦山人云)大隅國野方村界より來たりし人の子孫あり初は只五軒なり今は八十軒ばかりになりと云今に上がたの阿彌陀寺なり也出野をひらきて鳥稻といふ物を作る水のなす所にして水をとるに苦しむ人家より水のある所まで二十八丁ありといふ間には富人もあり一人にて牛馬百疋斗も持てるありと云其内に馬多し是貧人にかし匿て子を産育せしむ領主よりありけり也

○莊内

〔同書中卷〕に熊岳茂公者本國和州人也以勇名聞諸侯大相國征伐朝鮮以來仕我鳥津氏者年尚矣鳥津氏素以好武勇公之勇名赫赫然也云云己亥初夏以來我

古戰場

粉高寺  
石高  
所在地

大性院  
開山  
本尊

稻荷社

天神社

寶物

寺坊

中將姫所  
作の不動

寺領  
開山

鳥津氏有事于國之莊内莊内不降至龍之初八莊内使伏兵與吾軍挑戰公見吾軍將有敗績武勇有餘只與坐而見敗績不若入伏兵之中一揮以全吾軍馳馬與伏兵戰者數刻呼時耶終結子路之纓矣吾軍全師而歸者公之勇力也(下卷ノ注)粉高寺は在二粉高部財部在二莊内彦山人云二莊内は日州諸縣郡の内なり莊内五万石は都城より支配す(同人云)莊内は八ヶ郷をさして云名なり財部郡城勝岡山ノ口高城高崎高春野原是なり

○丈六寺

〔志布志記略〕に密嚴山丈陸寺大性院者真言宗而鹿兒島大乘院之末寺也寺領六十七石余開山良範法印開基年限不詳於往古者日向一州之談議所而爲中國及筑紫之本尊之由稱之今志布志之祈願所也本尊阿彌陀如來行基作也古之本尊者丈六彌陀也有故移薩摩之地之處中途而尊容不動依之安置上勢井山中其尊容今尚存自腰下朽損鎮守稻荷社祭禮十一月廿二日別當龍明院廢絶之間本坊大性院支配之天神社祭禮十一月廿五日新納近江守忠勝天文三年建立之於寶物者唐渡金剛戒胎藏戒曼荼羅同涅槃像雪舟秋月兩筆八祖畫像了戒能真作劍一振也次於子院者龍明院寶持院淨光院井上坊樂師院理趣院普賢院東光院已上八ヶ所悉廢絶はりとして高五石給はりしを元和年中寺社領召上られし時是も召放されたりと云

○永泰寺坂下馬札あり

〔志布志記略〕に志布志新豊山永泰寺者曹洞宗而鹿兒島福昌寺之末寺也寺領十八石



本尊  
建立  
祠堂  
あみかけ  
の観音

開山  
建立

寶地庵  
榎井氏自  
害の跡

佛餉米四石、中興、開山福昌寺十八世代賢和尚也、本尊釋迦如來定超之作也、此本尊初在當國福島大陽寺、中比移此寺、大陽寺者豐州家之寺也、故有豐州家之位牌、此寺者依島津貴久公之遺命、義公御建立也、貴久公之謚號稱永泰寺殿大中良等庵主、境内有野中藥師、鎮守社、網掛、觀音、塔頭種德庵、好用軒、稻荷社、岩本坊、此内好用軒廢絶云云、あみかけの観音は當浦の漁人大垣氏昔あみにかけて海より引上し佛尊なりと云今も大垣氏の人あり

○大慈寺

〔志布志記略〕に諸縣郡龍興山大慈廣慧禪寺者臨濟宗關山派而京都妙心寺末寺也、寺領五百八十二石餘、開山玉山和尚勅諭佛智大通禪師、南禪寺、開山大明國師之法嗣、而信濃國井上氏之子也、曆應三年草創施主檀那榎井遠江守頼仲建立之、頼仲元來信濃源氏也、爲宮方、大將押領志布志并肝付等、依之引移肝付、帝釋寺于志布志建立、當寺榎井在當郷松尾城、振威於宮方、大將島山禮部信、榎井攻之榎井討負於當寺、内寶地庵、自殺、今其跡に少き五、辭世、頌曰、劔樹刀山遊戯自在、又曰、頼仲榎井討負於寶地庵、自殺于時、以辭世、偈及和哥、書位牌、表裡、其表文曰、開山檀那仲公大用大禪定門、辭世大事因縁、五十七年、偈頌遊戯自在、劔樹刀山、又裡、文曰、こしかたも又行末も此事を此月此日唯今にあり

延文二年丁酉二月五日大用在判云云、六代大守氏久公之時、以龍翔寺、剛中和尚爲

本尊  
唐波の中  
熊野神社  
江臨明神  
紫鈎の松  
大樹庵の祈  
疏法  
開山堂

方丈、紫  
十景  
八景

和漢之會  
塔頭即心

現存せる  
諸庵

當寺二代之住僧、大門有額大慈寺三字也、鼓山大心和、門前有下馬札、山門當時廢絶、本堂有額拈華堂三字也、支那高泉、本尊千手觀音者佛工運慶之作也、唐波半鐘一口在、本堂内、此鐘は幾久入首龍伯御願鐘の山中傳、鎮守能野權現社、江臨大明神社是祭、新納惡四郎久顯、靈、初号荒人神社、又江林神社、鐘樓、此樓又古、雲板の三重に口ち廻したる、紫鈎、松、此松今いなし、此松四十五世龍雲和尚又のかしらをつかんで釣り、大樹庵有額清涼軒三字也、南岳悅山之筆也、是領主、祈禱所也、毎年正月自十一日、至十五日有疏銘、祈禱懺法、此堂裡有剛中和尚の影像、衆寮亦在此裡、開山堂有額止々庵三字也、南岳悅山之筆也、此堂者觀應二年五月二十五日開山大通禪師入定之地也、唐門在方丈前、方丈有額烹金爐三字也、支那高泉之筆也、紫雲軒當寺書院也、又有十景、茵菖寮、檜榔島、夜明庭、雲秀溪、潮音閣、拈華堂、烹金爐、止々庵、清涼軒、綠池、又有八景、龍山、春望古寺、綠陰、野市炊烟、漁浦歸舟、橋邊暮雨、江上夕陽、東營秋月、西塞夜雪、應永十一年太守元久公與京都將軍義滿公之上使朝山出雲守師綱、同小次郎重綱、於此寺、而謁之時、有和漢之會云云、塔頭即心院寺領十五石、御佛餉米八石、開山大慈寺二世剛中和尚也、氏久公之御位牌御廟在此寺、號即心院殿、給岳玄久大禪伯位牌、文曰、前奧州國守、給岳久公大禪伯、此外有位牌一枚、御室御姫兩人之位牌也、其文曰、敬外欽心大姉也、溪月宗江大姉也、有石、玉屋二基、氏久公并御、塔頭龍澤庵、見性庵、龍樹院、大



廢絶せる

十王堂  
肝付兼續  
の墓

よがふ松

神明宮

千年松

全庵・瑞泉院・大護庵、龍護庵右七庵者現存之、安住院秀照庵龍翔庵寶地庵海雲庵、慈雲庵・徳壽庵・延命寺・右八庵者當時廢絶、大慈寺門前二町許屋敷七十餘、十王堂、在大慈寺裏門下濱際、虎ヶ石、東の濱邊墓所あまたある内に肝付河内守兼續が墓所あり月浦省釣法印永祿八年丙寅十一月十五日卒とあり此墓破壊に及事久し天明二年、春當地の郷士肝付半左衛門兼陳再興せり、又濱邊によがふ松とてあり雨夜には必火のともる所也、

神明宮新町の岡手により階鳥居あり祭禮九月十六日也此町は大慈寺の境内なり享保年中草創社なり、

千年松とて六月坂の傍にあり家人公の御哥あり

たえせぬやちさりなれたる秋ならん千年の松のかげのやすらひ

龍雲和尚和し奉りて

平原沙麓又層巒、今日送君思万般、獨立亭々松樹下、高歌一詠和皆難、

○山口六社大明神

〔同書〕に正一位山口六社大明神所祭天智天皇一后倭姫、二后玉依姫、大友皇子、持統天皇二后、御子乙姫宮、已上六所也、大祭、正月九月中、午日也其外年中有四十一度之祭、御祭料米三石者自官庫出、上安樂村別當千手院也、和銅元年六月建

祭神  
祭事  
沿革

山西宮  
山口社  
山口六宮  
本地社  
六宮大明

志布志惣  
鎮守  
御在岳  
山宮明神  
如意輪觀  
音堂

観音寺  
鎮母明神  
打植の祭  
中宮明神

立一宮、號西宮、同二年建立山宮社、白鳳元年祭大友皇子靈爲山口社、自夫已來建六宮、號山口六宮神社、大同二年以山宮社遷安樂地、云云、文永三年岡本常九代再興同四年三月再興神主岡本忠親代神鏡六面本地六觀音改大權現爲六宮大明神、大旦那公家久經勸進僧良慶佛師榮尊乾元元年再興神主岡本親世代明德三年十一月再興岡本刑部季清代永亨二年再興岡本季輔代寛政六年秋台嶺門徒勤供花畿法置大般若一部、明應六年二月季康代永正四年七月季慶代也旦那新納近江守忠武代同十四年十月四足堂再興季清代天文廿一年十二月岡本季種代神龜三郎季太夫天正十三年十一月廿九日寶殿再興大旦那義久公神主岡本季親代道師大性院盛秀文祿四年八月神領御藏入相成、初六座の神を所々に祭る其後安樂の地に移して一社とす、山田浦村の内に高山ありエノヒラといふ又は御在岳とも云也天智天皇此所にましませり故爾御の後此所に靈廟を立て山宮大明神と號す、鐘樓に鐘あり是はもと讚州石志尾八幡宮の鐘にて銘文あり亂世の時に取來たれりと云、如意輪觀音堂あり當社本寺佛也天神社、小祠伽藍社、濱殿社、本社の向ひ一濱殿は正月九月大祭の時本社より神輿行幸ある所なり

○宮地山、観音寺は眞言宗にして麓大性院末寺千手院此寺は山口大明神の別當にて寶殿内陣の事を掌る鎮母大明神山口六社の内にして中安樂にあり、祭禮正月末日此祭を打植の祭と云天智帝の後倭姫命にして大友皇の御母なり、○中宮大明



眞福寺  
熊野權現  
大田明神  
寶壽院  
彼岸寺  
上床大明神  
妻万宮  
遷座  
妻万五社  
大明神

神山口六社、内にして下安樂村にあり祭禮正月酉日なり天智帝二后玉依姫なり  
 ○安樂山眞福寺は上安樂にあり曹洞宗にして永泰寺の末寺なり  
 ○熊野權現社下安樂にあり別當を巨山寺と號す眞言宗にして大性院末寺なり  
 ○大田大明神救仁院之内槻野村にあり同村の宗廟と云、祭十一月初卯日なり  
 ○寶壽院眞言宗にして大性院の末寺なり  
 ○彼岸寺曹洞宗にして永泰寺末寺なり  
 ○上床大明神野上村、宗廟とす祭禮九月中、末日なり  
 ○妻萬宮シブシ原田村の宗廟とす祭禮九月中、酉の日なり、「或記」に天文已前は原田村の野間と云所に鎮座ありしを天文二十二年三月肝付良兼・同隱居、兼續の下知にて大崎へ遷す由委敷棟札に見えたり、妻萬五社大明神と云五社は立述主尊・鹿島大明神・香取大明神・諏訪大明神・春日大明神、是なり立述主尊と云は古書にも見え、此社今は大崎に引て大崎の宗廟とす其跡に社を立て同神を祭り原田村の宗廟とす  
 ○惣持院蓬原村にあり眞言宗にして大性院末寺なり  
 ○好善寺同村禪宗にして福昌寺の末永泰寺の觸下なり此寺に大中公中翁の兩位牌あり

惣持院  
好善寺

古城  
熊野權現  
蓬原城  
飯隈山

○同村古城廻三町高さ拾間忠久公之時救仁院平八成直と云人此城に居たる由也  
 ○同村熊野權現社祭禮九月九日此社は救仁郷四郎左衛門尉と云人守下、片平と云ふ所に居住せるが後に蓬原の城に引移る六代居住して七代目長元法印と云人飯隈山に引移すと云、「舊記」を按するに弘安三年叡山より覺進上人と云人新熊野を大崎に建立すと云り

濱宮明神

○濱宮大明神、大慈寺の近邊六月坂邊にあり小祠なり、祭禮正月申日也此社は檜柳御前の神靈を勧請す

辨財天社

○辨財天社あり是を夏井村の宗廟とす

笠祇明神

○笠祇大明神福島領境にあり怙村の宗廟とす別當明星院、祭禮十月廿八日〔重政云〕の福島〔クシマ〕の事なり牧の多き所なり

山中明神

○田中大明神内之倉村の宗廟なり祭禮十一月初午日

志布志領主

○志布志舊名救仁院忠久公已前より救仁院平八成直領之其後楡井頼仲領之之處島山修理亮直顯がねたみに依頼仲没落し其後新納近江守時久領地となる時久は四代の太守忠宗公之四男新納元祖四郎左衛門尉時久也二代は實久修理亮越後守也三代忠臣越後守・近江守なり四代忠治修理亮也五代近江守忠續六代越後守忠明なり七代四郎近江守忠武也八代四郎近江守忠勝也九代四郎忠茂此時天文七年にし



地頭職

て忠勝は福島に退き四郎忠茂は佐土原に退去す其跡は鳥津豊後守忠朝領之永祿五年より肝付左馬頭良兼知行天正年中鎌田刑部左衛門尉政廣被補地頭職一慶長年中樺山權左衛門久高久高其後川上因幡・鳥津中務云

野波野牧

○野波野地理未詳馬牧又牛牧

長野牧

○長野牛牧、白杵郡小嶺村の北に長

當麻驛

○當麻野村あり今は牧なし山中なり驛地理未詳

救貳驛

○救貳今の志布志を云也驛

國富庄

〔拾芥抄〕に日向國五郡救貳加之六也とあり、今もさる郡名のあるにやくはしくかむかふべし  
此外〔東鑑〕に國富日向とあり壽永三年の件なり〔重政三諸縣郡北より〕の入口なり國富庄と云、〔同書〕に富山國元年

神樂歌

霧島十社明神祭禮の神樂哥

○抑天つ彦火の御神豊原の中津國に始めて降らせ給ふ國なれば日向の國とは名付たり又明々たる國なれば串觸客とは申なり爰に宮柱太敷立て日本最初霧島六社大権現と拜み奉る廣前に千代の御神樂上奉る  
○あら玉の年の初めの初神樂祝ひ事を次や渡さん晝神樂あしにかけて拜むな

り四方の神を花とこそよめ

- 春來れば井手のさゝ波立増る苗代水は己が引く水
- たてやねぎとく立ばこそ神樂もよけれ舞も急なる立はゆるねぎのためとに八重がさね八重の折目に金花さく
- 鈴もぐさ手にとり給へ拜むには四方神を花とこそよめ
- 此ねぎに千代の御神樂參らする今は正面うさきこしめす
- 権現のふり給へば綾はへて錦をそへて吳座と定めん
- 権現の御前の松こそ千代の松か枝さし増りてかけてあそばん
- 権現垂跡ちはやふるあしろの濱にあそびし給ふ
- みすの内色よき花の見えにける金の蝶のまひ遊ひめす
- 御簾の内御角にかけします鏡くもりあらせてかけともりせん
- みすの内みすのたれ帯くけにけりくけつの帯はとみ草の花
- 青草の罪にはりてもえ上る煙ぞ神のすがたなるもの
- 山王に著せし物は高天のねぎをさせてねらせん
- 山王のめしくた物は山にある大栗小栗椎のくさをり
- 山王七社は佛なるもの参れば願ひをねらひをぞける



- みたけにはみゆる物とて星斗り光りのまには神をせうせん
- みたけには花葉の千くさ龍の駒父引立て舞てあそばん
- みたけには金剛山王釋迦なれば是こそ宮のはじめなれ
- 霧島は幾世の神の親なればかうべは白うて腰は弓はる
- 道御醉が参つためすぞめさんぞ七盛八盛めしてぞ酒の香もある
- 月と日と光をなすこと此所照らす扱はちもふ事なし
- 山川のせにふすあひに梁穂とうせん
- 若宮殿に千代の御神樂参らす奥山に太鼓の音の聞ゆるは幾代の神の遊ひし給ふ
- 神樂してなびきて見れば西の海沙のみつごと神のまします
- 抑ひんがし海をと名づけ須彌山の山のふもとより日は三足の鳥と現じて出させ給ふ月はまた三足の兎と現じて出させ給ふ紫の雲の原をば廣馬場として小松のみどりを宿として舞ては西の山邊に入給ふ
- けさの日は明るが惜しさにほの／＼と霧立拂ふ霽と定めん
- けさの日は金に増る旭かな三笠山をかけて照さん
- けさの日は霞にかけし小椋山此下不詳

- けさの日は白羽弓にもさも似たり三笠山を引て照さん
- 二月になると思へば若旅の奥がためどて恵をぢする
- 春霞物をいはば遠つべの物のめだちは高くなるらん
- 東なるこう佐が池に住む龜はたゝらめしてぞをきえまします
- 南なる鹿が池にすむ龜は鍬房にめして御きえまします
- 西の海干潟の海人に物とへばかき蛤に花やさくらん
- 西の海ひかたのあまにものとへば入来る富を九九に納る
- 北の方祝の脇にたつ雲は仇なる雲か法のたつ雲
- 北の方北の林に小棚かき七重のそなへ御きえまします
- 北の方祝義の脇にたつ雲は仇なる雲か御きえまします
- 彼岡の岡のつるどを若平の入来る波の数はえしらん
- どう／＼と打鳴らす太鼓の音にきかはしき山―神は枕をならべ耳をツミ含んで聞しめすはつといへるもサツといへるも一乗衆生に放るゝ事なし昔には成就せん
- 邊妙法を説き給ふ今は又二世末代に至るまで和光きむつの御誓哉音聲歟御情歟
- 右者霧島十社明神の神樂歌也同社神家會於郡田口村居住川元藤兵衛口づからも



志布志の合戦

新納忠茂

野邊氏

新納系圖

のせしを彦山僧密乗坊立辨旅矢立にてかたはらより書付たるなり時は文化十年四月晦日也なほ此外にも一二首はありし由なるを彼神官が忘れたりしとなり

○〔志布志記〕に十四代の太守勝久公・忠良公と御不快に及び天文四年勝久公鹿兒島清水城没落にて三ヶ國無主に相成候節郡城北郷讚岐守忠相・餓肥之島津豊後守忠朝・肝付の肝付河内守兼續三人より志布志之新納四郎忠茂に申遣はしけるは勝久公をふたゝび鹿兒島に入部させ奉んとの事なり忠茂は貴久公に志を通じ申されし故同意なかりしかば三大將大きに立腹にて三方より大軍を催し志布志に押寄せ寶満寺の岡手の方に陣を取て内城をせむ新納さまくゝにわびことしけれども聞ず是に依て柴主殿介今壹人家臣を田布施につかはして貴久公の加勢をこふ然るに仰られけるは今三ヶ國合戦の時なり遠路加勢なりがたし時のよろしきに随ふべしとの御意なればいかにもしがたし此時城中より打ていて向江河原口をふせぐ時清水三郎右衛門戦死其外にも戦死あり時に天文七年三月なり新納四郎忠茂は島津豊後守に和談をなし志布志を没落して佐土原に退去す〔新納系圖〕に天文七年三月廿六日薩州南方に参候して云云其後薩州日當山を賜ふ

○〔日記〕に日州の野邊氏と云は元來武州の七黨にして横山の黨なり小野の姓にて榛澤郡野邊郷の地頭職たり故に野邊と號す其後日州櫛間院地頭職を賜はりて其

天文の亂

島津伊藤兩家の合戦

大光寺長甫開山

所に居住し櫛間并隅州深河院其外所々知行して大身なり平重盛の七勇士佐守宗實の子孫野邊の養子と成て平姓に改めたり此子孫志布志に居住す

○〔日記〕天文四年大亂の件に島津豊後守忠朝・餓肥櫛間之領主也同五年四月十二日島津忠良入道日新・嫡子貴久・二男忠將父子三人以一千餘之勢於日州庄内高城與山東之伊藤勢北郷北原合戦伊藤勢敗北

○永祿五年四月五日肝付河内守兼續知行松山同五月廿五日知行志布志・餓肥城主島津尾張守爲伊藤義祐被攻取餓肥城退去櫛間・元龜元年正月貴久公攻日州伊藤氏持城高原城同三年五月四日於飯野木崎原忠平公與伊東義祐合戦義祐大敗北而大將數人被討、天正二年伊東押寄伊地矢根占同五年高城石城攻九月廿九日義久公知行十二月七日伊東持野尻落城、六年正月新納院高城松山陣

〔良古云〕里俗語傳ふ所の高千穂宮の跡と云は〔原書云〕

○〔伽藍開基記九卷〕に佛日山大光寺、開山禪師諱長甫號嶽翁、勢州人也……偶杖錫遊日州、大守田鳥氏一見、如平生、觀就佛日山、創大光禪寺、延師爲第一、代開山、湧殿飛樓照映林、千楹列而巍々、四衆雲集、道風益盛、康安二年將告終、召門弟子、曰山僧滅後不踰時日、當茶毘、不必作佛事、報計音茶毘之後收灰



骨<sub>ニ</sub>投<sub>レ</sub>水不<sub>レ</sub>用<sub>ニ</sub>舉<sub>レ</sub>哀造<sub>ヲ</sub>塔又云云臨<sub>レ</sub>終復書<sub>レ</sub>偈別<sub>ニ</sub>衆有<sub>ニ</sub>虚空落<sub>レ</sub>地大海連<sub>レ</sub>天之句<sub>ニ</sub>遂加<sub>レ</sub>跌而逝實康安二年八月初二日也門弟子行<sub>ニ</sub>闍維<sub>ノ</sub>法<sub>ニ</sub>塔<sub>ニ</sub>于寶峯<sub>ニ</sub>榜曰<sub>ニ</sub>多福<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>語錄若干卷<sub>ニ</sub>天正<sub>ノ</sub>間羅<sub>ニ</sub>于回祿<sub>ニ</sub>無<sub>ニ</sub>復存<sub>ニ</sub>矣

妻万宮  
瓊々杵尊  
神のウツ  
ムロ  
覆野神宮  
雨のみか  
げのみか  
日のみか  
帝都の地  
事勝の社  
墓事勝の墓

○「闍」に日<sub>ノ</sub>道町の西に近く妻万宮あり此町の南に近く妻万町あり此町も道筋なり妻万宮の西ニニキノミコトの塚まで西方に行十四五町ばかりあり其間に大石の岩屋あり是を神のウツムロと云也妻万宮より西南の間十町ばかりに覆野大神宮あり是を火々出見尊なりと云フクノの社の西に雨のみかげと云所あり北に日のみかげと云所あり此方は二重ぼりにその北谷深く要害の地也妻万宮のあたり社甚多しフクノの社のあたりを帝都の地といふ事勝ノ社といふものゝ東にウツムロあり西に事勝墓ありウツムロのあたり東に墓百七十計ありニキノ尊の御陵の西の方にちいさき墓十ばかりあり

岩屋

高屋宮址  
覆野社  
丹花寺

○高屋村

「日州人黒木參河云」宮崎郡に高屋村<sub>是景行天皇の高屋宮の舊跡也といふ</sub>兒湯郡都於郡村<sub>内高屋同郡妻村の内にも高屋と云所あり</sub>フクノは天傾也フクノの社の南に丹花寺と云所あり寺

黒貫寺  
七十五社

伊東氏  
土持氏

のあとなり此所景行天皇の石あり近こる此石に梵字をえりつけたりフクノの社より南一里ばかりに火々出見尊の帝都のあとあり高屋といふ都於郡村の内也古此邊をすべて高屋と云へりし由也そこに日陽山黒貫寺<sub>クロノキ</sub>とて寺あり眞言宗なり此寺よりうけもつ所の社七十五社なり社は寺<sub>近邊也其所にをか玉の木あり</sub>

○「太平記十六卷」に建武の比なり伊東大和守

○「東鑑四十卷」建長二年三月一日造閑院殿雜掌事也其目錄築地一本土持入道ノ跡

○「太平記三十三卷」延文三年筑後大原合戰の件に土持十郎

日向之四(諸縣郡下・雜載)終

(日向志終)



